

近江三上の宮座にみる歴史と伝承

公文と座をめぐる

真野純子

The History and Tradition of Myaza in Mikami in Shiga Prefecture : Through the Existence of *Kumon* and the Origin of Groups
SHINNO Junko

はじめに

- ① 御上神社の祭祀と秋の神事
 - ② 芝原式の構成
 - ③ 公文の存在
 - ④ 座のありかた
- まとめ

【論文要旨】

滋賀県野洲市三上のずいき祭りは宮座として知られるが、本稿では、公文と座を訴訟文書や伝承記録などから検証するとともに、現在の芝原式の儀礼のなかに何がこめられているのかをあきらかにした。

ずいき祭りでは、長之家・東・西の三組から頭人が上座・下座の二人ずつで（一九五一年からは長之家は一人）、ずいき神輿・花びら餅の神饌を準備し、東と西の頭人は芝原式での相撲役を身内からだして奉仕する。それら頭人を選出するのは、各組に一人ずついる公文の役目である。公文は家筋で固定し、各組（座）でおこなう頭渡しだけでなく、芝原式にたちあい、実質上、それらを差配している。

芝原式の儀礼には、公文から総公文への頭人差定状の提出、花びら籠・犁耕での牛の口輪）という直截な勸農姿勢、猿田彦をとおして授けられる神の息吹といった中世の世界観がこめられていたことがわかった。

また、公文・政所という用語の使われ方が時代とともに変化していくことを指摘し

たうえて、中近世移行期での公文・政所を特定した。彼らが訴訟や年貢の収納事務にたずさわり、文書を保管する職務についていたこと、在地の地主層で下人を抱える殿衆であったことなどをあきらかにした。

長之家は庁屋を、東と西は神前の芝原に座る方角をさしているものの、公文の考察から、相撲神事の編成が莊園の収納機構と深くかかわっており、長之家は御上神社社領、東は三上庄、西は三上庄内の散所を原点に出発していると考えられる。

神事再興の一九六一年（永祿四）以来、頭人には下人、入りびとをも含むため、開放的な宮座として知られるが、それは屋敷を基準に頭人を選定していく公事のやり方であり、神事には相当な負担が強いられた。三上庄の実質的管理責任者である公文が頭人を差定して、その頭人に神饌やら相撲奉仕の役をあてがい、神饌を地主神に供えることで在地の豊饒と安泰を願うという祭りであったことを実証した。

【キーワード】 公文、座、芝原式、神事、頭人差定

はじめに

肥後和男が宮座研究をはじめたのは、一九三一年（昭和六）に、こことりあげる近江三上^{みかみ}、現在の滋賀県野洲市三上に鎮座する御上神社^{みかみ}の相撲神事を見学したことがきっかけであったとされる。肥後は、秋の夜半、神前の芝原に頭人たちが座して、かがり火と提灯だけの暗闇のなかで催す厳粛な儀式に圧倒され魅せられたのであろう。その衝撃的な光景を目の前にして、これこそが宮座と意識したとおもわれるが、そのシバハラシキ（芝原式）は今も変わらずに三上の人々によっておこなわれている。頭人たちは十月九日から準備に入り、十四日午前に芋茎神輿^{ずいき}を奉納し、夜半には関係者一同が神前の広場に集まって一座しておこなう芝原式を迎える。現在の祭日は少し変更されているが、真野俊和はその経過を頭人の私ごとから村の公ごとへと祭りが進んでいくとして、クライマックスを迎えるその最終場面の芝原式を中世社会という神話的世界を演じているのだと読み解いた⁽²⁾。この儀式を見た者は、現実の世界から一気に中世の世界にでも引き込まれたような錯覚におちいるだろう。そのような世界観を醸し出す三上の神事^{じんじ}には、歴史の事実と伝承が含まれている。事実にもとづいて伝承してきたことと、また一方では時の流れとともに捨象したり付与したりして神事を変化させてきたことがある。付与には意図的な思いをこめて伝えていく⁽³⁾としてきたこともあるから、神事の構成に内包された歴史の事実と対比しながら、この神事を見極めていくことが肝心である。本論の目的もそこにあり、それが、宮座をはじめとする祭祀のありかたの究明にもつながるとかんがえるからである。

この祭りは、一九九〇年（平成二）三月に野洲町指定無形民俗文化財の指定と滋賀県選択無形民俗文化財の選択を受け、それにあわせて保護

団体として「ずいき祭保存会⁽³⁾」が同年一月にたちあげられた。さらに、二〇〇五年（平成十七）二月には国の無形民俗文化財に指定された。三上の秋祭りは、一五六一年（永禄四）からの頭人名を書きつけた「三上若宮殿相撲御神事記録書」の端裏銘からでもわかるように、ジンジ（神事）とか、芝原式で披露する相撲の身振りからソウモク（相撲）と呼ばれてきた。頭人がずいき（サトイモの茎）で神輿をこしらえて奉納することから、ズイキマツリ（芋茎祭り）と呼ぶこともあったが、保存会発足以降は、もっぱら「ずいき祭り」の言い方が採用されている。また、保存会の設立によってずいき祭りの学術的意味づけに関心が向けられていき、保存会役員を中心にして「宮座」という用語も使われはじめていく⁽⁴⁾。

一九三八年（昭和十三）に肥後和男の『近江に於ける宮座の研究』が刊行され、三上の秋祭りが「宮座」として注目されることとなり、それ以降、数々の研究が報告されている。筆者も一九七五年（昭和五十）に神事を観察調査⁽⁵⁾して以来、三上での研究を続けてきた一人であるが、宮座の特徴を備える秋の神事だけに着目するのではなく、村落社会との関わりからも三上の人々がおこなう祭祀全体をみていくことの必要性を説いてきた⁽⁶⁾。そのような立場からこれまで報告されてこなかった春祭りにも力をそそぎ、ある程度の成果をおさめることができたとおもう⁽⁷⁾。ここでは秋の神事にたちかえり、これまで触れられてこなかった歴史と伝承のありかたに視点をすえてみる所存である。

① 御上神社の祭祀と秋の神事

一 三上と御上神社

滋賀県野洲市三上は、琵琶湖へと注ぐ野洲川下流右岸と標高四三二



図1 三上地形図 国土地理院発行の2万5千分の1地形図(野洲)使用

メートルの円錐状の三上山には生まれた平野部にある【図1】。水田の開けた景観は、筆者が初めてここを訪れた一九七五年の頃とかわらないが、専業農家は姿を消してしまった。⁽⁸⁾二〇〇四年(平成十六)十月一日に野洲町と中主町とが合併し野洲市となったことから、野洲郡野洲町三上から野洲市三上となり、それにあわせて、これまでの三上区から三上自治区に名称が変更された。三上自治区は山出、東林寺、前田、

大中小路、小中小路の五集落からなり、江戸時代の三上村を引き継いでいる。⁽⁹⁾字にあたる五つの集落は独立性が高く、集落ごとに自治会を組織して自治会館とか公民館と呼ばれる建物をもつが、その上に三上全体として三上自治会を構成しており、三上の集落センターも別に存在する。三上山の西麓には三上山を神体山とする御上神社が鎮座し、三上の五集落を氏子区域にしている。三上の人々は御上神社を「お宮さん」と呼んでおり、集落ごとの宮はない。二〇〇六年一月一日現在、三上は二八戸であり、このうち御上神社の氏子は二五二、三戸である。⁽¹⁰⁾

三上には集落ごとに寺院が一か寺あり、檀家のほとんどはその集落に集中しているが、前田にある浄土真宗照覚寺(後述する元西座公文)の檀家だけは三上の五集落全体に広がり、一九七五年の調べによると檀家数も一二二軒と群を抜いて多い。⁽¹¹⁾

御上神社については、『古事記』の開化天皇の条に「近淡海之御上祝以伊都玖、天之御影神」とでており、『日本三代実録』によれば、この三上神が八七五年(貞観十七)三月二十九日には従三位の神階をさずかるまでに至ったことがわかる。御上神社はこのようないわれのある古い社であり、代々、神職によって祭祀が営まれてきた。古くは神主(「神館殿」)のほか、社家・社人・禰宜・宮仕ら二人を数えたとも伝えるが、江戸時代には五、六人の家筋を残すだけとなり、明治初年まで神主一人(三上三位家)・社家二人(大谷家・平野家)・市一人(平子家)・宮仕一人が家筋で世襲してきた。宮の境内には江戸時代まで政光院(天台宗)の庵室があり、また、一九二四年(大正十三)の官社昇格にともなう移転までは、宮大工筋の今堀伊右衛門家も境内に住居を構えていた。明治年間からの神社行政の影響で世襲の神職家はじょじょに離脱していき、現在、外部から派遣された宮司一人・禰宜一人が御上神社に奉仕している。⁽¹²⁾

きていることを記してあるが⁽¹⁵⁾、それでも二〇〇四年度の「御上神社年間祭儀行事予定表」には表1のように四二の書き込みがある。大祭としては春季例大祭（五月第三日曜）、中祭としては歳旦祭（二月一日）、三上山頂での山上祭から下山後におこなう影向祭（旧六月十八日）、秋季古例祭（十月体育の日）、神衣祭と忌火祭（十一月十四日）、そのほかに新嘗祭、祈年祭、月首祭六回、月次祭六回と御田植え（旧六月一日）、手斧始式（一月四日）などのような祭儀がおこなわれている⁽¹⁶⁾。氏子は、御上神社の祭儀のうち、春季例大祭と神幸祭の二つをいっしょにして春祭りと呼び、三上山頂でおこなう山上祭を竜王祭りと呼び、猷江鮭祭・湯立式・秋季古例祭・芝原式の四つをまとめてずいき祭り（あるいは神事、相撲）と呼んでいる。

三上には各集落に一人ずつ氏子総代があり、おもだった祭典では列席するだけでなく、準備と後かたづけ、直会での給仕をし、境内の整備のほかにも、社務所で開かれる月末の総代会には宮司や三上自治会長とともに出席する⁽¹⁷⁾。三上自治会長と五人の氏子総代を除いて、三上の氏子たちが、直接、御上神社に関わりをもつのは、春祭り、竜王祭り、秋のずいき祭りである。春祭りと竜王祭りの場合、集落が順番に交代して祭りの準備と諸役を担う。これをワタシバン（渡し番）、あるいはワタシトウバン（渡し当番）といって、一年ごとに各集落をまわっていく。神体山の三上山山頂には東と西の竜王が祀られており、その祭りの準備は集落の総代がほとんど一人ですませてしまうから、渡し番の仕事としては御旅所へ神幸する春祭りが中心となる。それについて、秋のずいき祭りの場合は、トウニン（頭人）とかジンジトウバン（神事当番）といって、個人が供物の準備をし諸役に預かる。したがって、祭りといえは春祭りのほうをさし、春は氏子の祭り、村全体の祭り、宮さんの祭りであるのにたいして、秋は頭人の祭り、個人の神事である、と三上の人々は認識してきた⁽¹⁸⁾。この春秋二度の祭りでは、準備にあたる当番のありかたをは

じめとして全く別個な祭祀組織形態がとられており、それが御上神社の祭祀における大きな特徴となっている⁽¹⁹⁾。

二 秋の神事

秋のずいき祭りは、頭人の祭りであるとか、個人の神事であるといわれ、チヨウノヤ（長之家）・ヒガシ（東）・ニシ（西）という三組に所属する家の男性が組ごとに順番に頭人、つまり神事当番となって祭りの準備と役にあたる。東は東座、西は西座とも呼ばれ、これら三組（座）からは、それぞれにカミ（上）とシモ（下）に座る、つまり、上座と下座に該当する頭人を毎年二人ずつだしてきたが、長之家は人数減少を理由に一九五二年（昭和二十六）から頭人を一人にしほっている。そこで、頭人は長之家が一人、東が二人、西が二人の計五人となり、頭人それぞれが祭りの供物にあたるずいき神輿をこしらえて、御上神社へ奉納する。ずいき祭りの行事は、十月九日の甘酒神事（猷江鮭祭）からはじまり、十一日の湯立て、十二日のずいき刈りとずいき神輿作り、十三日のずいき神輿作りの完成と祝宴（御菓子盛り）、十三日夜のトウワタシ（頭渡し）、十四日午前のずいき神輿の奉納と祭典（秋季古例祭）と続き、十四日夜の芝原式で終わる。二〇〇三年（平成十五）に秋季古例祭は十月十四日から国民の祝日にあたる体育の日に変更された。体育の日にあわせて設定したため、毎年、日には異なるが、行事そのものはこれまで通りの日数と間隔をあげておこなっている。ここでは、便宜上、変更前の日にちによって行事を概観しておくことにする。

十月九日の甘酒神事（猷江鮭祭）は、氏子からはアマザケ（甘酒）と呼ばれており、午前中に御上神社でおこなわれる。黒の紋付き羽織に袴、または洋礼服を着用した頭人が、清酒・甘酒・めずし（ジャコと干して粉にしたタデを混ぜた酢飯）・青漬け（大根葉などの一夜漬け）の神饌をもって社参する⁽²⁰⁾。頭人五人は拝殿に着座し【図2】、宮司はこれか

表 1 御上神社の年間祭儀行事

2004年度予定表より作成

月	日(曜日)	時間	祭儀名	備考
4月	3日(土)	午前10時	勸学祭	
	15日(木)	午後2時	遷祀祭	
5月	15日(土)	午後予定	春季例大祭準備	
	16日(日)	午前10時	春季例大祭(式典)	第3日曜 祭儀名に★あり
	16日(日)	午後2時	神幸祭	
	23日(日)	午前10時	悠紀斎田記念御田植祭	観光協会主催
6月	30日(月)	午後4時	大祓式	
7月	17日(土)	午前10時	御田植	旧6月1日
	23日(金)	午後6時	愛宕祭	
8月	3日(火)	午前7時	山上祭	旧6月18日
	3日(火)	午前10時	影向祭	中祭, 旧6月18日
9月	1日(水)	午前9時	月首祭	
	14日(火)	午前9時	月次祭	
	23日(木)	午前10時	秋季皇霊祭	
	9月23日(木) ～11月3日(水)		松茸狩り期間	
10月	1日(金)	午前9時	月首祭	
	6日(水)	午前8時	猷江鮭祭	
	8日(金)	午前9時	湯立式	
	11日(月)	午前11時	秋季古例祭	中祭, 体育の日, 祭儀名に★あり
	11日(月)	午後7時	芝原式	
	14日(木)	午前9時	月次祭	
11月	1日(月)	午前9時	月首祭	
	14日(日)	午後2時	神衣祭 引き続き 忌火祭	中祭, 祭儀名に★あり
	23日(火)	午前10時	新嘗祭	祭儀名に★あり
12月	1日(水)	午前9時	月首祭	
	14日(火)	午前9時	月次祭	
	19日(日)	午前8時30分	注連縄作り, 門松立て	
	28日(火)	午前8時30分より	氏子家祓 29, 30日	
	31日(金)	午後4時	大祓式	
	31日(金)	午後5時	除夜祭	
1月	1日(土)	午前10時	歳旦祭, 氏子安全祈願	中祭, 祭儀名に★あり
	4日(火)	午前10時	手斧始式	
	10日(月)		成人式	第2月曜日
	14日(金)	午前9時	月次祭	
2月	1日(火)	午前9時	月首祭	
	3日(木)	未定	節分祭	祭儀名に☆あり
	11日(金)	午前10時	紀元節祭	
	14日(月)	午前9時	月次祭	
	17日(木)	午前10時	祈年祭	祭儀名に★あり
3月	1日(火)	午前9時	月首祭	
	14日(月)	午前9時	月次祭	
	20日(日)	午前10時	春季皇霊祭	

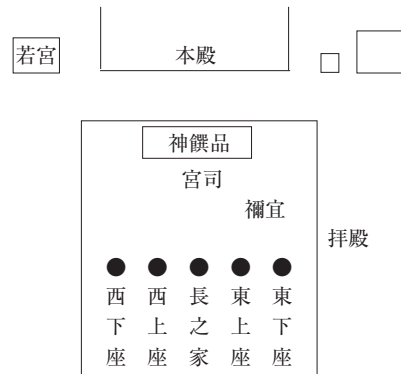


図2 甘酒神事での頭人着座
1983年10月9日

らはじまる神事の無事を祈って、甘酒式をとりおこなう。祭典終了後に各頭人は、ずいき神輿の枠と台になる御菓子盛り台と、スモウサル（「角力猿」といって木彫りの猿の相撲人形一組を神社から受け取る。夕方から頭人宅では、ずいき神輿を作るオモシンルイ（重親類）やトナリシンルイ（隣親類）に集まってもらい、協力をおこなう。

い、甘酒をだし、めずし・青漬などを食べてもらい、協力をおこなう。一日おいた十一日の湯立てには、宮司が頭人宅であるジンジャ（神事屋）をまわって、神を迎える。頭人は早朝に御上神社の手水舎から水を汲んできて釜に入れ、沸騰させておく。神事屋の座敷には、生きた鯉、山海の幸などの神饌が供えられ、頭人と家族がたちあうなか、宮司は祝詞を奏上する。それから、四方に斎竹をたて注連縄を張ったカマドの前へ行き、湯立てた水を筐につけて祓う。神の依代となる紙垂をさげた櫛は、ゴヘイ（御幣）と呼ばれ、床の間に置かれる。

秋の神事は、頭人が秋に収穫した物を神輿にこしらえて、御上神社へ奉納することにある。サトイモの茎でこしらえた神輿が供物にあたり、それを神へ供えるのである。十二日のずいき刈りと十三日の御菓子盛りには、三上に住む親類の男たちが神事屋に集まり、刈りとってきた四〇〇本ほどのサトイモの茎を使って神輿を作る。青々としたずいきの神輿には柿・栗といった秋の果物や胡麻（または菜種）・粟を使って飾る。菓子とは果実のことであり、御菓子盛りの呼び方は、柿・栗の果実を盛ったことからつけられている。

神輿の正面の棚にはずいきで御上神社の鳥居をつくり、その下に栗で土俵の形をこしらえて、そこに相撲を取り組む力士と行司役らの姿をした猿の木彫り人形を置く。三方をモミジ・アヤメ・菊の造花で飾り、先端には御幣（紙垂をさげた櫛）をさし、そのまわりを赤いケイトウの花で埋める。各頭人宅を宮司がまわっておこなう湯立式で、櫛に神がおろされるが、それをずいき神輿の頂にさすのである。完成した神輿は座敷に飾られ、手伝ってくれた人々を招いて盛大な宴会が催される【写真1】ことから、一九七五年（昭和五十）頃、頭人宅にとっては御菓子盛りの日がホンビ（本日）と意識されていた。頭人になると、田芋、ケイトウの栽培やら、もろもろの準備に一年を費やすが、ずいき神輿の制作には、オモシンルイやトナリシンルイがあたり、頭人自身は手出しをしないことになっているし、女性はずいき神輿には触れない。三上では神事、神さんごと全般に楽しんで男性がおこなうものとされてきたのであり、女性はもっぱら食事作りといった裏方の仕事にまわる。

十三日の夜には、各組（座）のクモンジヨ（公文所）で頭渡しがおこなわれる。長之家・東・西にはそれぞれクモン（公文）と呼ばれる者が一人ずつおり、その公文はそれぞれの組から頭人を毎年滞りなくだしていく責任をもたされている。ずいき祭りの期間中の十三日晩に各公文は、当年・翌年・翌々年の頭人を呼び出して、頭渡しの式をし、頭人としての順番を確定していく。これら三人の公文も順番がくれば、頭人をつとめることになる。頭渡し式では公文の立会いのもとに頭人から助頭らへ盃が回されるが、その式次第は各組により若干異なる（後述）。

十四日の午前に神社で秋季古例祭の祭典がある。午前一〇時に長之家（頭人関係者）の叩く太鼓を合図にして、ずいき神輿を湯立ての水で清めてから、警固（男子二人）―頭人―ずいき神輿（神輿昇きはオモシンルイの男性二人）―供奉人（正装した家族やオモシンルイの人々）の順に行列を組み、神事屋を出発し社参する【写真2】。御上神社の境内に



写真1 御菓子盛り 2004年



写真2 ずいき神輿の奉納へ 1983年



写真3 秋季古例祭の祭典 1983年

到着すると、ずいき神輿は楼門の外側にいったん並べられ、参列者の修祓が終わると、五人の頭人はずいき神輿をしたがえて拜殿に入り、ずいき神輿を背にして図3のように扇子を手前に置いて着座する【写真3】。式典は、宮司の祝詞奏上、巫女舞があり、頭人（長之家・東上・西上・東下・西下の順）・区長（現自治会長）・氏子総代・来賓者の玉串奉奠のあと、本殿から下げられた神酒を頭人（順序は同上）が飲み、終了となる。頭人以外の参列者に対しては宮で直会がおこなわれる。

秋季古例祭の祭典には公文は列席せず、祭りの期間中に宮司・公文・頭人といった関係者一同が顔をあわせるのは、十四日晚の芝原式の時である。秋の神事では各組の成員全員が集まるような機会は設けられていない。

十四日午後六時に長之家（頭人関係者）の叩く太鼓を合図に、公文、

公文のジョウツカイ（定使い）、頭人、力士が社参する。神社の齋館には宮司、公文、頭人、若狭の使い役が、総公文の長之家公文を上座の中央にすえ、着座する。各人が提灯にろうそくの火をつけ、一同沈黙して待機していると、宮仕⁽²⁶⁾は次の間から準備ができたことを知らせる。長之家公文（白い祭服用用⁽²⁷⁾）の起立したあとを、宮司―長之家頭人―東公文（袴着用）―東上座頭人―東下座頭人―西公文（黒の紋付き羽織と袴着用）―西上座頭人―西下座頭人―若狭の使い役（黒の紋付き羽織着用）が続き、次の間に控えていた宮仕（白張に袴を着して袴の裾をたくしあげている）の先導で、各自提灯をさげて、神社の楼門の外側にあたる芝原と呼ぶ式場に向かう。

この字型にこもが敷かれた式場では、各人は前方に提灯を、手前に扇子を置いて正座する。暗闇の中がかがり火と提灯の明かりだけがともさ

れる。芝原式の着座は図4のとおりで、このさいも長之家公文は、楼門に向かって正面の中央にすわり、式を中心となる。宮司は長之家公文の隣に着座するが相伴するだけで、式を進行するのは宮仕の役である。宮仕は式場内では裸足となって立ち回り、式終了まで一同無言のうちにおこなわれていく。

まず、宮仕が各公文から礼紙に「上」とうわ書きのある差定を受け取り、長之家公文に差し出す。これには本年と次年以降の頭人名が記されている。総公文にあたる長之家公文は、宮仕を介して頭人差定状を受け取ると、懐におさめる。

次に、宮仕は、各公文と東西の定使いに竹籠をかぶせた花びら餅をひ

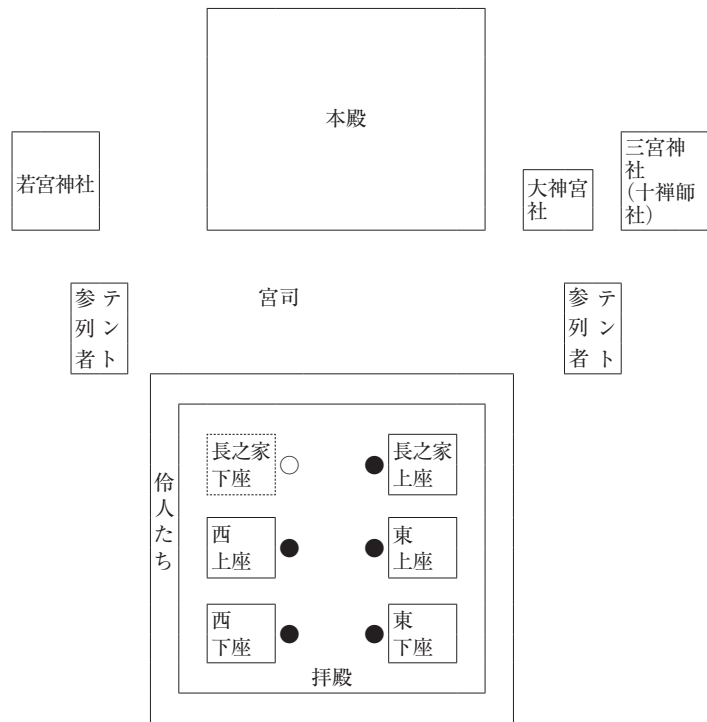


図3 秋季古例祭での頭人着座 1983年10月14日
注：長之家の頭人は上座、下座から1年交替で1人
1983年は、長之家頭人は上座であった

とつずつ配ってから、猿田彦の面を被ってほこを持ちながら芝原を回り、公文に対してほこで突き鼻くそを放つしぐさをする、公文は恭しく頭を下げる。給仕役の定使い（黒の紋付き羽織着用）が各座ごとに頭人の持参した酒・肴を公文と頭人へ配り饗したあと、東西の各頭人から小相撲（幼児）一人・大相撲（未成年の男子）一人をだして、東西の上座どうし、下座どうしで、「ヤア、トウ」のかけ声をかけて組み合うだけの小相撲と大相撲がとられる。

それが終わると、芝原に着座していた公文、頭人、宮司、若狭の使い役は、宮仕の先導で芝原を退場し、斎館にひきあげる。斎館では提灯に火をつけたまま、扇子を置いて元の位置に正座する。宮仕が次の間から芝原式の終了を告げ、総公文や宮司が「おめでとうございました」と挨拶

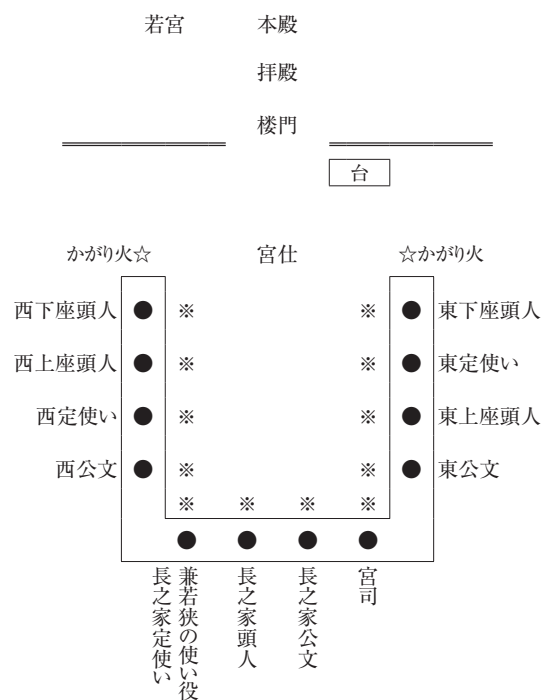


図4 芝原式での着座 1975年10月14日 ※印は提灯

撻すると、ここでずいき祭りの行事は終了となる。⁽²⁸⁾

②芝原式の構成

一 公文による頭人差定状の提出

肥後和男は秋のずいき祭りのうちでも、芝原式を観察し、そのありさまを中心に報告した。一五六一年（永祿四）からの頭人名を記す「三上若宮殿相撲御神事記録書」の端裏銘からわかるように、元来、この祭りは本殿の脇に祀られる若宮神社の相撲神事であり、肥後が相撲の演じられる芝原式に注目したのは当然のことであった。ここでは、芝原式の構成から何がみえてくるかを検討していくことにする。

芝原式の構成は、①頭人差定状の提出、②竹籠をかぶせた花びら餅を配ること、③猿田彦の所作、④各座でおこなう一献の宴、⑤相撲、という五つの要素から成り立ち、

①から⑤までの順序で進む。宮仕が中心となって式を進行させていき、その間、一同無言である。



写真4 芝原式 総公文へ差定状を渡す 1975年

芝原式では、各公文が総公文へ頭人差定状を提出することからはじまる。まず、宮仕は長之家の定使いの前へ進み、「上」と礼紙にうわ書きされた長之家の頭人差定状を受け取って、それを総公文の長之家公文へ渡す。次に東公

文の前に進み、東公文からも差定状を受け取り、それを同じく総公文の長之家公文へ差し出す。西公文からも同じように受け取って、総公文へ渡すのである【写真4】。総公文の長之家公文は、宮仕を介して差定状を受け取ると懐におさめるだけで、礼紙を開いていちいち差定を改めるようなことはしない。前夜に各公文所（公文宅）では頭渡しをおこない（後述）、各組の公文は翌年の頭人確定を責任をもってすませている。したがって、芝原式の間では、差定の書付を各公文から総公文としての長之家公文が受け取ること十分なのである。長之家・東・西の一同が集まる席で、各公文から総公文へ頭人差定状を提出することが、翌年以降の頭人確定の改めになっているのである。この場面は、関係者一同が頭人差定状の提出を見届けることにある。公文から提出された差定状の書き方は各組で異なり、以下に示す通りである。

ア、長之家の頭人差定状

（礼紙うわ書き）

「上 長之家公文所」

若宮殿相撲御神事

平成十六年

頭人 下座 田中利兵衛

来平成十七年

頭人 上座 今堀一雄

来平成十八年

介頭人 下座 山本保

来平成十九年

其介頭人 上座 今堀直次家

平成十六年十月十一日

長之家 公文所

イ、東の頭人差定状

(礼紙うわ書き)

「上」

若宮殿相撲の事

一、 右 拾番

左 拾番

以上

指定明年式人

一、本頭人 上座 山本太郎左衛門

下座 市木九郎右衛門

一、助頭人 上座 山藤平左衛門

下座 橋本市治郎

平成十六年十月十一日

東公文所

ウ、西の頭人差定状

(礼紙うわ書き)

「上 西座公文所」

若宮殿相撲御神事

本頭人 西田九右衛門

内堀助右衛門

介頭人 高崎清右衛門

田中佐右衛門

其介頭人 宗田好一

早川甚兵衛

其又介頭人 太田正巳

青木孝

右の通りに候也

平成十六年十月十一日

西公文所

各組ともに、本年の頭人名のほかに、東は翌年の頭人名を、長之家と西の場合は三年先の頭人名までを記してある。東の場合でも、公文は三年先の頭人まで呼び出しをかけているから、公文側は三年先の頭人までを確実に定めていく機能を働かせている。

なお、長之家の場合は、上座・下座の成員と頭人順序は定まっております。現在では上座↓下座↓上座の順に頭人を一人だす⁽²⁹⁾。東の場合は、父親の死後、十三年の年忌があげると公文から頭人への呼び出しがかかる。その翌年には公文宅でおこなわれる頭渡し式の前に籤を引いて上座と下座が決定され、呼び出しから三年後には頭人をつとめることになる。西では、定まった頭人順に従い、二人のうち年上の方を上座に、年下を下座にすえる決まりである。⁽³⁰⁾

芝原式での差定状の提出は、頭人が滞りなく引き継がれていくことを確認する作業であって、本年の頭人名よりも翌年の頭人名を記すことに意義があった。というのは、東公文の山崎吉右衛門(屋号)家には、「寛文六年九月十四日 三上庄若宮殿相撲之事」と題する竖帳がある。これは、東に所属する家での父親の死亡年と、頭人のうち上座をつとめたか、あるいは下座なのかを書き留めた神事頭人帳である。その表紙裏には、頭人差定状の雛形が載っている。

若宮殿相撲之事 指

左拾番

右拾番

差定明年式人

誰

頭助

誰

メ式人

年月日

東公門

吉右衛門

ここには翌年の頭人名だけを記載する形式であり、東公文は翌年の頭人を差し定めて、その差文を芝原式において総公文へ提出したことがわかる⁽³¹⁾。吉右衛門家は一六六六年（寛文六）に東公文役を引き継いだ、そのときからこの神事頭人帳に頭人親の死亡年を書いており、この雛形もおそらく公文役を引き受けるにあたって、手控えておいたものとかんがえられる。すなわち、頭人差定状の提出の意味は、翌年の頭人を確約しておくことにあり、この文面からそれを知ることができるのである。

総公文の長之家公文は芝原式で各座の頭人差定状を受け取ったなら、それを家に持ち帰り、各組ごとに分けて綴じ、長之家公文宅に保管している⁽³²⁾。長之家公文は長之家・東・西の頭人名を毎年、一括して書き留めておくこともなくなっているが、一五六一年（永禄四）から一八二八年（文政十一）までは総公文として六人の頭人名をまとめて記録してきた。その巻紙が御上神社所蔵史料として残っている。巻紙は二つあり、御上神社文書二二二号「三上若宮殿相撲御神事記録書」には、一五一一年（永禄四）から一八〇一年（寛政十三）までの頭人名が、二二三号には一八〇二年（享和二）から一八二八年（文政十一）までの頭人名が記されている。頭人名は毎年きちんと記入されるわけでもなく、何年分かをまとめて筆記した部分も散見する。この頭人記録はあくまでも長之家公文としての記録であって、その紙背に長之家への新入りと長之家の成員に関する諸事情が書き込んである⁽³³⁾。

二 花びら餅・花びら籠と牛耕

芝原式での二番目の要素は、花びら餅と花びら籠である。板折敷に花びら餅と呼ぶ平たい大きな楕円形の餅を載せ、その上に竹で編んだ籠（花びら籠）が被せてある【写真5】。花びら餅は楼門前の台に置かれ、宮仕はそれをつづつ取りに行き、長之家公文、東公文、西公文、東公文の定使い、西公文の定使いの前に順に置いていく。公文の定使いは、今では頭渡しと芝原式での給仕だけを担当している。

官幣中社時代の御上神社書類によると、花びら餅、猿田彦の面、木ほこは本殿の神前に祀られ、芝原式ではいちいち神前まで取りに行くことが記されている。一九六四年に新垣宮司が赴任してから、時間がかかるので楼門前に台を設けてそこに置くようにしたという。したがって、頭人が一個ずつ用意した花びら餅と花びら籠⁽³⁶⁾は、元来、神への供え物の一つであって、芝原式で公文とその定使いへ下げられたことになる。

この花びら餅はかつてはもっと数多く作られたのであり、一六四三年（寛永二十）九月十四日付の「明神へ御神事二備物之覚」⁽³⁷⁾には、「一、百廿五枚 小花ひら 一、六枚 くつがた」とある。一七〇四年（宝永元）の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」⁽³⁸⁾によれば、九月十四日朝、各頭人から宮へ「大

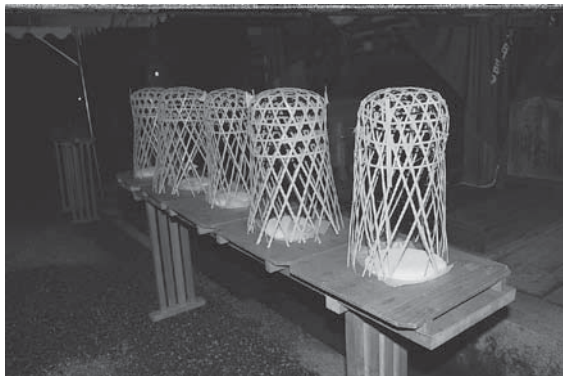


写真5 花びら餅と花びら籠 2007年

花ひら 六枚」「小花ひら 百三拾五枚」ずつ供えることになっていた。総計すると大花びら三六枚、小花びら八一〇枚となったが、一七〇四年から大花平一二枚、小花平九〇枚に減らして「市方ニテ調」えるようにしたという。大花平のうち六枚は芝原へまわされ、あとはすべて神職たちへ配られた。このように花びら餅は、古くは「くつがた」「大花平」ともよばれていた。

花びら籠について、一八〇一年(享和元)九月に大谷治部右衛門義知が記した「若宮殿相撲御神事当番心得書帳」⁽³⁹⁾に、「花籠」として挿絵を載せている。「十四日芝原へ送りもの」の一つであり、逆さにした籠の両脇には、「袖輪切」と「切紙」を一つ挿すことになっていた。現在は、切り紙を両側に挿している。

花びら餅と花びら籠は、芝原式終了後、公文とその定使いが持ち帰る。東の公文によれば、牛のハナモチと称して、花びら餅は焼いて食べ、花びら籠は耕耘機が使用されるまで(一九六〇年以前)、牛の口輪として使ったという。⁽⁴⁰⁾現在の氏子たちは、花びら籠を作る理由も、公文らがそれをどのように再利用していたかさえない。ただし、一九二〇～一九三〇年代生まれの人によれば、花びら籠は竹籠の先端を開いたままにしてあるが、先を丸めて輪にしていき、牛が痛がらないように、そこに藁を巻き込むと牛の口輪になるという。花びら籠より牛の口輪のほうが少し大きいとも聞かすが、花びら籠の開口部の直径は約三三センチメートル、高さは約四九センチメートルであった。

一九六〇年(昭和三十五)頃まで、三上では八割ほどの家で牛を飼い、馬は二頭であった。作業中に草や藁を食べて仕事をしなくなるのを防ぐため、ことに子牛にたいして竹で編んだ口輪をはめた。三上は乾田で二毛作をしていたから、カラスキ(犁)でおこなう田をすくタースキに、マンガン(馬鍬)での田植え前の代掻きに、米の収穫後、カラスキでおこなう粟種・麦用のうね立てに、また、物を運ぶときにも牛を使っていたという。

たという。

犁は時代によって大きく変化していくが、牛馬に牽かせて田畑を耕起する犁の使用については、一〇世紀後半になると文献にかなり登場し、牛による犁耕は江戸時代末期まで畿内において発達したといわれている。⁽⁴¹⁾一九九〇年(元禄三)の「江州野洲郡三上村指出帳」⁽⁴²⁾には、田地七二町七反四畝五歩のうち、三八町ほどの「田地為耕作毎年麦蒔付申候」、「牛馬四拾八疋 内三疋ハ馬、四十五疋ハ牛」と記す。元禄年間にはすでに田地の半分以上で米と麦の二毛作をおこなっており、「家数百四拾式軒」の三上村のうち、三分の一にあたる家々で田畑の耕起用に牛を飼っていたことがわかる。

花びら餅と花びら籠は、頭人がこしらえて(実際は手伝いの親類)、神前に奉納したあと、芝原式で公文らに下げられるが、公文はその花びら籠を牛の口輪として使用してきた。したがって、花びら籠じたいが犁耕と深く関わっていることになり、これは直截な勸農表現である。しかも頭人のこしらえた花びら籠と収穫米でつくった花びら餅を受け取るのは公文であり、そのことは三上の中世社会を知るうえで、きわめて重要になってくる。

ここでは、収穫物の米を加工した餅と、農作業の工程で使われる牛の口輪との組み合わせに注目しなければならない。花びら餅は大きな楕円形をしており、牛のハナモチとか、古くは「くつがた」「大花平」あるいは「牛の舌餅」⁽⁴³⁾とも称したようであり、確かに牛の舌のような形をしている。花びら餅に花びら籠を被せるという一見奇妙な取り合わせは、牛の舌に竹で編んだ口輪をはめた状態に見立てて表現したものといえよう。

三 猿田彦の所作と公文

三番目の要素は、猿田彦の所作である。花びら餅を配り終えた宮仕は、

本殿前に飾って置かれた鼻高の猿田彦の仮面を被り、木ほこを脇に抱えて登場する。式場では裸足になり、一同が着座するなかを総公文の長之家公文の前まで進み一揖してから、足を高く踏みながら円を描いて三回まわると、再び長之家公文の前で止まる。長之家公文に対してほこで突き、片方の手で仮面の鼻先をつまみ、公文の方へ擲つしぐさをすると、長之家公文はそれを恭しく受けて頭を深くさげる【写真6】。これを長之家公文、東公文、西公文の順におこなう。⁽⁴⁴⁾

この所作について、橋本裕之は、王の舞が変化したものと解し、猿田彦とみなす肥後和男の見解に疑義を唱える。⁽⁴⁵⁾しかし、この場面で使用する仮面を猿田彦と呼んできたのは御上神社の神職と三上の氏子たちであって、春の祭礼次第を書き留めた一七六一年（宝暦十一）の書付には、その仮面を「猿田彦」と記載していた。遅くとも江戸時代中期には、御上神社で猿田彦と呼び習わしていたことが判明する。⁽⁴⁶⁾芝原式の事例にかんしては、橋本自身があげた王の舞の六つの特徴⁽⁴⁷⁾のどれにも該当してこないものであって、王の舞から説明するには少々無理があるといえよう。ただ、猿田彦の肖像には、中世に登場して今日でも存在している王の舞の特徴を摂取しながら歴史的に形成されてきたものであるとする、橋本の見解は示唆深く、その点からの掘り下げた検討が必要とおもわれる。

猿田彦役が仮面の鼻先に手をやり、公文のほうへその手を放つしぐさを、三上の人々は単に猿田彦が鼻くそを投げると理解してきた。筆者調査の初期の頃には、この場面になると見物人から笑いが漏れたりしたが、その行為は神の存在と深くかわりあっているのである。



写真6 芝原式 猿田彦の所作 1983年



写真7 すいき神輿のスモウサル 2004年

御上神社のお使いは猿と言い伝えられてきた。御上神社と、神体山である三上山と、猿という、これら三者の関係は古来から深く、八二二年（弘仁十三）頃の成立と伝わる仏教説話集『日本霊異記』にも一文が載っている。⁽⁴⁸⁾御上の嶽に神社があり、後生に白猿の身を受けてこの社の神となった者との仏教譚である。そこから、平安時代初期には御上神社の神が猿であるとの認識が一般にも持たれていたことが窺えよう。ずいき神輿の正面の棚にスモウサルの人形を飾る【写真7】のも、御上神社のお使いが猿であることからきている。

また、太陽暦の採用までは春祭りの祭日は申日であったし、申の刻に御旅所までの神幸がおこなわれてきた。御上神社の境内には十禅師社（現在の三宮神社）が祀られ、その境内には江戸時代まで天台宗延暦寺末寺の政光院が居住していた。このような比叡山延暦寺（日吉山王）の影響も大きい一方、猿田彦との結びつきが芝原式の所作以外にもみられるの

である。

御上神社のオタビ（御旅所）は、三上山の麓の三大神さんだいじんと呼ぶ場所にある。春祭りには三上の氏子たちは御旅所まで神輿を担いで行列を組んで渡るが、古い神輿をオモノ（御物）⁽⁴⁹⁾と呼ばれた神輿かきがかいていた一九六二年（昭和三十七）までは、芝原式でかぶった猿田彦の面を棒にくくりつけてかたげた宮仕が、神輿行列の先頭を行く露払い（警護）の後ろに続いた。御旅所に到着すると、猿田彦の面は「神さんの石」とか「神さんが休憩される場所」といわれた岩に置かれ、神輿とその石の場所にゴク（御供）・ワカメ・エビ・甘酒といった神饌を供え、宮司はその石に向かい祝詞をあげ、神輿を祓い、神輿かきたちは神輿とその石の両方に向かつて拜んだという。⁽⁵⁰⁾一九一〇年（明治四十三）に御上神社境内社の鍵取神社へ合祀されるまでは、御旅所には三大神社が祀られ、その祭神は猿田彦であった。⁽⁵¹⁾猿田彦の面を「神さんの石」に置くことはそこに由来していたのである。しかし、その石の由来は忘れられて行為だけが継承されていった。現在では、古い神輿は拜殿に飾り、それにかわって子ども神輿の渡御がおこなわれるが、その行列に猿田彦役が加わる。このときは、芝原式で使用する面とはちがう赤い鼻高面に鳥兜を被って、猿田彦の衣装をまとった氏子が高下駄をはいて歩く。意味も忘れられるうちに少しずつ姿を変えてきたが、猿、申、猿田彦が混在しながら、御上神社の神と深いつながりをもって祭りのなかに継承されている。

芝原式で猿田彦役が仮面の鼻先をつまんで擲つしぐさをすると、公文はただ恭しく受けて頭を下げるものであるとだけ伝えられてきた。⁽⁵²⁾そのしぐさについて、三上の氏子たちは公文に鼻くそを投げると表現したが、それは鼻からの息を擲つしぐさではないかとかんがえられる。猿田彦役を介して神から神聖な息が公文に放たれる。それだからこそ公文はそれを恭しく受けたのである。神から息吹を授かることは、神から生氣を与えられることである。猿田彦役をとおして神が公文へ力を与える。⁽⁵³⁾それ

が、地域の豊饒と安泰につながるとする、そのような思考の回路があったのではないかとかんがえられる。

猿田彦のしぐさは、頭人ではなく、公文に対してだけ向けられており、そこに大きな意味あいがある。地主若宮わかみやから生氣を付与されたのは三公文であり、ここでの代表は頭人ではなく公文である。現在の三上での公文とは、ずいき祭りでの頭人決定機関にしか過ぎない。しかし、元来、公文とは公文書を取り扱う職掌であり、莊園の年貢収納や訴訟などをつかさどる莊官名をさしていた。芝原式の構図からは、中世における三上庄の公文との関連が想起される。公文という地域（具体的には三上庄）の管理責任者が神から地域内（三上庄）の豊饒と安泰を付与されたことを意味する世界観を潜在させていたのではないかと解される。

四 一献の宴と神の相撲

猿田彦の所作の次にくる芝原式の四番目の要素は各組（座）でおこなう一献の宴である。これは神から受けた豊饒の印を披露していることにはかならない。各座では頭人の用意した酒と肴（長之家はめずし・青漬け・するめ、西はめずし・青漬け、東は鮒ずし）が定使いの給仕で公文・頭人の順に一献ふるまわれるが【写真8】、肴は食わずに懐紙に受けて持ち帰ることになる。なお、長之家の場合は絵公文でもある長之家公文・宮司・頭人の順序で、西の場合は公文・上座頭人・下座頭人の順に、酒と肴がふるまわれる。東の場合は、まず定使いが酒を公文・上座頭人・下座頭人の順序でかわらけに注いでいき、各自が飲み干したあとから、肴の鮒ずしをふるまう。鮒ずしをふるまわれるのは、上座と下座の頭人だけであり、その給仕役には公文と定使いがあたる。まな板に置かれた鮒ずしの真ん中一切れを公文が包丁で切って上座頭人へ、定使いも同様にして下座頭人へ渡し、その残った鮒ずしは公文と定使いがもらって帰ることになっている。

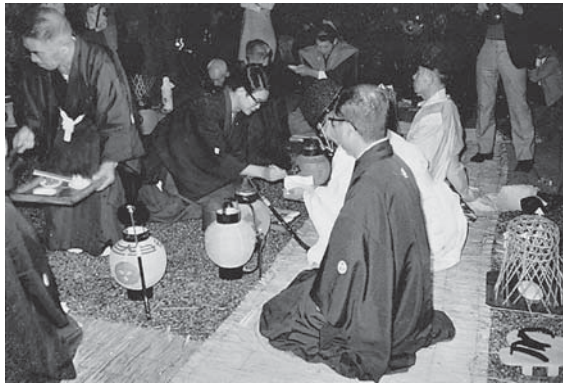


写真8 芝原式 各座の饗宴 1975年



写真9 スモウサルの人形 2004年



写真10 芝原式 大相撲 1975年

芝原式の最後は、五番目の相撲である。一五六一年からの頭人名を記す記録書の文言は「三上若宮殿御相撲之事」と書き出されている。また、第二次世界大戦までは秋祭りをソウモク（相撲）と呼ぶことが一般的であったというから、この祭りでは相撲の儀礼に重きが置かれてきたことがわかる。江戸時代初期の「三上大明神之事」⁽⁵⁶⁾には秋の神事について、

一、九月十四日ノ御神事相撲ノ頭人トテ、十二人ノ頭人有リ、正頭六人、助頭トテ六人有リ、是ハ若正頭之人火ノ指合有ル時、助頭ノ人勤ニル御神事ニテ也、此故ニ定ム十二人ニテ、助頭以來二年ノ間精進シテ忌ニ悪敷火ニテ也、十一日ノ夜、御湯立下テ六頭ノ家ニテ立ニル御湯ニテ、十四日ノ晩ニ、一頭ヨリ備ニへ神前へ御饗并花平餅菓子一合ニテ、六頭人共ニ備之、十二番之神ノ相撲有リ、其外少々儀式有之、是ハ地主若宮ノ御神事ノ由申伝と記され、ここには「十二番之神ノ相撲有リ」とでてくる。

ずいき神輿の正面には御上神社の神使いである猿の人形が飾られる⁽⁵⁷⁾が、それは土俵上で相撲を取り組む姿になっている。その人形はスモウサルと呼ばれ、よつに組んだ力士・行司・袴着用で座した二体のあわせ⁽⁵⁸⁾て五体の猿からなる【写真9】。一八〇二年（享和元）の神事当番心得書帳にもずいきでこしらえた「御菓子」の「正面者、さるのすもふ取、三方者、見斗、何なく共おもい付のはなニ而もかさり候事」とある⁽⁵⁹⁾。それはまさしく「神ノ相撲」を表現しているのである。

芝原式でのこの場面では神から力を与えられた証として相撲を披露する。相撲の取り組みでは勝負を決める必要はなく、相撲を取るほどの力があることを格好で示すことにある【写真10】。相撲役は頭人（いない場合は頭人の親類）の子どもがつとめるが、三上の住人である氏が神から豊饒と安泰を授けられて次世代へと代々続いていくことを願う心理がここにこめられていたものとかんがえられる。

五 芝原式と三上庄の公文

「三上若宮殿相撲御神事記録書」の巻頭文言によれば、この神事は一五四一年（天文十）に中絶し、それを一五六一年（永祿四）に再興したとある。一五六一年からは途絶えることもなく現在まで続いてきたわけだが、一七〇三年（元禄十六）五月の三上大明神由来覚書⁶⁰には、「一、九月十四日相撲ト云御神事有之、古より于今至テ神式不退転相勸申事」とあり、相撲神事の儀式内容は廃れることなく保たれてきたことを記す。この神官の文言から推しても、一五四一年以前の相撲神事の成立当初からほぼ現在の形式を踏んだ構成であつただろうと推測されるのである。

芝原式の構成は一つの世界観を表現しているかに見える。三番目の猿田彦の所作から四番目の各座でおこなう一献の宴、五番目の相撲までの一連の場面の流れは、神の出現による三上の豊饒と安泰をあらわしている。神の出現という神話的世界である。

また、二番目の花びら餅と花びら籠であるが、それは牛の舌に被せた牛の口輪を表現していた。牛の口輪は、牛に犁を牽かせて田を掘り起したり、畑のうね立てをする作業のときに用いられたが、その作り方は花びら籠と同じで、現に東の公文は花びら籠を牛の口輪として再利用していた。

牛の口輪となる花びら籠を公文とその定使いに手渡すことは、牛と犁の所有が公文らの土豪層に限られていた時代、人力に頼るだけでなく荘官の公文らが所有する牛を使って犁耕をおこない、労働生産性を高めていた時代を想起させる。花びら籠を牛の口輪に使用することは、神からのいただき物を使うことになる。そのことは、花びら籠をはめた牛とその牛を使つての農作業にたいして、神が加護してくれるものという期待感がこめられていたと解される。頭人は耕作用具の一つ、牛の口輪を途中まで拵えて提供しており、それは田遊びにみられるような勧農の表現

方法ともひと味ちがう。おそらくは公文の指示が基となって花びら籠の製作に至つたとかんがえられるが、そうなれば花びら籠の製作は課役にも等しく、勧農姿勢は直截である。

芝原式の構成の一番目は、公文による頭人差定状の提出であり、二番目は花びら餅・花びら籠を公文らへ配ることである。芝原式の構成の前半部分は在地での公文の存在をそのままあらわしていた。それについて後半部分は神仏に頼らざるをえない中世という時代状況での神話的世界観が全面に押し出されている。中世では神の出現という思考のもとに神事がとりおこなわれていたとかんがえる。芝原式は、まさしく三上庄における中世神話の世界なのである。

中世の三上庄が、近世では三上村となり、現在の三上自治区にかわつても、氏子が豊饒と安泰を望んで地主神を祀るという姿勢には変わりがなかった。それだからこそ、猿田彦の登場から相撲までの一連の場面は断ち切られることもなく今まで続いてきたといえよう。

芝原式という儀式的構成を分析することによって、その儀礼内容が相撲神事の成立した中世社会の姿をあらわしている可能性が大きくなった。次節以降では、文献史料を手がかりに公文や座のありかたからそれを検証していきたい。

③ 公文の存在

一 公文の権限と頭人差定・頭渡し

毎年、ずいき祭りがはじまる一週間から一〇日ほど前になると、御上神社社務所に関係者一同が集まって、祭りの打ち合わせをおこなう。この席には、宮司、公文、頭人だけでなく、賄いの相談もあるので、頭人の妻たち、三上在住の仕出し業者、生活改善⁶¹の女性役員らも加わる。御

上神社宮司は頭人らに「頭人奉仕心得」を配布して進行の時刻、持参品、謝礼などを確認していくが、二〇〇四年（平成十六）版には以下のようにある。

秋季古例祭若宮殿相撲御神事

頭人奉仕心得

十月六日（水） 甘酒神事（献江鮭祭 あめのうおまつり）（秋季古例祭の五日前）

一、頭人は、午前七時三十分社務所に礼服（羽織・袴又は洋礼服）を着用して参集して下さい。

二、頭人は、次ぎの神饌を持参して下さい。

清酒（二合）、甘酒（小袋一個）、めずし一重（重箱の中に中皿）青漬（少量）

三、祭典は午前八時より斎行いたしますので、参列して下さい。

四、祭典終了後、御菓子盛台及び付属品、又相撲猿を神社より渡しますので、お受け取り下さい。

十月八日（金） 湯立式（秋季古例祭の三日前）

一、かまど（臨時のセットでもよい）の周囲に斎竹四本を注連縄をはって、斎場を作して下さい。

二、当日の早朝、神社の手水舎から神水を汲み、釜に入れ、湯立式の時刻に合わせ、沸騰させておいて下さい。

三、湯立式は、午前九時より午後六時までの間、山出、又は、大中小路（隔年で交替）の頭人宅より道順により斎行します。

四、湯立式の神饌及び用品は、次の品目であらかじめ準備しておいて下さい。

稲穂一把、洗米五合、神酒二合、魚（生鯉）、野菜（二種類）、海菜（するめ、海苔、昆布類）、果物、塩、麻緒

（あさお）、半紙（一折）、注連縄（玄閼、神棚、床の間、かまど等に使用）、榊（一宮位のもの二本、二宮位のもの二本、三宮位のもの数本、玉串用）紙垂は神社で準備

五、湯立式には、頭人は礼服（和、洋いずれでもよい）着用のうちえ、参列して下さい。

六、祭具等の各頭人宅への運搬は、神社で氏子総代等に依頼して行います。

七、神社神職等の食事場所及び費用は、頭人で協議して負担して下さい。

十月十日（日） 頭渡式（秋季古例祭の前日）

一、各座の公文より日時、持参品等の通知がありますので遵守して下さい。

二、頭渡し式には礼服（和、洋いずれでもよい）を着用し、供人同伴でご出席下さい。

十月十一日（月） 秋季古例祭 当日 式典 午前十一時より

一、各頭人は、午前十時、長ノ家の太鼓を合図（打ち上げ花火併用）に自宅を出発、ずいき御輿を表参道より担いで、社頭に奉納して下さい。社頭では、あらかじめ定められた楼門前に一旦整列した上、順次氏子総代の指示によって拝殿にご奉納下さい。

二、祭典の開始は午前十一時、各頭人は礼服用の上、各御輿前に座し、式典に参列して下さい。

三、式典終了後、角力猿のみ撤収して社務所にご返納下さい。

四、ずいき御輿は、午後四時、各頭人で拝殿より撤収し、楼門の内側に展示して下さい。

十月十一日（月） 芝原式 式典 午後七時より

一、午後六時、長ノ家の太鼓を合図に式服用の上、社務所に

参集して下さい。

二、芝原式持参用品は、各座公文より指定の品物とします。

三、芝原式開始は午後七時とし総公文（長ノ家公文）の指示によつて厳肅に斎行します。

四、頭人（除く長ノ家）は、大角力一人、小角力一人宛、奉仕して下さい。

五、頭人は、はなびらかご及び、はなびら餅をそれぞれ一個持参して下さい。

六、芝原式の奉仕謝儀は、頭人各四千円とし、十月六日甘酒神事の際、社務所へ持参して下さい。

十月十二日（火）ずいき神輿の解体及び御菓子盛台及び付属品の返納 午後四時より

尚、祭礼期間中の祝儀及び直会等については、三上区生活改善申し合わせ要項及び、ずいき祭保存会の決定事項等を遵守して下さい。

また、神事・祭事にかかわる諸事には厳肅に斎行するよう努力して下さい。また、神事・祭事にかかわる諸事には厳肅に斎行するよう努力して下さい。

ずいき祭りでは、頭人は御上神社と公文の両方からの指示を仰ぐことになる。御上神社から頭人に渡す心得には、頭渡しの日時・持参品など

に関しては各座の公文からの通知にもとづくこと、芝原式に持参する品物は各座公文の指定にしたがうこと、さらに、芝原式は総公文（長之家

公文）の指示によつてとりおこなわれる旨を明記している。このように頭渡しと芝原式については公文が差配しており、祭りの期間中に頭人お

よび翌年以降の頭人にたいしては公文から書付を渡して指示していく。三年先から頭人になるまでの呼び方は、長之家では其又介頭人↓

其介頭人↓介頭人↓頭人、東では呼び出し↓仇事↓助頭↓勤番、西では其又介頭人↓其介頭人↓介頭人↓本頭人というようにそれぞれ異なる

が、御菓子盛りの日（以前は十月十三日）の朝、各公文は三年先の頭人までに呼び出しをかけて、頭人に差し定められたことを告げる。このとき、公文は差定の短冊を該当する家に配達することになっており、西座の一九八三年（昭和五十八）を例にあげれば、西座公文は「昭和五十八年亥年 辻田治郎」「昭和五十九年子年 鎌江喜左エ門」のように墨書した短冊を当年から三年後までの頭人にあたる八人に配ってまわった。長之家の場合は、「来昭和五十卯歳 介頭人 小林藤男」という書き方になる。⁽⁶³⁾ 公文から渡された差定は、頭人をつとめあげるまで神棚の下に貼っておく。長之家と西の場合は、頭人になる順番は決まっているが、東の場合は、父親が死亡して十三年の年忌があげると、公文が呼び出しをかけることになっている。御菓子盛りの朝に東の公文は三年後の頭人を引き受けてもらうための了解をとりつける。

三年後に頭人となる呼び出しがかかると、家の壁塗り、畳や襖の張り替えなどの修繕をし、高張り提灯・弓張り提灯を注文するやら、準備しはじめ。なかには、頭人となるのを機会に、婚礼に匹敵するほどの財産をつぎ込んで、改築する家もあった。

御菓子盛りの朝に、各公文は差定を告げるだけでなく、本年・翌年・翌々年の頭人たちにはその日の晩におこなわれる頭渡し式を案内する。また、本年の頭人にたいしては、頭渡しと芝原式に持参する品々を記した書付も手渡す。長之家・東・西の書付は左記のとおりである。

若宮殿相撲御神事入用

十三日晚頭渡し入用品々

- | | |
|--------|----|
| 一、酒 | 一樽 |
| 一、めずし | 一重 |
| 一、あをづけ | 一重 |
| 一、するめ | 一把 |

右持参、公文の使に渡すこと
十四日晚芝原式入用品々

- 一、酒 一樽
- 一、めずし 一重
- 一、あをづけ 一重
- 一、するめ 一把
- 一、三度かわらけ 二枚
- 一、花びらかご 一

右持参、公文の使に渡すこと

昭和五十卯歳十月十三日

長之家公文

イ、東の場合^(付)

(礼紙うわ書き)

「 西村様

----- (折り目)

上

定

拾月拾参日夜 当渡シ

御酒 壺升

芽寿シ 壺重

青漬ぐき 壺重

供同伴にて私方へ御持参成し下さい

拾月拾四日夜 芝原式

御酒 壺升

鮎鮓 式枚

マナイタ さかなばし
魚板、魚箸、包丁、三度カワラケ式枚

長柄の銚子 社務所
に有り 花弁籠 ハナヒラカゴ

以上社務所へ御持参の事

西村善右衛門様

東公文所

ウ、西の場合

頭渡式入用品々

十三日午後七時より(公文宅)

- 一、神酒 一樽(二合ビン)
- 一、寿留め 一把(二枚)
- 一、目寿し 一重(重箱)
- 一、青づけ 一重(サラ)

右持参、公文の使に渡す事

芝原式入用品々

十四日午後七時より(神社齋館)^(カ)

- 一、神酒 一樽(二合ビン)
- 一、目寿し 一重(重箱)
- 一、青づけ 一重(サラ)
- 一、かわらけ 三組(二枚)
- 一、花びらかご 一個

大角力小角力を出す事

昭和五十八年十月十三日

西座公文

御菓子盛りの日の頭人宅では、作り終えたすいき神輿を座敷に飾った
ら、神輿作りに携わった親類を招いて夕方から盛大な酒宴が催される。
宴もたけなわな頃、紋付き羽織に袴姿の頭人は、頭渡しのために中座す
る旨の挨拶をしてから、入用品を持つ供をしたがえて、提灯をさげて公



図5 長之家の頭渡し式

文所(公文宅)へ向かう。

頭渡しは、午後七時から公文所でおこなわれるが、各組(座)によって頭渡し式の次第は若干異なる。なお、長之家と西の場合、その年によって翌々の頭人が出席しないで省略してすまされることもある。ア、長之家の頭渡し

長之家の公文宅には、本年・翌年(介頭人、またはスケトウ)・翌々年(其介頭人、またはソノスケ)の頭人三人が集まり、座敷において図5のように着座して、公文との間で三献の盃を取り交わして頭渡し式をおこなう。頭人と公文は、黒紋付きの羽織に袴を着用している。初献は、定使いが給仕となって、お膳に置かれた深い椀に酒を三度に分けて注ぎ、それを三回で飲み干す。二献は、お膳に置かれた三つ重ねの浅い朱塗りの盃の一番上を取り、酒を注いでもらって飲み干す。次に、お膳にはメズシ・アオツケ・スルメが置かれ、それを扇子の上を受けて懐紙におさめる。三献目は、初献と同じく深い椀で酒を飲む。盃はいずれも座敷の上手に座った公文から頭人↓介頭人↓其介頭人↓公文の順番にまわしてい

く。三献の盃ごとの間は無言でおこなわれ、それが終わると、公文は頭渡しのすんだことを告げる。そのあと、お茶と菓子がだされて歓談して終了となるが、頭渡し式でだされる品々は、頭人が供の者に持たせて来たものである。

なお、長之家から頭人を二人(上座と下座)だしていた頃の頭渡しの式次第について、官幣中社時代の「年中祭儀」には、

今長之家ノ次第ヲ記セバ、先ヅ公文以下着座、次定使公文ヨリ順次勸盃（看引き）（二献終ル）次二献頭渡ノ盃、先公文、次上座正頭次公

文（看引き）次上座介頭次公文（看引き）、次上座其介頭、次公文（看引き）、次下座（看引き）、次二三献公文ヨリ順次勸盃始メノ如クニテ畢ル

と、記す。
イ、東の頭渡し

東の場合は、本年・翌年・翌々年の頭人のあわせて六人が、公文宅に出向く。公文、給仕役の定使いを含めて、頭人以外は羽織に和服姿である。上座・下座の頭人は、いずれも供の者に頭渡しで使う品々を持たせて来る。

まず、控えの間に頭人たちがそろったら、公文は折りたたんだ二枚の紙を載せた盆を、二年後に頭人となるクジ(仇事)の前に差しだし、どちらかの紙を引いてもらう。紙には「上」「下」と書かれており、引いた紙で上座か下座かが決定する。

次に、公文、本年の頭人であるツトメバン(勤番)二人、翌年に頭人となるスケトウ(助頭)二人が座敷に移り、図6【写真11】のように扇子を手前に置いて着座し、初献の頭人引き継ぎ式をおこなう。三つ重ねの盃の一番上を取り、定使いに酒を注いでもらったら、三回で飲み干す。次に、頭人の供の者のうち一人が給仕役となって、お膳に載せたメズシとアオツケを箸でつまむと、頭人は扇子を手元に取って半開きにして、その上を受けてから懐紙に移して包み、胸元にしまう。頭渡しの初献は、



写真 11 東の頭渡し 左手前が公文 1975年

下手に座った公文からはじまり、上座の頭人(勤番)↓上座の助頭↓下座の頭人(勤番)↓下座の助頭の順にまわされ、公文でおさめる。初献の間は無言で、終わると、二年後に頭人となる仇事が座敷に入ってきて、さきほど引いた籤にあわせて、それぞれ上座と下座に着座する。このとき、公文からは「上座の○○○○様、下座の○○○○様、無事に御神事をつとめられ、おめでとうございます。次に献々には差し上げませんが、ごゆるりとお召し上がり下さいま

せ」という挨拶がある。公文の挨拶がすむと、二年後に頭人となる仇事が加わり、二献目の披露の式がおこなわれる。このときも無言で初献と同じように、酒を盃で飲んでから、肴のメズシ・アオヅケを扇子で受けて懐紙に移す。二献目の披露は、公文↓上座の頭人(勤番)↓下座の頭人(勤番)↓上座の助頭↓下座の助頭↓上座の仇事↓下座の仇事の順となる【図7】。給仕が退き、襖を閉めたら、一同礼をし、公文が「滞りなく式もすみまして、おめでとうございます」と挨拶して、頭人の引き継ぎと披露の式は終わる。

一同、控えの間に移動してお茶を飲み、少し懇談したら頭人たちは引き上げ、定使いには頭人の持ってきたメズシ・アオヅケに少々のおかずを添えて酒を飲んでもらう。芝原式の終了後も、東では公文宅に定使いを招いて、芝原式にだされた鮒ずしで酒を飲んでもらい、慰労する。各組(座)に一人ずついる定使いの仕事は、今では頭渡し式と芝原式での給仕役に限られているが、かつては御菓子盛りの朝におこなう差定の配達、頭渡し案内、夕方の頭渡し式には頭人の出迎えも定使いの仕事と



図6 東の頭渡し式(初献目)



図7 東の頭渡し式(二献目)



図8 西の頭渡し式

なっていたという。⁽⁶⁵⁾
ウ、西の頭渡し

西では、これまで、二献の式がおこなわれてきたが、翌々年の頭人が出席しない場合は、一献だけですまされる。

まず、初献では、公文と、本年の頭人、翌年の頭人との間で盃をまわして、頭渡しをおこなう。座敷の上手に座った公文から、上座の本頭人↓下座の本頭人↓上座の介頭人↓下座の介頭人↓公文の順で【図8】、最初に酒を盃で受け、それが終わると三方に載るメズシ・アオツケ・スルメを扇子に受けて懐紙に取る。これらの肴は式なのでその場では食べない。

翌々年の頭人が出席する場合は二献となり、二献目に翌々年の頭人である其介頭人が加わる。初献で頭人を渡しているのに、二献目には本頭人を除いて、公文と、翌年・翌々年の頭人の中で盃のやりとりをする。初献と同じように最初に酒を飲み、次に肴のメズシ・アオツケ・スルメを受ける。その順序は、公文↓上座の介頭人↓下座の介頭人↓上座の其介頭人↓下座の其介頭人↓公文でおさめる。公文は頭渡しをおこなうことを述べるくらいで、あとは無言のうちにおこなわれる。西座の場合は、公文と頭人は黒の紋付き羽織に袴を着用する。

以上のように、公文がおこなう差定や頭渡しの方法は、組(座)ごとに若干のちがいをみせるが、共通した公文の役割とは、頭人を絶やさないように決めていくことにある。そのために、各公文は記録を取っておかなければならないのであり、各組の公文所(公文宅)には、頭人名を記録した神事帳が保管されている。

なお、頭人をつとめることになっていた者やその家族が死亡して五〇日以内のヒがかかっている場合には、翌年の頭人が代わってつとめることになる。一九七四年(昭和四十九)の御菓子盛りの朝に、長之家公文から前述したような「来昭和五十卯歳 介頭人 小林藤男」という差定

をもらっていた小林家だが、一九七五年(昭和五十)に頭人予定者が神事の一か月ほど前に死亡したため、急遽頭人がまわってきた。ずいきなどの材料を頭人予定だった家から提供してもらって代わりをつとめたのである。ヒがかかかって頭人をつとめられなかった家は、長之家と西の場合では翌年に頭人をつとめることになっているが、東の場合では頭人役をつとめることもなく流れ、改めて呼び出しがかかってくるが、何年後になるかは定まっていない。⁽⁶⁶⁾

公文の出番は、頭渡しと芝原式にたちあうことに限られているが、公文は毎年、神饌の準備や相撲役を奉仕する頭人を差定し、頭渡しを執行するという大きな役目になっている。現在のずいき祭りでは組(座)ごとの行事もなく、長之家・東・西の組み分けじたいが頭人選出機関の意味しかもたされていないのである。⁽⁶⁷⁾

御上神社の年間祭儀のうち、ずいき祭りに該当するのは、献江鮭祭(小祭)、湯立式(小祭)、秋季古例祭(中祭)、芝原式(小祭)の四つである。頭渡しは年間祭儀に含まれていない。頭人を決定する権限は公文に委ねられており、御上神社側は関与しない。秋季古例祭の祭典は明治年間以降、国家の神社行政政策によってあらたに設定されたのであり、前掲の江戸時代初期の「三上大明神之事」によれば、十四日晚に頭人が神前へ御饗・花平餅・御菓子一合を供えて、相撲を奉仕するというように、すべては十四日晚の芝原での儀式に集中していた。秋の神事とは、芝原での儀式をさしていたのである。

湯立てなどは供物を準備する段階での行事にしか過ぎない。長之家・東・西の三グループからだされた頭人たちは、湯立てによって自宅(神事屋)に神を迎え、ずいき神輿(御菓子にあたる)と花びら餅という神饌をこしらえ、それを神社へ奉納し、東と西の頭人から相撲を奉仕する。このように頭人は神事での準備にあたる役目を担う。頭人は青々とした立派なずいき神輿を奉納するといった、ある面では華々しいほどの存在

となるが、神事でのクライマックスである芝原式を差配し、その主役となるのは頭人ではなく、総公文を中心とする公文側にある。頭人心得に記すように芝原式は総公文が差配し、その構成したいも前述したとおり、公文を中心に展開していく。

秋の神事は御上神社側ではなく、公文側にその権限があった。一八六八年（慶応四、明治元）まで西座公文をつとめてきた前田の浄土真宗照覚寺は、新政府の神仏分離政策の実施によって、この年に御上神社主三上三位から西座公文の返上を促された。照覚寺住職は西座の「三上若宮相撲御神事帳」⁽⁶⁸⁾にそのときの様子と気持ちを書き留めたが、その前半部分には次のようである。

一、辰九月十日、三位より源太郎使ニ参申候ハ、春已来御一新二付、僧侶之儀御上へ差ツカへ候間、当年より芝原之儀、俗人上下着シ大小帯シ代人ヲ出シ被成候様、申来り候間、拙思フニ、九月神事義ハ、三公文之取斗り御請候、然ラ三位より申来ル事不当ト存シ、大谷氏へ参り、右之趣申述へ、依而今日限り拙寺公文并御神事ノ義、御神前へ御断り御申上候義（下略）

ここで、「九月神事義ハ、三公文之取斗り御請候、然ラ三位より申来ル事不当ト存シ」と記述しており、秋の神事の差配は公文にあり、神主の取り仕切る場ではないと、公文としての自負を垣間見せたのである。紆余曲折があったものの、十三日の頭渡しを済ませたことまでを記し、この「三上若宮相撲御神事帳」は終わっている。結局、照覚寺は神仏分離の影響から西公文を退かざるをえなかった。

二 公文役の家筋

秋の神事での公文役は、家筋で固定する。一七〇四年（宝永元）の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」⁽⁶⁹⁾には、

一、長之屋 公文 大谷殿

定使下役 東林寺村久左衛門

一、東 公文 妙光寺殿

定使下役 妙光寺村三右衛門

往古之次第ハ此通りニ候へ共、妙光寺村与当村之内田地出入有之二付、用水等も離シ、神事も此節より分レ申候、夫より大中路村喜多市祐家来屋敷守り吉右衛門公文代ヲ勤、定使も相勤申候

一、西 公文 小中路村若狭殿

往古ハ若狭公文ニ候得共家絶、中古より前田村照恩寺公文代ヲ勤、定使ハ小中路村庄左衛門

との記載部分があり、「宝永元年申九月朔日」付で「惣公文祝政所 大谷治兵衛、下司公文代 大中路村吉右衛門、下司公文代 前田村照恩寺、社務三上神館、社家大谷小次郎、社家平野八郎兵衛、神子、宮仕、庄屋大谷七郎右衛門」、そのほか年寄五人、帳付五人の名前が連なる。

長之家の公文は惣公文祝政所とも呼ばれ、一七〇四年には大谷治兵衛がつとめている。大谷家は、社家の家柄で一九三三年（昭和八）に滋賀県大津の官幣大社建部神社の禰宜として転任するまで、代々、御上神社に勤務してきた。また、一六〇一年（慶長六）頃から一八〇五年（文化二）頃までは大谷家がずっと三上村庄屋でもあった。一七〇四年での公文、庄屋、社家は長谷でも別人であるが、当時、長之家へ所属したのは三人のうち、大谷七郎右衛門だけであるから、この三人は親子関係にあったと推定される。なお、一六五四年（承応三）には「社家公文政所大谷入齋秀綱」とあり、⁽⁷⁰⁾一六九六年（元禄九）には大谷治兵衛が社家と庄屋を兼ね、⁽⁷¹⁾一七六一年（宝暦十一）には大谷七郎右衛門が社家、庄屋、山里の祭礼当元家を兼任している。大谷家は本家を中心として、秋の神事での長之家公文だけでなく、春祭りでの山里（山出と東林寺）の祭礼当元家（渡し番の宿）、社家、庄屋といった役割を握っていたのである。長

之家公文は現在も山出に住む大谷家がつとめる。

東の公文は下司公文とも呼ばれ、往古は妙光寺殿がつとめていた。しかし、妙光寺が三上村から分離独立したため、「大中路村喜多市祐家来屋敷守り吉右衛門」が東公文の代わりをつとめることになったという。

妙光寺の分村は一六六五年（寛文五）のことであった。⁽⁷³⁾それ以降、妙光寺の人々は御上神社の祭祀からいっさい手を引いてしまった。大中路の山崎吉右衛門家には「寛文六年午九月十四日 三上庄若宮殿相撲之事」と題する東座の神事頭人帳があり、これには一六六六年（寛文六）

以前から一九二七年（昭和二）までの死亡した頭人父親の名前と十二支で死亡年が記入されている。この神事頭人帳の存在からも、妙光寺分村によって一六六六年からの東座頭人の選定は、山崎吉右衛門家に委託されたことがわかる。父親の死後十三年の年忌明けから頭人の呼び出しをかけるという東座での頭人選出方法は、一六六六年には採用されており、それ以降大中路の山崎吉右衛門家が東の公文をつとめる。また、吉右衛門家は一九六三年（昭和三十八）に春祭りの神輿渡御行列が中止されるまで、大中小路の渡し番の宿（「祭礼当元家」）を引き受けてもいたが、一七六一年（宝暦十一）には、「祭礼当元家」だけでなく「大中路」の「年寄」でもあった。このように山崎吉右衛門家と大谷家は、秋の神事では公文、春の祭礼では当元家、さらに村役人というように要職を担ってきたのである。⁽⁷⁴⁾

西の公文は、東公文と同じように下司公文とも呼ばれ、往古は小中路村の若狭殿がつとめていたが、絶家したために、中古から前田村の照恩寺が公文の代わりをしてきたという。

前田の浄土真宗照恩寺は、その後照覚寺と改号し、一八六八年（慶応四）まで西公文をしていたが、前述のように神仏分離の実施によって秋の神事から脱けて公文を退いた。西公文の役目は総公文である大谷家が一時預かり、その後は大谷分家（屋号は大宗、⁽⁷⁵⁾長之家に所屬）がつとめ

ていた時期もあったが、大谷分家の転出で大谷本家へ、そして一九五八年（昭和三十三年）から西座の内堀善左衛門家（山出）へ、二〇〇五年（平成十七）からは西座の成員が交替してつとめることになった。西公文は照覚寺住職の退任以降、転出やら病気などの理由から後任者が定まりにくく、その都度、総公文として長之家公文の大谷家が預かり、対応してきた。

三 中世三上庄の公文

一七〇四年（宝永元）の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」で、長之家公文には「惣公文祝政所」、東公文代と西公文代には「下司公文代」のそれぞれの肩書きが付け加えられていた。この頃の公文は秋の神事での役名にすぎないが、中世において長之家公文は祝政所として、東と西の公文は下司公文としての職分を果たす荘官であった可能性も高い。そこで、まずは御上神社文書と大谷家文書⁽⁷⁶⁾などから関連する文言をぬきだしてみたのが表2である。

この表をみると、「公文」「下司」「政所」の使われ方には三つの段階があることに気づく。第一段階は一五九〇年（天正十八）まで、第二段階は一六六五年（寛文五）頃まで、第三段階は相撲神事改正時の一七〇四年（宝永元）である。第一段階では主として年貢や公事にかんする収納機構や訴訟にかんしての記事にでてくること、第二段階では御上神社としての立場、あるいは大谷社家の地位を権威づけるために肩書きとして明記し、それが大きな意味を持っていた時期であること、第三段階では秋の神事の役名であり、そこに中世の肩書きを付記していることである。

第二段階の一六六四〜一六六六年（寛文四〜六）は、妙光寺の分村、北桜村との三上山領有権をめぐる相論、蓬萊衆（北桜の土器作り）の御上神社被官からの離反行動などがおこり、三上村および御上神社にとつ

表2 公文、下司、政所などの記載一覧

段階	出典	表題	年月日	西暦	公文・下司・政所の記載	その他の記載	備考
I	御上神社文書 1 号	三上社家政所置文案「三上社神領山河等之事」	正和 1. 2. 5.	1312	三上社家□(政)所	三上社、三上庄土河中河衆	後年の作成。文書の字体は江戸時代。付箋には「寛文六年迄三百五十六年か」とある。第Ⅱ段階に該当か。*
	蔭涼軒日録		寛正 2. 7. 19.	1461		江州三上庄大機院	
	後法興院記		長享 1. 8. 22.	1487		三上庄内左散所	
	御上神社文書 5 号	大機院分算用状案	長享 1. 11 月	1487	下司	国ケ年貢分、公方、散所米、河原年貢、西、三上社、三上衆、名主百姓	「八ろうと申候公方」
	御上神社文書 9 号	「社頭楼門上葺三上山売帳」	文亀 2. 8. 3.	1502		惣	
	御上神社文書 11 号	「納日記」	享禄 2. 12 月	1529	公文所	国ケ公方	「こくかニ公用」「公方入」
	御上神社文書 14 号	「納日記」	天文 5. 10 月	1536	三上公文所、寺田公文、公文	公方、国ケ公方	「毎年算用状にて算用」「公方へ入」「八升公事米公文へ入」
	御上神社文書 53 号	「三上社頭諸造営之事」	天文 23	1554		惣庄衆	元和 4 (1618) 閏 3 月写
	御上神社文書 17 号	築ニ付東林寺社家衆付紙案	(永禄 1. 8. 6.)	1558		まうと、名主衆、下惣名主、三村衆	
	御上神社文書 19 号	築ニ付三村衆付紙案	(永禄 1. 8. 6.)	1558		三村之内之名主	
	御上神社文書 20 号	三村衆霊社起請文前書案	(永禄 1)	1558		三村之名主	
	御上神社文書 24 号	東林寺村衆并三村衆霊社起請文前書案	(永禄 1 頃) 8 月			「三上庄築之儀」、三村衆	
	御上神社文書 26 号	築相論次第書	永禄 1. 10. 21.	1558	公文所		「絵図ニうら判者、妙光寺五郎左衛門尉景綱公文所ニ右候間、被仕候」
	御上神社文書 28 号	「霊社起請文連判人数之事」	(永禄 1 頃)			三村衆	三村衆のなかに「妙光寺五郎左衛門尉」
	御上神社文書 31 号	のぼり魚築ニ付神館清長・同因幡守清房連署書状	永禄 1. 11. 5.	1558		「当庄前河表のぼり魚築儀」、東林寺社家衆并同名主御中	
	大谷家文書	「小中路村大中路村妙光寺村申合出水井條々之事」	永禄 2. 7. 9.	1559		「三村一味同心」、三村衆	「妙光寺五郎左衛門尉景綱」花押あり
	大谷家文書	井水・伏水分配ニ付申合一札	永禄 3. 5 月	1560		三上庄内三村惣中	
	御上神社文書 65 号	出庭と堺相論ニ付三上衆訴状案	永禄 3	1560		三上庄、公文帳、公文所算用状	「三上庄者公文帳納之在所にて候、先規之公文所算用状明白ニ候」
	水木家文書	元亀起請文請状	元亀 3. 4. 7.	1572	三上庄公文、同政所		花押あり。〔検討の余地あり〕
	大谷家文書	元亀起請文請状并前書写	(元亀 3)	1572	三上庄公文、同政所	三上惣代但馬守兼綱、与三郎、外記、三上 九郎左衛門、三上 大谷、同 平野、同 平子、同 土川	三上庄公文、同政所のほか、三上惣代但馬守兼綱、与三郎、外記には花押あり近代の抄写。〔検討の余地あり〕
御上神社文書 37 号	山手米納所ニ付山田久介・羽淵兵藏連署書状	(天正 18) 1. 26.	1590	三上政所孫右衛門			

II	御上神社文書 66号	蓬萊村神役ノ意趣申送状案	慶長 3. 3. 15.	1598	三上社家公文政所大谷孫兵衛慶綱		寛文 5 (1665) の作成*
	御上神社文書 70号 御上神社文書 86号	三上大明神腰門修復願文案 「延文、明応、承応、万治、寛文、三上大明神社内修理棟札之写」	承応 3 (承応 3の棟札)	1654 1654	公文政所大谷 社家公文政所大谷入齋秀綱		秀綱は大谷忠兵衛
III	御上神社文書 131号	「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」	宝永 1. 9. 1.	1704	公文、惣公文、東公文、西公文、惣公文祝政所大谷治兵衛、下司公文代大中路村吉右衛門、下司公文代前田村照恩寺	三上ノ庄、三上庄若宮大明神相撲御神事	

注記：*は、真野純子「神社に從属する土器作りの展開過程—近江御上神社とホウライ衆—」を参照のこと

ては難題をかかえた時期であった。庄屋でもあった大谷社家や御上神社側は、御上神社の權威を強調して三上村として対処している。⁽²⁷⁾

公文という用語が、時代を経るうちに在地での荘官名から、神社の社家を權威づけるための肩書きとして使われ、それが秋の神事での役名へと収斂していく。最後まで残り続けたのが相撲神事での公文役であったといえる。

ここで問題としたいのは、一五九〇年までの第一段階である。

中世における三上庄は公文帳を納める在所であった。一五六〇年(永祿三)に、河原表開作畠をめぐって野洲川対岸の出庭(図1参照)と三上との間で領境論がおこった。そのときに「三上衆」が「御判衆」へ差し出した訴状⁽²⁸⁾の一条には、

一、畠二仕候河原表之儀、元來者三上庄之内之田地にて、十四条五里一坪ヨリ至六坪に同七坪ヨリ十式坪迄打続田地にて候キ、其段明鏡之証拠二者、三上庄者公文帳納之在所にて候、先規之公文所算用状明白ニ候間、去永享年中其外之算用状為御分別捧申候、謀書謀判不仕真書一定候、如此自先規至于今依為此方領内知行持來候処、彼方何を証拠ニ被会候哉、新儀之沙汰全以不可有御信用候、於在々所々領内又者田畠等川成之其跡を開、為其

在所之衆中知行不珍題目候事

とある。三上衆は「畠二仕候河原表之儀、元來者三上庄之内之田地」であると主張した。その根拠として、三上庄は公文帳を納める在所であった、その公文所算用状に明白であることとし、永享年中などの算用状を証拠資料として提出するとした。

永享年中(一四二九〜一四四一年)の算用状の存在は不明だが、御上神社文書のなかに、一四八七年(長享元)十一月の大機院分算用状案、一五二九年(享祿二)十二月と一五三六年(天文五)十月の「納日記」、一五七八年(天正六)の三上宮分年貢算用状がある。

一四八七年十一月の大機院分算用状案とは、臨濟宗京都東福寺を本所として、そこへ納める年貢米の収支決算書の案文である。三上庄に東福寺末院の大機院があったことは、『蔭涼軒日録』の一四六一年(寛正二)七月十九日の記事にみえる。「東福寺末院江州三上庄大機院依本成庵違乱之事、細川右馬頭殿以状被申之、命東福寺奉行布施下野守致札明可加成敗之由被仰付、乃命之」とあり、三上庄にある大機院が本成庵によって違乱された事件が報告され、相国寺鹿苑院内の蔭涼軒主は東福寺奉行にその札明を命じたのであった。この大機院が永祿年間(一五五八〜一五七〇年)まで三上山の麓にあったことを江戸時代の三上由来雑記で

は伝えている⁽⁸⁰⁾。大機院分算用状態によれば、大機院は、三上庄を中心に六町八反半を領有していたが、妙光寺や散在する三宅郷・桜生・土破庄^(富波力)の田畑からの年貢は不入となり、「菟田」「捨田」「失百姓」の分が除かれると、定田は三町七反六〇歩に半減し、分米は四五石一斗六升余りであった。そこから「検免小篠原けいこ米分」を差し引き、畑分をたすと、四一石七斗八升七合となる。このうち、「公方へ八石五斗六升九合四勺入」ることになったが、菟田分と相殺して処理された模様である。さらに、「下司へ入」る分が二石余り、「三上衆公事米被取分」として三石二斗二升、「散所米」に三斗五升、九斗が「三上社へ入」っており、「神事キリ分」として五斗八升余りと錢六〇〇文、井料に六斗四升、「失百姓」の探索費として一石三斗などが差し引かれている。したがって、実際に本所へ納められた分は一七石四斗二升八合であり、京都東福寺へは琵琶湖を船で渡って輸送されている。算用状態には、「新開 九十分 分米 三斗七合五勺 大谷方」というように年貢負担者として「大谷方」も一か所みえるし、「三上衆公事米被取分」として新兵衛・北殿・永田殿・向殿・中村殿・神六殿・岩藏殿・中西殿・平野殿・東光寺風兵衛の一〇人の名前も載る。「御本所様へあとかき」には、菟田、川成り分、失せ百姓の現状を書き加え、「名主百姓こたへのふんハ如此候、以上」とくくつてある。

「納日記」⁽⁸²⁾のほうは「三大神保堂分」などの算用状である。一五三六年(天文五)分のほうが記載が細くなっており、「毎年算用状にて算用」とか「算用帳にて立用」の文言もある。「納日記」のほうには、下司ではなく、公文の記載がある。一五二九年(享禄二)分には「同(ミヤリ殿) 一石南佐久良井ノ入立 公文所より出」していた。一五三六年分にも「新井 一段南佐久良井ノ入立 三上 公文所ヨリ出」とある。そのほか、「小林木 大八斗二升 八升公事米公文へ入、十二月さけ一斗六升、寺田井料二出但今年ハ料足百文出、梅本坊」というような記載もあり、なか

には、「一斗六升寺田公文二入」「寺田公文ヨリ出」とあるから、公文は寺田を名乗っていたようである。その四九年前の大機院分算用状態に、「神事キリ分」の正月一日に「寺田ヨリ四斗」が出され、「寺田方へ可弁分 式石二斗五升八合 可入内 又寺田キリ分此方へ可取分」との記載もあるが、ほかには散見しない。

一四八七年(長享元)には下司の存在が、一五二九年(享禄二)と一五三六年(天文五)には公文と公文所の存在があきらかとなった。下司や公文は年貢と公事の収納にあたっては、ことに公文は用水の井堰や神事にかんしても必要経費の出納を任されていたことがわずかな記載からでもわかる。「寺田公文」とあるが、前掲の一七〇四年の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」に記載される公文の家筋にはつながらぬ。なお、算用状じたいには三上庄といった文言は書かれていない。

公文所については、一五六〇年(永禄三)十一月三日付の野洲川築の相論次第⁽⁸³⁾にもでてくる。野洲川の三上庄前に設置した登り魚築について、一五五六年(弘治二)八月から小中路村・大中路村・妙光寺村衆(三村衆)と東林寺村衆(社家衆ならびに名主中)との間で築の漁業権をめぐる相剋がおこった。三村衆側が築の権利を主張して佐々木六角氏の重臣永原越前守重興へ訴えてたが、東林寺村社家衆側は「於河表登魚築之儀者、従往古為神領神館方社家進退二候」として、双方ともに引き下がりなかつたため、神前での御籤で決着をはかることとなった。御籤は東林寺村衆へおりて、「自今以後永代小中路村大中路村妙光寺村衆二者、縦社家衆在之共、末代築さ、せ申間敷候事」となった。その東林寺村衆一九人の一五五八年(永禄元)十月二十一日付次第書の一か条には次のように記す。

一、尚以右之次第双方ヨリ出候書付共注置之条可有披見、并河表絵図従三村築所悉書付、永原殿へ被出候、絵図二うら判者、妙光

寺五郎左衛門尉景綱公文所にて候間、被仕候、弥以此絵図向後も築口之段無紛儀候、雖然御籤次第第二永原殿双方仕候て、靈社起請文にて相究候条、一切於向後不可有申事候者也、若右之趣相背候者、去廿三日ニ書候起請文御罰可蒙罷者也、仍為後日儀依衆儀定所如件

三村衆側は築場を絵図に書き入れて永原越前守重興に提出した。妙光寺五郎左衛門尉景綱は公文所を預かるから、公文所としての立場からその絵図に裏判を押ししたという。在地の訴訟にたいして、公文本来の役割を遂行している一方、靈社起請文に連判した三村衆一九人のなかに「妙光寺五郎左衛門尉」の名前がみえていることにも注意しなければならない。時期を同じくした一五五九年（永禄二）に、小中路村・大中路村・妙光寺村の三村は、用水問題に対処し、一味同心して解決策を衆議した。書面に花押した妙光寺村五人のうちの一人が、公文所を預かる妙光寺五郎左衛門尉景綱であった。

小中路村大中路村妙光寺村申合出水井條々之事⁽⁸⁵⁾

- 一、当年切水之儀付、申合、出水井ヲ填さらへ水分、水可有御取事合、填さらへ可申候、但とい道之儀一切ニ填申間敷事
- 一、然者半水宛に命木ヲふり可有御取候、并米井之面木戸口ヨリ下ノ田共ハ、北方五段田ノ北ノあせか脇双方之水打留入可申候、并西河原江受溝者小中路村ノ木戸口ニテ私共^(か)西林寺出口ノ上リ□□□共手にかる所に候ハ、米井江水一度御落事
- 一、右者永田方南ヒラノ大將軍ノ脇そり溝下北方西そと堀ふかたのかしら迄、三村申合填さらへ可申事
- 一、就出水井之儀、自然何様之申候事出来候共、三村一味同心ニ相さはき可申事

右、此条數為三村衆儀定候上者、向後申事少も不可有相違者也、

仍為後日状如件

永禄弐末

七月九日

妙光寺駿河守

重景（花押）

同七郎兵衛尉

秀景（花押）

同権介

和景（花押）

妙光寺五郎左衛門尉

奥藤右衛門尉

景綱（花押）

貞清（花押）

妙光寺五郎左衛門尉景綱の署名だけが他の四人の上に位置している。ここでの妙光寺五郎左衛門尉景綱は、三村衆のうち、妙光寺村に住む名主としてではなく、三村間での用水解決の協定を承認し保証する意味で公文所としての立場からこの議定に署名しているものとかんがえられる。野洲川築争いで靈社起請文に署名した三村衆一九人は、すべて名字を名乗る名主層であったが、名字の「妙光寺」は公文の五郎左衛門尉、駿河守、七郎兵衛の三人であり、その三人ともがこの議定書に署名している。また、相撲神事では、一五六九年（永禄十二）に「妙光寺権介殿」が、一五七二年（元亀三）に「奥藤右衛門尉殿」が、一五七五年（天正三）に公文の「妙光寺五郎左衛門尉殿」がそれぞれ東の頭人をつとめている。前掲の一七〇四年（宝永元）の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」によれば、妙光寺が分村する一六六五年（寛文五）までは、妙光寺殿が東の公文でもあり、下司公文であったと伝わる。実際、一五五八年（永禄元）頃の公文所は妙光寺殿であり、小中路村・大中路村・妙光寺村の用水問題の協定にあたって三村衆の議定に署名してもいた。一五六一年（永禄四）に秋の神事が再興されたが、「妙光寺五郎左衛門尉殿」は確かに東座に所属して、一五七五年（天正三）には東の頭人をつとめている。公文所を預かる妙光寺五郎左衛門尉景綱は東の頭人

をつとめるだけでなく、東の責任者として頭人差定の役割を任されたものとかんがえる。公文所としての立場の者が頭人を差定して芝原での儀式を差配する役割を担ったといえよう。相撲神事での公文役は頭人差定状を作成し頭人名を記録していく必要があるため、公文所において文書を書き、扱い慣れた者がその役に最もふさわしいといえる。公文はその点でも適任であった。頭人を差定する各組の担当責任者を公文と呼ぶのは、秋の神事を再興した永禄年間当時の在地の構造に即してつけられていたことが確かめられた。

政所については、前掲の一七〇四年の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」には長之家公文の肩書きに「惣公文祝政所」とあるが、一五九〇年（天正十八）正月二十六日付の山田久介・羽淵兵蔵連署書状（折紙⁸⁶）に実際にでてくる。

態申入候、仍去年天正十七年山手七石之分急度可有納所候、請取ニ
 参候間延引候てはいか、候間、早々御申付候て可被下候、将又天正
 十六年分六石之分御納所候て、相残壺石本利御算用候て八木可有御
 納所、駒井殿之御時三上山拾石にて被為七石ニ、三上の政所又ハ駒
 井殿御うけありたき由申候間、さてその分ニ駒井殿へまかせ御請被
 成候、（中略）恐々謹言

山田久介

家秀^カ（花押）

正月廿六日

羽淵兵蔵

家次^カ（花押）

三上政所

孫右衛門殿

参

御宿所

（後略）

豊臣秀次の山奉行から三上政所の孫右衛門へ三上山の山手米未進分を催促してきた。三上山に七石の年貢米が課されるようになって、その山手米は三上政所から納められていたのである。『野洲町史』によると、「三上政所孫右衛門」とは社家大谷慶綱であるという。⁸⁷一五九〇年（天正十八）当時、大谷殿は三上政所という地位にあり、三上山の事務管理をつかさどっていた。三上山は長らく神領で、その管理も社家衆に任せられてきた。三上神主は他出することも田畑耕作もできないほど、厳しい精進潔斎のもとで神役に専念していたから、神領の管理や年貢収納などの知行にかなうような雑務は、社家衆に委ねられていたものとかんがえられる。その機関といえるのが政所である。その後、「殿」を付された人々の大半が三上から離れていくにあわせて、社家衆のうちでも平野家と大谷家の二人が三上村の庄屋となっていく。一六〇一年（慶長六）から一六二九年（寛永六）までは平野家と大谷家が、それ以降は庄屋役の一本化によって、大谷家が一八〇五年（文化二）頃まで庄屋役を独占してきた。⁸⁸このように、大谷社家は、「政所」から近世の庄屋へと移行していったのである。⁸⁹

一七〇四年（宝永元）の「惣公文祝政所」の記載は、一五八九、一五九〇年（天正十七、十八）当時の大谷社家の役職「三上政所」からきていたことがわかった。なお、一五六一年（永禄四）からの「三上若宮殿相撲御神事記録書」によれば、大谷を名乗る者は全員、長之家に属し、その頭人をつとめている。

戦国織豊期までの公文・政所の存在について述べてきたが、ここで触れておかなければならないのが、元亀の起請文である。

一五七二年（元亀三）三月から四月にかけて、織田信長の重臣佐久間信盛は、一向一揆方と六角承禎（義賢）・義治（義弼）父子の残党を牽制し対抗する方策として、野洲郡・栗田郡の村々の代表者に一向一揆方

が籠城する金森・三宅両郷へ出入り・内通しない旨の起請文を書かせた。そのなかに三上の分があるという。その請状には「三上庄 公文(花押)、同 政所(花押)」が、また、霊社起請文前書に「三上惣代 但馬守兼綱(花押)、与三郎(花押)、外記(花押)」。「三上 九郎左衛門、三上 大谷、同 平野、同 平子、同 土川」の名前がみえること〔表2〕参照〕を高牧實、深谷幸治らが指摘している。元亀の起請文に三上庄の公文と政所が明記されるということは、一五七二年当時、三上では莊園機構としての公文、政所がまだ一部機能していることを示す補強史料となる。その一方で、三上惣代として三人が列記される。与三郎、外記ともに妙光寺の三上家系図に記されており、この三人は妙光寺殿の一族と判断される。妙光寺には、土塁をめぐらした上・中・下の三屋敷があったことが知られる。大谷、平野、平子は御上神社の神職筋にあたるが、三上の惣代ではない。花押のあるのは公文、政所、三上惣代三人の計五人であり、公文をふくめて四人が妙光寺一族で占められている。起請文にもとづけば、この頃の三上は、公文を含めた妙光寺殿の勢力下において、御上神社の神職筋の存在も無視できなかったことになるだろう。

しかし、そのようにかんがえるには、いくつかの素朴な疑問が残る。起請文の署名者が妙光寺殿の一族と明治初年まで続く御上神社の神職系(三上神主を除く)にはほぼ限られており、江戸時代初頭までに転出・絶家していく殿衆(侍衆)を含んでいないこと、公文と政所には花押のみで名字・官途名・名前などが付せられていないこと、公文の花押が前述した一五五九年(永禄二)の公文妙光寺五郎左衛門尉景綱の花押とは異なる点などである。したがって、この起請文にかんしては、その真偽を含めて検討する余地があるとかんがえる。前述したように、公文・政所の用例は、三段階の推移を経て、現在のすいき祭りの公文役へ継承されていく。後世の偽作となれば、制作年代によって「三上庄」の「公文」「政所」という記載に仮託した依頼者の心意や状況も異なってくるから、

三上の歴史と神事儀礼をかんがえるうえで、別の重要な課題が生じてくることにもなるのである。

④座のありかた

一 三座のちがひ

一九七五〜一九七八年(昭和五十〜五十三)にかけての聞き取り調査によれば、昔から神事をつとめない家は、東林寺に住む中村嘉兵衛家一軒だけであるといい、中村家は娘を人身御供にささげた功勞によって神事を辞退させられたと伝わ

表3 三上の宮座

集落	長之家		東	西	成員数	氏子数	世帯数
	上座	下座					
山出	9*	2	16	15*	42	53	59
東林寺		3	7	12	22	29	35
大中小路			27*	4	31	36	37
小中小路		5	19	17	41	54	68
前田			25	3	28	35	36
総計	9	10	94	51	164	207	235
	19						

1978年の調査資料による(世帯数は1975年)
*は公文

る。しかし、実際は御上神社の氏子全員が神事に入っているわけではなく、筆者がおこなった一九七八年(昭和五十三)の調査結果では、氏子総数二〇七戸のうち三組(座)に所属する家は一六四戸であった。頭人をつとめない家が四三戸もある。シンヤ(分家)すれば、本家と同じ組に所属することになり、何年かたつと頭人をつとめるものとされてきたが、年々、分家しても神事に入る家は少なくなっている。神事での所属は表3のように、上座と下座に分かれて成員が固定している長之家の場合は、上座が山出に、下

座が山出・東林寺・小中小路の三集落に居住するが、東と西の場合は、五集落に散在している。また、長之家一九戸、東九四戸、西五一戸というようにその加入戸数にも大きな開きがあった。⁽⁹³⁾

長之家・東・西の成員は五集落に散在し、成員数の差もはなはだしい。これは、一五六一年の神事再興当初からの傾向であったのだろうか。「三上若宮殿相撲御神事記録書」は、名字を名乗らない人々に対して村名を付しており、その記載された村名を追ってみたのが、表4である。頭人は、山出村・東林寺村・前田村・小中路村・大中路村・妙光寺村の六小村（集落）からなる三上の住人で構成され、六集落に分散する東と西での傾向は当初から変わっていない。妙光寺は一六六五年の分村を機に御上神社からいっさい手を引いたため、妙光寺からの頭人は一六六三年（寛文三）を最後とする。長之家の場合、妙光寺住人からは頭人がでていないものの、山出・東林寺・小中路を中心に五集落には存在していたのであり、ときどきに偏在していく。

妙光寺分村の直後、一六六六年（寛文六）には東座の成員は三上村の五小村（集落）に住む五一人ほどになっていた。⁽⁹⁵⁾それから三〇〇年以上経過した現代では四〇人余り増加している。

西座の場合、一八六二年（文久二）までの成員は六八人であった。⁽⁹⁶⁾新しく「帳入」りした一六人のうち、一七六一年（宝暦十一）からはじまる年次の明記は二人で、このうち、一人が「別家」つまり分家し、一人は「中絶」した家を再興した者である。⁽⁹⁷⁾西座の成員は一七六〇年以前は五集落に住む五〇人余りであったと推定され、現代と

表4 頭人と村

〔三上若宮殿相撲御神事記録書〕より作成

年代	村	長之家		東		西		計	
		上座	下座	上座	下座	上座	下座		
1561(永禄4)～1602(慶長7) 42年間 村明記の頭人は1年に平均3.3人	山出村	2	0	1	1	1	2	7	
	東林寺村	7	9	5	2	13	9	45	
	前田村	0	1	1	2	3	5	12	
	小中路村	3	4	3	1	6	6	23	
	大中路村	4	1	3	9	8	6	31	
	妙光寺村	0	0	4	10	2	2	18	
	その他	0	0	0	0	0	東光寺村	2	2
	計	16	15	17	25	33	32	138	
1603(慶長8)～1665(寛文5) 63年間 村明記の頭人は1年に平均3.4人	山出村	4	0	2	2	8	3	19	
	東林寺村	8	3	4	1	18	13	47	
	前田村	0	0	9	10	6	4	29	
	小中路村	3	8	2	3	11	11	38	
	大中路村	1	1	17	14	4	6	43	
	妙光寺村	0	0	9	13	6	7	35	
	その他	0	行合村	2	野洲	1	0	0	3
	計	16	14	44	43	53	44	214	
1666(寛文6)～1760(宝暦10) 95年間 村明記の頭人は1年に平均4.5人	山出村	5	6	6	9	13	26	65	
	東林寺村	9	20	4	4	21	19	77	
	前田村	1	1	25	24	12	6	69	
	小中路村	2	37	19	20	29	24	131	
	大中路村	0	0	35	28	9	11	83	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	17	64	89	85	84	86	425	
1761(宝暦11)～1828(文政11) 68年間 村明記の頭人は1年に平均4.8人	山出	15	7	7	7	12	19	67	
	東林寺	5	21	3	5	18	18	70	
	前田	0	5	18	20	6	4	53	
	小中(小)路	0	33	16	14	19	17	99	
	大中(小)路	0	0	15	16	5	4	40	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
計	20	66	59	62	60	62	329		

かわらない人数におさまる。なお、西座「三上若宮相撲御神事帳」の一六二二年（元和八）の箇所に、

同年惣もろ頭せんさく仕候而永代懸申候事

一、御神事仕二付御湯立くわし年兄次第仕候、くわし湯立上座ニ仕候筈ニ極候、永代惣もろ頭加判如件

戌九月十三日

とあり、このときに西座では頭人間の順位の扱いが問題となっている。⁽⁹⁸⁾菓子奉納と湯立てでは年兄を上座として扱うことに決めて、「もろ頭」全員が判形を押しした。今も続く年兄を上座とする規定は、一六二二年（元和八）に決められたのである。九月十三日には座員（「もろ頭」）が集まり、分家の帳入りやら、もめごと、決めごとなどをおこなう場にもなっていた。九月十三日は頭渡しの日にあたる。

長之家の場合、一七〇四年（宝永元）当時、上座は九人、下座は二人の合わせて三〇人であった。上座には、「神館殿」（三上神主）、「市」が、下座には大谷本家で当時の庄屋「大谷七郎右衛門殿」、社家の「平野八郎兵衛殿」がいた。⁽⁹⁹⁾長之家は神主・社家・市とその一族を中心にしたが、明治年間以降、神職家とその一族は三上から転出・絶家していき、現在も三上に住むのは公文で大谷社家筋の一軒だけである。そのような状況から、長之家の人数は減少の一途をたどって、二〇〇六年現在、一七人となっている。

各座とも分家創出によって座員が増加し、あるときは絶家や転出で神事頭人帳からはずされていく。同年代の史料ではないので比較の対象にはならないが、江戸時代中期の東と西の人数は現代ほどの差はなく、五、六〇人程度であったとみられる。それにひきかえ、神主・社家・市とその一族を中心にした長之家は、二、三〇人少なかった。なお、参考までに三上村の軒数をあげれば、一六九六年（元禄九）には、本百姓一一一軒、水吞百姓三二軒（うち隠居無役一八軒）、寺五軒、社僧寺一

軒のあわせて一四八軒であり、人数七九五人のうち下人一〇人であった。⁽¹⁰⁰⁾一七九一年（寛政三）では家数一七四軒で人数七五〇人となる。

西座の場合、追跡できる頭人を抽出してみると【表5】、戦国織豊期にあたる一五六一年（永禄四）から一六〇二年（慶長七）の四二年間に、最短で七年目、最長で六一年目に再び頭人をつとめている。一五八二年（天正十）から一六二一年（慶長十六）にかけてはほぼ十六、七年で頭人がまわってきている。

一方、長之家の場合、「三上若宮殿相撲御神事記録書」の一六〇八年（慶長十三）の項の裏書きに、「長屋村人無人ニテ、頭役既十三年四年ニ相当仕候間」とあり、神事再興から四七年を経た段階で、長之家では頭役が一三、四年ごとにまわっていたといひ、西座より三年ほど短いことになる。その理由に「村人無人」を挙げているのである。

「神主奉務覚書」に次のような記載がある。⁽¹⁰¹⁾

晩ニ神主、社家、侍方、東西芝原ニ着座致ス也

一、長ノ家、東、西往古ヨリ村ノ格式ニテ、長ノ家ハ神主、社家、侍、

東ハ村ノ住人、西ハ浪人筋也

長ノ家ハ上座、下座極リアリ、東ハクシ取シテ勝者上座、マク

ル者下座、西ハ年兄上座、年弟下座

この「神主奉務覚書」は西座の年兄上座の書き方から推して一六二二年（元和八）以降の記録であるが、そのなかに「往古ヨリ村ノ格式ニテ、長ノ家ハ神主、社家、侍、東ハ村ノ住人、西ハ浪人筋也」との記載がある。この表現によれば、長之家・東・西の成員構成は、三上村の格式によって区別されていることになる。ここでは、「神主奉務覚書」を書いた江戸時代の神官の認識をもう少し踏み込んで検証してみたい。

長之家は「神主、社家、侍」とあるが、前掲の「村人無人」とも一致する。「侍」とは「村ノ格式」での「侍方」をさしており、春の祭礼記録である一七六一年（宝暦十一）の「御祭礼一件」に記載される「侍分」

表5 西座頭人の推移

「三上若宮相撲御神事帳」(御上神社文書 224号)より作成

西暦	和年号	上座 下座	村	名前	注記	隔年	西暦	和年号	上座 下座	村	名前	隔年	西暦	和年号	上座 下座	村	名前	注記	隔年	西暦	和年号	上座 下座	村	名前		
1564	永祿 7	下	山出	藤右衛門		61年	1625	寛永 2	下	山出	藤右衛門															
1569	永祿 12	上	東林寺	治郎左衛門		26年	1595	文祿 4	下	東林寺	治郎左衛門															
1570	元龜 1	上	小中小路	四郎右衛門		13年	1583	天正 11	上	小中小路	四郎右衛門入道															
1570	元龜 1	下	前田	与五郎		9年	1579	天正 7	上	前田	与五郎															
1571	元龜 2	下	山田方	山田方		11年	1582	天正 10	下	山田方	山田方															
1572	元龜 3	下	山出	助兵衛		43年	1615	元和 1	上	山出	介兵衛		8年	1623	元和 9	上	山出	助兵衛								
1573	天正 1	上	大中小路	新三郎		15年	1588	天正 16	下	大中小路	新三郎		16年	1604	慶長 9	上	大中小路	新三郎								
1573	天正 1	下	前田	与三郎		9年	1582	天正 10	上	前田村	与三郎		17年	1598	慶長 3	上	前田	与三郎	民部下人	7年	1605	慶長 10	下	前田	与三郎	
1574	天正 2	上	東林寺	兵太郎		11年	1585	天正 13	下	東林寺	兵太郎															
1574	天正 2	下	妙光寺	衛門次郎		10年	1584	天正 12	上	妙光寺	衛門二郎		17年	1601	慶長 6	下	妙光寺	衛門二郎	四郎衛門殿下人							
1576	天正 4	上	小中小路	与九郎		45年	1621	元和 7	上	小中小路	与九郎															
1588	天正 16	上	大中小路	孫五郎		16年	1604	慶長 9	下	大中小路	孫五郎															
1589	天正 17	上	山出	太郎九郎		17年	1606	慶長 11	下	山出	太郎九郎															
1593	文祿 2	上	小中小路	才二郎		16年	1609	慶長 14	下	小中小路	才二郎															
1593	文祿 2	下		三六	大谷殿下人	17年	1610	慶長 15	下	山出	三六															
1595	文祿 4	上	東林寺	左衛門五郎		16年	1611	慶長 16	上	東林寺	左衛門五郎															

のことである。一七六一年当時の侍分は三上神主・大谷社家・平野社家といった神職の分家筋をさして(座)いた。江戸時代初頭以降、三上村に住む侍分は神主・社家の一族に限られていった。分家は本家と同じ組に所属することになるため、長之家の場合、分家を「侍」と記載したのである。

しかし、長之家に属する家は、表6であきらかなように、それ以外にも市・宮大工のような御上神社の関係者、一般百姓、「殿」の下人(家来)らが加わっていた。したがって、「神主、社家、侍」を中心とした構成ぐらいの表現とみておいたほうがよいだろう。この「神主奉務覚書」が書かれた江戸時代当時、長之家の「侍方」つまり神官の分家たちも芝原式に同席していたようである。

「長之家」は、諸史料のなかで「長屋」とも書かれているが、それは(座)片屋を意味する。神官たちがいる建物を指し、かつてはそこに御上神社

の所領と事務全般を取り扱う政所の所轄が付属していた。一五九〇年(天正十八)当時、三上山の山手米を取り扱っていたのは、三上政所の大谷孫右衛門であったことは、前述した。長之家公文を総公文と呼び、政所をつとめた大谷家はその役を引き継いできたことも、こういった御上神社の統轄機関としてのありかたが無縁ではなかった。

今もって、ずいき神輿の奉納と芝原式には長之家の頭人関係者が大鼓を叩いて開始の合図を知らせるし、芝原式に神前の正面に座るのが長之家である。また、ずいき神輿の先頭をきって神社境内に入るのは、長之家の頭人からと、つい最近までいわれてきた。このようにずいき神輿の奉納と芝原式双方での進行順と座配は、長之家を別格として、東、西へと続き、三座の差はあきらかである。

長之家の語源は片屋からきているのに対して、東と西は芝原式で座る

表6 頭人表記と座 「三上若宮殿相撲御神事記録書」より作成

年代	頭人表記	長之家	東	西
1561(永禄4)～1602(慶長7) 42年間	名字・殿	14	12	0
	名前・殿	2	0	0
	名字	20	14	4
	神館	(神館殿1、「神館清昌嫡子御児」1) 2	0	0
	名前のみ	25	35	42
	名字に方	2	3	6
	下人	13	9	15
	大工	4	0	0
	紺屋	0	0	2
	入りびと	0	0	(下人1) 10
	院・庵・坊号、坊主	1	(下人1) 1	(下人3) 4
	その他	1	1	0
	計	84	75	83
1603(慶長8)～1665(寛文5) 63年間	名字・殿	20	5	0
	名前・殿	0	0	0
	名字	41	18	0
	神館	(殿6) 6	0	0
	名前のみ	33	84	89
	方	0	0	0
	下人	15	17	22
	大工	8	0	0
	紺屋	0	0	2
	入りびと	0	0	6
	院・庵・坊号、坊主	0	0	7
	その他	(行合村3) 3	1	0
	計	126	125	126
1666(寛文6)～1760(宝暦10) 95年間	名字・殿	10	1	0
	名前・殿	0	0	0
	名字	71	2	0
	神館	(殿2、三上三位2) 7	0	0
	名前のみ	64	143	105
	方	0	0	0
	下人(家来)	24	42	75
	大工	10	0	0
	紺屋	0	0	1
	入りびと	0	0	0
	院・庵・坊号、坊主	0	2	(家来4) 5
	その他	(市4) 4	0	4
	計	190	190	190
1761(宝暦11)～1828(文政11) 68年間	名字・殿	0	0	0
	名前・殿	0	0	0
	名字	42	1	1
	神館	(三上三位5) 5	0	0
	名前のみ	74	100	85
	方	0	0	0
	家来	7	25	40
	大工	3	0	0
	紺屋	0	0	0
	入りびと	0	0	0
	院・庵・坊号、坊主	0	0	(家来1、照覚寺1) 2
	その他	(市5) 5	0	0
	計	136	126	128

表7 名字と諸関係

注：○記載あり 侍分☆ 侍分絶家★ 仲衆△

名字	大機院分算用状案 御上神社文書5号		築相論 御上神社文 書26、28号	「三上若宮殿相撲御神事記録書」 御上神社文書 222、223号												「御祭礼一件」 御上神社文書 160号	備考										
	1487(長享1)		1558 (永禄1)	1561(永禄4)～ 1602(慶長7)				1603(慶長8)～ 1665(寛文5)				1666(寛文6)～ 1760(宝暦10)				1761(宝暦11)～ 1828(文政11)				1761 (宝暦11)							
	「三上衆」	殿	備考	座	名字	殿	方	下人 あり	座	名字	殿	方	下人	座	名字	殿		方	下人 (家来)	座	名字	殿	方	家来	御供人数 侍分仲衆		
因幡田(因幡)			三村衆	長之家	○	○			長之家	○	○			長之家	○				長之家					△	勘左衛門は永田作庵下人		
平野	三上衆	○	東林寺村衆	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○			○	☆	社家		
東林寺(竹田)			東林寺村衆	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○		○				○	★	名代記載は1702(元禄15)から。 家来記載は1764(宝暦14)まで	
神館(三上)				長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	○	☆	神主	
大谷			東林寺村衆	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○	○	○	○	長之家	○			○	○	☆	社家	
堀池				長之家	○	○			長之家	○				長之家	○				長之家						△		
上堂			東林寺村衆	長之家	○	○	○	○	長之家	○		○															
苗村				長之家	○	○	○																				
辻				長之家	○																						
平子			東林寺村衆	長之家	○	○			長之家	○				長之家	○				長之家	○				△	市(神子)		
永田	三上衆	○	三村衆	東	○	○	○	○	東	○	○	○	東	○		○								★	永田姓の頭人は1646(正保3)まで。名 代記載は1682(天和2)から		
北(喜多)	三上衆	○	三村衆	東	○	○	○	○	東	○	○	○	東	○	○	○	○	東	○				○	☆			
山本	三上衆	○	「神六 殿」との み記載	東林寺村 衆、三村衆	東	○	○	○		○		○		○		○											
妙光寺(三上)			三村衆	東	○	○	○	○	東	○	○	○															
奥				東	○	○																					
辻川				東	○		○																				
土川(土河)				東	○		○		東	○			東	○				東						△	名字記載は1684(貞享1)まで		
中川(中河)			三村衆	西	○		○		東	○			東					東						△	東所屬は1639(寛永16)から		
小中路				西	○		○																				
西村				西	○		○																				
山田				西	○		○																	★	山田講(家来17人→2009年現在11人の 集まり)		
向	三上衆	○																									
中西	三上衆	○																									
中村	三上衆	○		東林寺村衆		○		○		○	○	○														人身御供の功勞で神事頭人を免除との 伝承あり。現在も入座していない	
岩蔵	三上衆	○		東林寺村衆																							
[新兵衛]	三上衆																										
[東光寺風兵衛]	三上衆																										
小林				東林寺村衆																							
新				三村衆																							
飯田				三村衆																							
南				三村衆																							
平田										○		○															
桜木																		西	○								
計	10	8				22	14	9	11		16	9	0	11		11	5	0	7				7	1	0	5	12

〔近江三上の宮座にみる歴史と伝承〕……真野純子

方位からくる。それであるから、東と西の組は東座、西座と呼ばれることもあった。

東について「神主奉務覚書」には、「東ハ村ノ住人」とある。

秋の神事を再興した一五六一年（永禄四）当時、公文の妙光寺殿は相撲神事では東に所属していた。妙光寺五郎左衛門尉景綱は、公文所を預かっていたから、野洲川の築場争いや用水分配といった在地でおこった問題にたいしては、その訴訟やら協定にたちあう一方、妙光寺・大中路・小中路三村衆の一員でもあったことは、前述した通りである。「殿」を付された人々は名主であり、表7に示すように長之家と東にいた。なかでも妙光寺殿のような下人を抱える殿衆は有力名主層で、一五九五年（文禄四）以降の文書に記載される「侍衆」に相当していたとかがえられるが、兵農分離期に、大名の家臣団に組み込まれたり、なかには医者になって京都へのぼったりと、三上から離れていく者が続出し、三上に残ったのは長之家に属する三上神主・大谷社家・平野社家の一族にほぼ限られていった。侍衆は、侍分ともいわれていくが、東に所属した侍衆は江戸時代初期までに三上から離れてしまったため、東の組で残ったのは平百姓の「村ノ住人」だけであった。東にかんしては、江戸時代当時の状況を「神主奉務覚書」に記している。

西について「神主奉務覚書」には、「西は浪人筋」と記される。これについては、問題がやや錯綜しているため、項を改めて検討する。

二 入りびと・浪人の伝承と西座

一八六八年（明治元）の神仏分離まで、西の公文は浄土真宗本願寺派の照覚寺であった。その照覚寺が西の公文となったいきさつについては、たいへん興味深い記録が大谷家に残っている。⁽¹⁰⁵⁾

前田正覚寺

此正覚寺なき時ハ、村中乃惣堂ありて西浪人乃公文所なり、往昔信

長公ニ打もらされ乃武者当村江逃ケ来リ、大中小路村北氏家江入て頼たれハ、北氏屋敷乃傍ニ小屋ヲ立て置しが、彼者坊主と成りて勸進ニ出たるを、村中談合ありて前田村乃惣堂ニ置たるに、彼坊主一向宗ヲ開基したるが、今ハ次第に繁昌せり、依之此寺北氏乃家来分にて長ノ屋公文ノ帳ニも記せり、扱古法乃ことく西浪人乃公文ヲ爰にて勤メ、村中参会乃時も大鼓ヲ打て此寺に寄ル

織田信長に討たれて落ちのびてきた武者、いうならば浪人が、大中小路の北家を頼つて三上に移り住み、北氏屋敷のそばで小屋住み生活をはじめたという。この浪人の落ち武者は、北家に草鞋を脱いで、その家来分になったのだが、その後、坊主となったため、三上の村中で話し合い、前田にある惣堂に住まわせることにした。そこは、三上の惣堂であったが、「西浪人乃公文所」ともなっていたという。その由縁から、この坊主は「古法乃ことく西浪人乃公文」をつとめることになったというのである。

これは、三上の故事来歴を二枚綴りで書き留めた七項目の一つにあたる。この三上由来雑記は一七二八年（享保十三）以降に書かれたが、聞き伝えてきた話と書き手自身が調べた結果や心意をおりませて構成している。したがって、照覚寺の開基についても、寺伝とはかなり異なってくる。

浄土真宗照覚寺の寺伝では、一五二四年（大永四）に了順が開基したとある。二世から四世までの六〇年間余りは不明であるが、五世の乗安は一六一〇年（慶長十五）に本願寺准如から照恩寺の寺号を授かり、一七一二年（正徳二）に至って照覚寺と改称したとされるのである。⁽¹⁰⁶⁾ 寺伝での開基は一五二四年とするが、三上由来雑記の方では織田信長（一五三四～一五八二年）時代以降となっている。また、西本願寺所蔵『寛政四年近江国御末寺』によれば、一六一〇年をもって創設としている。⁽¹⁰⁷⁾

表8 照覚寺の頭人一覧

年号	座	上座・下座	村	名前	注記	備考
1568 (永禄 11)	東	下	前田村	了善	永田宰相下人	御上神社文書 222 号。照覚寺に関係あるか不明
1596 (文禄 5)	西	下	前田村	乗安		222 号 御上神社文書 224 号では上座に記す
1626 (寛永 3)	西	下	前田村	教安		222 号 224 号では上座
1670 (寛文 10)	西	上	前田村	了意	喜多七左衛門殿家来	222 号 224 号には注記部分なし
1695 (元禄 8)	西	上	前田村	了因	喜多七左衛門家来	222 号 224 号には注記部分なし
1721 (享保 6)	西	上	前田村	了山	喜多宇右衛門家来	222 号 224 号には注記部分なし
1747 (延享 4)	西	上	前田村	了山	喜多宇右衛門家来	222 号 224 号には注記部分なし
1776 (安永 5)	西	上	まノ	召山	喜多宇右衛門家来	222 号 224 号には「照覚寺即山」とのみあり
1804 (文化 1)	西	上	前田	照覚寺		御上神社文書 223 号 224 号には「照覚寺住寺智城」
1832 (天保 3)	西	上	ま	照覚寺		224 号
1856 (安政 3)	西	上		照覚寺高山		224 号

三上由来雑記に書かれた「此寺北氏乃家来分にて長ノ屋公文ノ帳ニも記せり」との部分は、「三上若宮殿相撲御神事記録書」から確認できる。そこには、一六七〇年（寛文十）の西の頭人に「喜多七左衛門殿家来 前田村了意」と記され、喜多家家来の記載は、表 8 に示したように、一七七六年（安永五）まで続く。

ただし、喜多殿はこの頃すでに三上から転出して江戸で武家に奉仕しており、一六七〇年（寛文十）二月から大中小路にある「喜多殿御城屋敷」は吉兵衛と惣右衛門が預かっている。その一七年後、屋敷、田畑ともに大中小路の吉右衛門が預かることになったが、吉右衛門は喜多家の家来（被官）でもあった。⁽¹⁰⁾ この吉右衛門が一六六六年（寛文六）からは東の公文をつとめている。三上由来雑記では、「前田照覚寺」の項目に続けて、「北氏公文」の一項を設け、「往昔東ノ公文ハ妙光寺次左衛門所にて相勤しが、往年当所妙光寺殿の頃水論出来て、一所乃村格も破たれハ、東ノ公文ヲハ大中小路村北氏方に相贈申」と記す。吉右衛門が東公文を受け継いだのは、「北（喜多）氏方」によっていたことが読みとれる。

三上由来雑記は、長之家については全く触れずに東西の公文の由来だけを書き留めている。そこからも、長之家公文の大谷社家がこれを書いたと判断されるが、西の公文になった照覚寺の前身を入りびとで浪人者であったと記す。

入りびとをめぐって西座では一七七一年（明和八）から翌年にかけて騒動がもちあがった。その騒動一件については、公文の照覚寺が「三上若宮相撲御神事帳」に事の次第を書き留めている。⁽¹¹⁾ それによると、一七七一年の頭人座配をめぐって相談をしているときに、「もろ頭」から「西座連中ニハ、入人之家筋有之候得者、此御座配相改申度候」との意見がでた。これまでの西座の座配は、年兄は上座、年弟は下座と決まっていたのである。翌晩に「もろ頭四十余人相寄」せての話し合いでも「四月御祭礼之節ニハ、入人之訳急度相立候処、九月御神事ニハ、其印無之

表9 頭人をつとめた入りびと

〔三上若宮殿相撲御神事記録書〕(御上神社文書222号)より作成

	年号	座	上座・下座	村名	頭人名	主従関係	出身地	その他の注記	備考
1	1586 (天正14)	西	上	妙光寺村	少納言		生大ワキ		
2	1586 (天正14)	西	下	東林寺村志ガ	孫太郎		生小南		
3	1587 (天正15)	西	上	大中路村	太郎四郎		生勝部者		
4	1587 (天正15)	西	下	東林寺村	与次郎		生勝部者		
5	1592 (天正20)	西	下	東林寺村	孫八		生立入		
6	1595 (文禄4)	西	上	東林寺村	こあし		生ハ石部者		御上神社文書224号では「東林寺村左衛門五郎」。11と同じ
7	1596 (文禄5)	西	上	東林寺村	弥九郎		生ハ南さくら者也		
8	1598 (慶長3)	西	上	大中路村	与二郎		元駒井生也		
9	1598 (慶長3)	西	下	小中路村	平介		但石部ノ生也		
10	1599 (慶長4)	西	上	東林寺村	与七	金内下人	元はね田ノ者也		
11	1611 (慶長16)	西	下	東林寺村	左衛門五郎		生ハ石部ノ者也		6と同じ
12	1613 (慶長18)	西	上	小中路村	午助		生ハ石部者也		
13	1613 (慶長18)	西	下	妙光寺村	伝右衛門		生ハ野ス	子在之	
14	1614 (慶長19)	西	上	妙光寺村	九郎右衛門		生国伊勢者	牢人	
15	1614 (慶長19)	西	下		与助	上堂甚右衛門下人	生ハ羽田者	牢人候	
16	1617 (元和3)	西	上	東林寺村	孫左衛門		生ハ勝部		

候得者、当年より入人之衆中と組合候時ハ、年兄ニ不構、急度下座ニ被着候様ニ致度」との意向が強うちだされた。

確かに春の祭礼では、家格によって神幸での役割が決まっていた。一七六一年(宝暦十一)の「御祭礼一件」⁽¹⁵⁾によれば、御旅所まで神輿を渡御するさい、三社(本殿の大宮、撰社の若宮と十禅師)の神輿をかく家筋はオモノ(御物)といって、三上村の六三軒に固定していたし、神輿にお供する人々は「侍分仲衆」といって、名字の平野・大谷・三上・喜多・平子・稲畑・堀池・中川・土川を名乗る本家と別家(分家)に定められていたのである。⁽¹⁶⁾それにたいして、入りびとは、神輿の「枕木持」という扱いであった。

公文の照覚寺はその意向を受けて、「十三日頭渡シ」の夜に「入人之衆中」へ話したが、納得してもらえなかったという。公文が自らの進退を持ち出すほどのめ事となり、翌年には、「四十余人之衆中より以使、入人十人之衆中江申被入候」といった事態にまで進んだが、「度々社家中大ノ吉右衛門拙僧打寄、色々と後ニ先キ之通ニ何事も相定候而、双方及和談ニ候」とある。一七七一年に西座の座員(「もろ頭」)は五〇余人であったが、そのなかに入りびとの家筋の人が一〇人いたというのだ。その入りびとを下座にすえる意見が「もろ頭」からだされ、その賛否をめぐってもめたが、訴訟には至らず和談して、これまで通りにおさまったという。座内で難題をかかえておさまらないときには、公文らが協議しあい、解決への糸口を模索した様子が窺える。

西座の場合、一七六一年(宝暦十一)以降の新入りは分家と家を再興した者だけであるから、「入人十人之衆」とはそれ以前をさしている。入りびとを「三上若宮殿相撲御神事記録書」から拾い出して見たのが表9である。入りびとの記載は一五八六年(天正十四)から一六一七年(元和三)までの三二年間に限って一六例みられた。このうち、一五九五年(文禄四)の「こあし」と一六一一年(慶長十六)の「左衛門五郎」は

同一人物であるから、一六〇四年(宝永元)の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」によれば、西の公文は「小中路村若狭殿」であったが、絶家したために、照恩寺(のちの照覚寺)に引き継がれたとある。一六〇二年(慶長七)の三上村検地帳には、「小中路」の「若狭」が名請人として登録されており、一六〇二年までは存命していたことが確認できる。したがって、「小中路村若狭殿」絶家後の交代とすれば、ここでも当然ながら一六〇三年以降のこととなる。

西座には、一五六九年(永禄十二)から紺屋が、一六二〇年(元和六)には「宮夫」が頭人をつとめている。琵琶湖の対岸にあたる堅田には浄土真宗本願寺派の本福寺があるが、本福寺の教線拡大の基が入りびとや職人であったことをおもえば、浄土真宗寺院が西の公文となっていくのはごく自然の成り行きであったともいえる。照覚寺の開基自身が入りびとであり浪人であったと、江戸時代中期以降の三上由来雑記に書き伝えられているのである。

長之家公文が長之家・東・西の六人の頭人名を記録したのは、一五六一年(永禄四)から一八二八年(文政十一)までの二六八年間であったが、この間ずっと、主従関係の「下人」、「家来」の記載が続く。誰の「下人」(後年に「家来」の表記にかわる)⁽¹⁵⁾に該当するのか、その主従関係をことごとく頭人名の脇に書き加えている。それに対して西公文が記入した西座の「三上若宮相撲御神事帳」には、一六〇三年(慶長八)からばったりと、そうした記載がなくなるのである。旧来の格式に重きを置かない真宗寺院の性格から照らしても、照覚寺が西座公文を引き継いだのは、下人の記載がなくなる一六〇三年以降であったとかがえられる。五世乗安は一五九六年(文禄五)に頭人をつとめ、一六一〇年(慶長十五)には本願寺准如から照恩寺の寺号を授かって、この頃から寺院としての基盤がととのえられていく。

この三上由来雑記には、三上の惣堂が前田にあって、「西浪人乃公文所」となっていたこと、入りびとで浪人であった坊主が「西浪人乃公文所」に住みつき、それが「古法乃ことく西浪人乃公文ヲ爰にて勤メ」るきつかけになった、と記してある。その惣堂に関連して、「惣村堂分」の畑が「西川原」にあったことを一六九六年(元禄九)十二月の検地帳除地の控えには記載してある⁽¹⁶⁾。惣村堂の下畑三畝二四歩、分米三斗四合が除地の対象となっていた。それより二〇〇年余りさかのぼった一四八七年(長享元)十一月の大機院分算用状案に、

八十歩河原年貢
 三斗 北方へ
 三斗五升 散所米入 三斗
 三升三合 公事米 北方へ入
 三百西へ入 三宅之下地内二反キリ これハ実蔵坊へ
 作分内ヨリ^(カ)

この散所は、近衛家から隨身武春に譲与された所領であったが、当時、近江国では守護六角高頼の寺社本所領への横領が頻発しており、幕府は六角氏の度重なる横領を征して、その還付を図るために寺社本所等に近江の所領目録を提出させた。近衛政家の『後法興院記』によれば、同年

との記載があり、この部分との関連性に注目したい。「散所米」の記載から一四八七年当時、三上庄内に散所があったことが知られる。

(長享元年)八月二十二日に、「隨身武春息武経」が来宅し、近衛家の「御家恩三上庄内左散所」の目録記載について話し合われている。⁽¹⁰⁾この年の大機院分算用状態によれば、八〇歩が「河原年貢」にあたり、散所米三斗五升が計上されて、公事米ともに三斗三升三合が北方へ入っている。また、「三百西へ入」とある。この「西」とは、「村中乃惣堂ありて西浪人乃公文所」とある「西」をさし、所属を意味していたのではないだろうか。その所属は相撲神事での西にも該当していたとかがえられる。野洲川河原に面して左散所が存在し、その散所では浪人や入りびとが採用されて耕作に従事していた。

なお、野洲川沿いに散所があることから、浪人・入りびとたちは、野洲川河川でおこなっていた築漁・木材の搬出やら琵琶湖湖上の運輸などに雑役として働いていた可能性も高い。それらの人々を支配する宰領というべき人物が「西浪人乃公文」であり、若狭殿に系譜する人物であったらうと推測される。野洲川河川から琵琶湖湖上、さらに日本海へとつなぐ水運業に関係した人物であったからこそ、「若狭殿」という通称で呼ばれていたと、想像されるのである。また、一六〇二年(慶長七)の三上村検地帳によれば、「小中路」の「若狭」(「わかさ」)は、持ち高にして二四筆、一町六反二畝一七歩、二四石五斗五升六合のうち、地字「西ノかはら」に一四筆、七反六畝二歩、一一石九升七合もの田畑を保有してきたことがわかる。⁽¹¹⁾

この「若狭」とは永田若狭をさし、一五九九年(慶長四)に「永田若狭下人 正善」が西の頭人をつとめている。永田を名乗る者はすべて東の頭人となっているが、「永田若狭」の記載はみあたらない。ただ、一五六八年(永禄十一)の東の頭人をつとめた「永田宰相下人 前田村了善」が、前田の惣堂に住む坊主であった可能性は高く、「永田宰相」が若狭殿とも想定されうる。一五〇二年(文亀二)の「社頭樓門上葺三上山売帳」に前田坊主が一区画を買得しており、以前から前田の惣堂を

根城とした坊主がいたらしく、彼らは照覚寺の前身ともかがえられる。永田若狭が多く土地を保有する「西ノかはら」は、散所や「惣村堂分」の畑との関連性が見いだされる場所であったが、散所での耕作など雑役に奉仕する浪人たちを差配し、宰領する公文がおり、三上庄の惣堂が浪人たちを統括する機関(公文所)にもなっていたのではないだろうか。その機構が「西」であったから、「西浪人乃公文所」と呼ばれたと解されるのである。惣堂は、「みんなのもので」ありながら、また「だれのものでもない」公界といった、世間や旅人に向かって開かれたありかたを藤木久志は指摘している。⁽¹²⁾散所の存在は惣堂の公界性と一脈通じるものがある。村の自立にもなつて「惣村堂」と呼ばれ、西川原にあった散所の畑地は、一六九六年には「惣村堂」分として除地扱いとされていったと推測されるのである。

三上由来雑記には、永田殿の菩提寺について、記載してある。

扱西養寺と申仙事ヲ頼寺ハ、是も東光寺乃末寺にて、彼地ニありし時、東光寺本堂にて一度九旬の間円頓戒ヲ行はれし時、九ツ八ツ乃大鼓ヲ西養寺役として打之、一時乃間衆僧休息せり、東光寺退転乃後、今の地ニ建立し、円頓戒乃故実ヲ伝て、今に一度乃間時候の大鼓を打て、一時乃間村養人休息す、元此寺ハ小中小路長田氏俗ニ城と云乃菩提寺也、扱一度乃間大鼓にてハ遠方乃養人難聞とて、享保十三戊申年三月十六日撞鐘ヲ建立せり

東光寺末寺の西養寺(天台宗)は、東光寺退転後に永田(「長田」)氏の菩提寺として小中小路に再建されたとある。かつて東光寺を中心とする三上大寺の伽藍が三上山と妙光寺山にかけて立ち並び、その東光寺と、三上山西麓に鎮座する三上社(御上神社)とは神仏習合関係にあったことが、現在まで語り伝えられてきた。東光寺の実態についてはほとんどわからないが、一四八七年(長享元)十一月の大機院分算用状態に「元ハ東光寺神子」、三上衆の「東光寺風兵衛」を、一五三六年(天文五)

十月の「納日記」に「東光寺」を散見するから、東光寺は一五三六年以降に退転する一方、東光寺末寺の西養寺は永田氏の菩提寺として中小路に再建されたようにも解される。西養寺の一八〇五年（文化二）十二月付の過去帳には、「永田殿」七人の戒名を「当院ニ因縁等有之二付、書印置者也」とし、「先年者家来中墓参等茂有之由候得共、安永年中より延引ニ罷成候由、伝へ申候事也」と記載する。

この三上由来雑記には、その永田氏が「城」と俗称されたことから、そこは城屋敷であったと判断される。大中小路にある喜多殿の屋敷も「御城屋敷」と呼ばれていたが、一九八〇年前後の筆者調査時点では、堀に囲まれた土塁の跡が一部分残っていた。

一六〇二年（慶長七）の検地帳には、地字「西ノかはら」の名請け人として、若狭のほか、北忠次、栖雲庵、山田後家、行合の住人らが登録されている。このうち、散所との関係から一四八七年（長享元）に散所米が入った「北方」の存在も無視できない。それは、照覚寺が「北氏」（喜多殿）の家来であると、三上由来雑記や「三上若宮殿相撲御神事記録書」に記してあるからである。一四八七年の大機院分算用状案には、「散所米」だけでなく、「三上衆」一〇人を記すが、そのなかに「永田殿」「北殿」が含まれていた。一五五八年（永禄元）の野洲川築場相論では、永田・北ともに三村衆一九人のなかに名前を連ねている（永田四人、北五人）。永田殿も北（後には「喜多」とある）殿も三上で指導的立場にある有力名主で、殿を付されて下人を抱える侍衆であったが、江戸時代初頭に大名の家臣団に編入されて三上を離れているか、あるいは絶家している。永田八兵衛の場合は、「六尉佐渡守殿ニ奉公仕居申候」とあり、出羽本荘藩主六郷佐渡守政信に仕えていたため、一六八二年（天和二）に東の頭人を「永田八兵衛名代ニ下人又右衛門相勤」めたのであった。⁽¹²⁾三上由来雑記の言にしたがえば、西には浪人がおり、その人々を統括する公文所があった。公文所には公文がおり、その公文の仕事の一部が

神事での頭人差定の役割であったことになる。公文所と相撲神事での公文役との関係については、東の公文と伝わり公文所を任された妙光寺五郎左衛門尉の例からも、十分に納得できる。三上由来雑記を糸口にした考察結果にもとづけば、若宮の相撲神事において西の組は散所という機関をもとに組まれたのが、そのはじまりと解されるのである。

長之家公文記載の神事帳「三上若宮殿相撲御神事記録書」を整理した表6によれば、西には一五六一年から殿を付された者はおらず、名字を名乗る者も一五六一年から一五九一年（天正十九）までの三一年間に三人しかいない。それにひきかえ名字に「方」を付したケースがめだつ。入りびとがいるだけでなく、時代を経るごとに、下人（家来）表記が長之家・東に比較して増えていき、江戸時代に入ると、庵・院・坊号や坊主の類は、西に所属する。紺屋や、御上神社の宮仕も西の所属であった。⁽¹³⁾

なお、一九三一年の肥後和男調査や一九七五～一九八三年の筆者調査（図4参照）では、西公文やその定使いとは別に、芝原式の式場に若狭の使い役が着座していた。筆者の調査時点では、長之家公文の子息が若狭の使いと長之家の定使いとを兼ねており、ただ、大事な役との認識をもっておこなっていた。一九五五年（昭和三十）頃まで中小小路の田中利兵衛家（長之家）がその役を担当していたという。一八六八年（明治元）に照覚寺が西公文を返上したため、その代替として若狭の使い役をあらたに登場させた可能性もあるが、その真相はわからない。

三 神事再興と三上の社会

「三上若宮殿相撲御神事記録書」は巻紙の奥つまり左端から書き始めているが、その巻頭に次の文言を記したあと、一五六一年（永禄四）から毎年、上座・下座のあわせて六人の頭人名を上方から長之家・東・西の順に記入してある【写真12】。

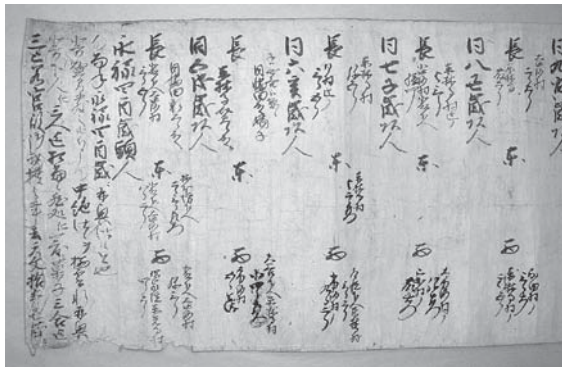


写真12 御上神社文書222号「三上若宮殿相撲御神事記録書」

三上若宮殿御相撲之事、去天文拾年丑歳ニ北方下人に三人迄相当候、然処に一度二菓子三合迄北方盛間敷之由被申候て中絶仕候ヲ、栖雲軒再興候て当年永禄四西歳ニ再興仕候者也
永禄四西歳頭人

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 長 | 因幡田新二郎殿 | 東 | 梅本坊下人 |
| | 北殿下人大中路村 | | 北殿下人大中路村 |
| | 三郎五郎 | 西 | 弥三郎 |
| | 八郎二郎 | | 瑞泉院東光寺村 |
| | 四五郎太郎 | | 四郎太郎 |
| 同五戌歳頭人 | | | |
| 子ハ無候へ共被勤候 | | | |
| 因幡田殿嫡子 | | 大谷下人東林寺村 | |
| | | 小四郎左衛門 | |
| 東林寺介太郎殿 | 東 | 大中路村 | |
| | | 五郎兵衛 | |

一五四一年(天文十)に頭人が北方下人に三人まで当たったことに対し、北殿が反対して若宮の相撲神事が中止となつてしまつた。その神事を二〇年後に栖雲軒が再興したといふのである。巻頭の文言から、一五四一年以前でも、相撲神事の頭人に当たると菓子である果実を盛つて神前に供えていたことがわかる。御菓子盛りが今のようないき

神輿の形に盛り上げていたかはわからないが、手間と費用のかかるものであつたことは、北殿の反対により一時中絶したことからも窺える。

二〇年間中断していた神事が再開されたのは、野洲川築をめぐる相論が決着してから二年余り過ぎた年のことである。東林寺社家衆と大中路・小中路・妙光寺村衆との対立は一応おさまつたが、そのしこりを緩和させるためにも神事の再開は必要であつたとかんがえられる。しかし、神事再開の初年度早々に、またもや北殿下三人が長之家・東・西の頭人をそれぞれ請け負つている。それは、北殿が神事再開を受け入れたことを示すものにほかならなかつたし、「再興」といっても神事の組織をかえることなく、中断した二〇年前に遡つて続行させたことを意味している。神事は再開されたものの、翌年から五年間、東だけは一人しか頭人を出しておらず、不安定な状態にあつたことが窺える。

再興者の栖雲軒とは、当時、六角氏の奉行人であつた栖雲軒土忠のことであり、三上の本拠地では山本という名字を名乗つていたようである。⁽²⁶⁾「小中路村山本栖雲軒」は、一五五四年(天文二十三)九月に御上神社境内に三宝道場を建立した人物であり、このときの材木は「惣庄衆」から出されている。⁽¹⁷⁾

その前年、一五五三年(天文二十二)に、野洲川の三上神井と対岸の荒井で水路への取水をめぐる相論となつたが、六角氏の使者(奉行人)として栖雲軒は、落合出雲守とともに分水を三上衆へ申しつけ、六角氏の重臣永原越前守に裁定の処理などを報告している。六月二十三日から二十七日までの日付の関連文書六通の写しが大谷家に残つているが、差出人は栖雲軒「土忠」、平井加賀守「高好」、六角「義賢」が各二通で、受取人はすべて「永原越前守」となつてゐる。⁽¹⁸⁾その六通すべてに「此真書妙光寺ニ在候」と記してある。妙光寺殿は三上の公文所であつたから、それらの真書は公文所の妙光寺に保管されたものとかんがえられる。公文所は、在地における水利や訴訟など重要な文書を取り扱い、保管して

おく所轄であった。公文所については、一五六七年（永禄十）四月十八日に制定された六角氏式目全六七か条のうち、四三条目に「一、盗物贓物事、或置質、或令売之間、公文所市町等仁在之時、彼主其所江預置旨相届段、可為勿論、（下略）」とでてくることから、その存在と機能が窺える。¹³¹⁾

栖雲軒士忠が神事を再興したのも、築場相論の対立ムードから三上衆を早く抜け出させ、地主の神である若宮の相撲神事をおこなって、在所の五穀豊穡と安泰を願おうとする、六角氏の奉行人（使者）としての立場と自身の土豪としての姿勢でもあった。栖雲軒下人の彦三郎は一五六八年（永禄十）と九年後の一五七七年（天正五）に西の下座頭人をつとめている。栖雲軒自身は一五七三年（天正元）に東の上座頭人にあたっていたが、「田並付而牢人」したため、「宮ノ坊主金乗坊」が代わってつとめた。

一五五六年（弘治二）から一五五八年（永禄元）まで続いた野洲川の登り魚築場相論では、小中路村・大中路村・妙光寺村の三村衆は東林寺の社家ならびに名主衆と争ったが、この頃、三上庄では村落が結集して事にあたっていた。築場争いで結集した小中路村・大中路村・妙光寺村の三村衆は一五五九年（永禄二）にも「一味同心」して、合議して出水井にかんする掟を定めている。翌年五月には、無水のために堀割して確保した水の分配をめぐる、「三上小中路・因幡田・前田三村」と他村（小篠原）との間で協議され、苗村大進善知ほか四名が申し合わせの決議事項を「三上庄三村惣中」にあてて差し出している。¹³²⁾ 神事再興時の三上は、三上庄のなかに惣として結びつきがみられた。三上庄の村々が一味同心しながら事に対処していた。惣としての結びつきは三上庄全体としてではなく、個々の村どうしで事態に応じて結ばれていた。築場争いと出水井では、小中路村・大中路村・妙光寺村の三村が、堀割水の分配にたいしては、小中路・因幡田（大中路の一部）・前田の三村が結集していた。

三村衆といっても、それは特定の村をさしていたわけではなく、その時々で結集しあう村は異なっていたのである。¹³³⁾

神事再興時の頭人は、三上（庄）の範疇、つまり、妙光寺村・東林寺村・山出村・小中路村・前田村・大中路村の六集落（小村）に住む人々を対象にしており、他村の者はいない【表4】。その六集落は一六六五年（寛文五）の妙光寺分村までの三上村に該当する。ここには、神館殿、名字と殿を付される者、名字のある者、名字に「方」が表記される者、「院」「庵」「坊」号の者、名前だけの者のほかに、殿の下人、大工、紺屋、浪人（牢人）、生地（入りびと）といった注記が付される者とがいる【表6】。名字に「方」が表記される者は、一五八四年（天正十二）の東の頭人「小中路村土川又五郎方」までであるが、「方」表記は西に多い。一五六一年（永禄四）から一六〇二年（慶長七）までの四二年間に、名字を名乗ったり、または、殿を付される者は、長之家三七人、東二六人、西四人で、長之家に多い。¹³⁴⁾ 殿を付される者は名字をもつ名主で、そのほとんどが下人を抱える。殿家は、長之家と東にいた。名前だけの者は百姓である。高牧實は「三上若宮殿相撲御神事記録書」を分析して「百姓の下人がみえる」と述べたが、主の名字や殿を省いて記載したまでのことであり、名字をもつ殿衆あるいはその出自の「坊」号の下人にあたり、百姓の下人はいない。¹³⁵⁾

表7で示すように、神事再興三年前の築場相論で対立した、東林寺の社家ならびに名主衆は長之家へ、小中路村・大中路村・妙光寺村の三村衆は東へ所属する傾向が強くみられる。東林寺村衆側の築指衆は、名字の平野六人（小四郎時次、又二郎重吉、小三郎吉時、小太郎定時、次郎右衛門尉持時、三郎右衛門尉秀時）、山本三人（膳千代、神六重行、神兵衛尉重前）、小林二人（助左衛門尉吉定、弥左衛門尉吉頼）、中村と中村に「方」表記の二人（孫十郎貞胤、中村方進右衛門尉盛茂）、東林寺一人（助太郎時秀）、大谷一人（孫太郎慶綱）、上堂一人（三郎左衛門尉美広）、平子一人（弥七義景）、岩蔵一人（新左衛門尉貞秀）、子キ与太郎吉清の

計一九人であった。⁽¹³⁷⁾一方の三村衆側は、名字の北五人(伊賀入道、新二郎、左衛門太郎、藤二郎、九介)、永田四人(太郎兵衛、与一郎、源三左衛門、源七郎)、妙光寺三人(五郎左衛門尉、駿河守、七郎兵衛)、南二人(与左衛門入道、与介)、飯田一人(弥二郎)、山本一人(久介)、因幡田一人(介三郎)、新一人(左衛門太郎)、中河一人(新九郎)の一九人であった。⁽¹³⁸⁾禰宜を除いた双方あわせて三七人が名字を名乗り、その大半が殿衆に該当していた。この築相論では、東公文の妙光寺五郎左衛門尉景綱は三村衆側に属したのに対して、長之家公文の大谷社家は東林寺社家衆側にいた。妙光寺殿の膝元、妙光寺村の住人は、東か西に所属し、長之家の頭人にはなっていない。

「殿」の呼称は、一五八七年(天正十五)に長之家下座頭人「東林寺殿下人甚三郎嫡子通阿ミ」の記載以後、影を潜める。⁽¹³⁹⁾これは兵農分離政策によって殿衆・侍衆の大半が三上から転出していく傾向がみえはじめるなか、三上にとどまる殿衆・侍衆にたいする扱いや意識にも変化が生じてきたことを示唆する。⁽¹⁴⁰⁾「方」表記も一五八四年(天正十二)で終わり、それからまもない一五九一年(天正十九)には検地帳が作成されて本百姓体制がしかれていくのである。

同じ名字を名乗る者は同じ組(座)に所属し、長之家・東・西への所属は当初からほぼ定まっていたとかがえられる。ただし、名字の中川(中河)の場合は、一五六七年(永禄十)に西の下座頭人を「中河九郎兵衛」が、一五七七年(天正五)には「中川新九郎方」が西の上座頭人をつとめたが、六二年後の一六三九年(寛永十六)に「中川忠三郎」は東の上座頭人となっており、それ以来、「中川」名字の人々は所属を西から東へ変更している。

長之家・東・西ではあきらかな格差がみられるものの、表6で示されるように、殿衆の下人は長之家・東・西のどの組(座)にもおり、主(殿)と下人とが同じ組に所属するわけでもない。一五六一年(永禄四)から

一六〇二年(慶長七)までの四二年間の頭人名をみると、北殿一族は東の上座下座の頭人をつとめているが、「北殿下人」は、長之家の上座下座、東の下座、西の上座をつとめていたし、同じく東の上座下座の頭人をつとめた永田殿一族の場合も、下人が長之家下座、東の下座、西の上座下座の頭人となり、一五八〇年(天正八)には「永田弥十郎方」が東の上座を請け負うというように、各座に散らばっている。「大谷殿」は一五七一年(元龜二)に長之家の上座頭人であったが、「大谷(殿)下人」は長之家の上座下座、東の上座、西の上座をつとめていた。⁽¹⁴¹⁾このように、各組(座)への所属は主従関係とは関わりなく、別の基準で構成されていたことがわかる。

三上へ住みついていた入りびと・浪人たちが頭人をつとめた記載は、一五八六年(天正十四)から一六一七年(元和三)までの三二年間に集中して西座に五人ほどいたが、この時期は逆に三上を離れて他所にいる者も存在した。再興者の栖雲軒は一五七三年(天正元)には田並で浪人の身となり、社僧金乗坊が代わって頭人をつとめている。一六〇四年(慶長九)の東の頭人「前田村 小三郎」は「但やす二在也」であったし、一六〇六年(慶長十一)の長之家の頭人「左内」は「三条二在之、大津屋事也」とあり、同年の西の頭人「元小中路村 藤八」は「四ツ屋二在之」だった。一六〇九年(慶長十四)の長之家の頭人「大工喜三郎嫡子」の箇所にも「但市辺二牢人シテ勤候也」との注記がある。一六一二年(慶長十七)の長之家頭人「大中路村 甚四郎」は、「牢人二而下野二居なり」で、「妙光寺村孫九郎知行故、申越勤候者也」とある。このように他所にいる者の記載が一五七三年(天正元)から一六一二年(慶長十七)の四〇年間に集中していた。

また、一六〇二年(慶長七)の三上村の検地を前にして、同年正月二十二日付で「今度百姓共逃散之儀二付」、「高少二被定、先以百姓令有御免候之由、口上申及候」との一札が、上田政右衛門ら三人から「三上

侍衆・庄屋中」へ宛ててだされている。⁽¹³⁾その三上村検地帳に記された田畑屋敷一七八七筆のうち、九三筆分が「ぬしなし」「主なし」であったし、一六二筆が「こけ」「後家」分となっていた。このように天正から元和年間までは逃散百姓も含めて人々が流動する社会の激動期であったが、それは兵農分離の時期とも重なっている。そのような世情不安のなか、限られた一部の者が頭人の資格をもつのではなく、三上に居住し村人として認められれば、入りびとも頭人をつとめたし、三上に屋敷をもちながら他所にいる者には代わりを立てさせるなどして、毎年、神事をおこない続けていったのである。

四 頭人と公事

東林寺に住む中村嘉兵衛家は、人身御供の功勞で秋の神事から脱けさせてもらったと伝わる家である。一七三一年（享保十六）の三上大明神由来書には、人身御供の伝説を以下のように記す。⁽¹⁴⁾

往古人身御供

往古御遣殿江毎年二八月二乃巳乃晚、社家乃息女を御召ニして、吉二当りし女ハ省き、凶二当りし女を人身御供に備たり、然るに彼神社乃前に大きな池あり、夫二大蛇住て彼御供を取たり、往昔中村筑後

此旧跡ハ三上東林寺中村嘉兵衛所也

と云ふ社家乃息女、彼御供に当られしに、十八歳乃時なれハ知恵賢しくて、⁽¹⁵⁾源頼朝公胎藏界乃曼茶羅を一幅窃ニ携て、彼大蛇乃取ニか、りたる所を厳しく叩かれしに、忽角をれて天上いたせり、夫より彼御供永く断絶せり、

今二八月二の巳乃晚乃御召、且二月祭礼ハ彼古へ乃遺風也、又中村乃家九月乃神事を勤さる事ハ、彼女より人身御供も断絶せる故、其褒美として古へより然り、

(後略)

社家中村筑後の娘から人身御供が断絶したことによって、褒美として中村家は代々秋の神事をつとめないでよくなった、と書かれてある。確かに一五六一年（永祿四）から現在まで相撲神事の頭人には、「中村」という名字の者はみあたらない。中村嘉兵衛家では、人身御供の功績に対する褒美に田を三反あげるか、神事をぬくかと問われて、神事辞退のほうを申し出たのだと、伝えられている。⁽¹⁶⁾褒美として田三反をもらうことよりも神事辞退を選んだという中村家先祖の対応話には、神事の負担が計り知れないほど重かったことをあらわしている。

「三上若宮殿相撲御神事記録書」の一五七八年（天正六）の箇所に「去年永原大炊介被召、夫付而地下人大形牢人候条、御神事下かた諸事半分ニ相究候也」とあり、永原大炊介に仕えていた者たちが浪人したことで、神事は半分におさえておこなうことになった。また、二年後の一五八〇年（天正八）の箇所には「当年ハ佐久間殿被召、失社領候儀上儀不知ニより社頭ヨリ御下行徳無之、西東頭人分四合宮ニテ菓子御盛候也」とある。当時、この地方は織田信長の重臣佐久間信盛の支配下にあったが、信盛は信長に追放され、⁽¹⁶⁾それと同時に御上神社も社領を失うこととなったようである。社領があつたときは、そこから徳米が支給されていたが、それが途絶えてしまえば、東と西の頭人は菓子を盛ることもできない状態にあつた現実が語られている。

一七〇四年（宝永元）には、神事を軽くつとめて、頭人が負担する費用を御上神社の修復費にまわすことになった。その時の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」に改正前の供物の数量を記すが、各頭人は大花ひら六枚、小花ひら一三五枚、白米三升五合、濁り酒一升を用意し、各組内の「諸頭」があらかじめ米三升ずつ出すのには「御饗」のふるまいをするなど、多くの手間と出費をかけていた。花びら餅のうち、大花ひら一二枚が芝原に出され、⁽¹⁶⁾それ以外は御上神社の神官たちに

配られた。その花びら餅について「往古ハ数大分ニて候へ共、中興定り候員数」とあるから、かつては数量も多くて相当な負担を強いられていたことになる。改正後でさえ、造酒初尾代、湯立ての御湯代、花びら餅代、祓代、御供、公文・定使い・宮仕・市への支払いに、長之家の頭人は米二斗六升三合余りを、東西の頭人は米三斗六升七合余りを要したのである。長之家の頭人の場合は、「往古より長半分と申伝、半役之勤也」とあるが、その状態は頭人を一人にしぼる一九五一年（昭和二十六）直後まで続いた。⁽¹⁸⁾

神事の頭人をつとめることは、晴れがましく名譽なことであつただろうが、それには相当な経費を要したのである。⁽¹⁹⁾ 神事の手間と出費は公事に等しい。北方が異議を申し立てて神事が一五四一年（天文十）に中絶したのも、神事負担の重さにあつた。下人を抱えていた殿衆「北殿」は、頭人となつた北殿下人三人の面倒をみなければならなかつたからである。というのも、一七八八年（天明八）頃まで三上では侍衆（ここでは家格の意味）の家来が頭人に当たつたときには、昔からの格式によつて主（侍衆）の家で菓子を盛ることになつていたといふ。⁽²⁰⁾ 戦国織豊期における相撲神事は、下人・入りびと・浪人も頭人をつとめるといふ極めて開放的な祭祀組織を形成していたが、神事の経済的な負担は頭人へ重くのしかかつており、そこには有力名主の殿衆（侍衆に相当）による支援を得ておこなわれなければつとまらない神事の実態が浮かび上がつてくる。

下人について、一五〇二年（文亀二）の「社頭樓門上葺三上山売帳」によれば「妙光寺殿下人衆」が三区画、「東林寺村小林殿下人太郎三郎」が二区画を買得している。⁽²¹⁾ また、一五九一年（天正十九）の検地帳によれば「妙光寺下人 孫一」は田畑・屋敷あわせて一町一反九畝四歩を、「妙光寺村権介下人 太郎二郎」は同じく七反一畝一八歩を、名請けしている。名請人として登録されたのは、妙光寺居住者が二十七人であり、その

なかで孫一は二番目、太郎二郎は七番目の上位を占めている。⁽²²⁾

これらの事例からは、一定の経済力を持った「下人」の姿が見えてくる。したがつて、この時代の三上の「下人」を、殿衆の労働力となつた隷属民という階層でとらえるのではなく、殿衆個人と身分上の主従関係を結んでいた存在として、まずはとらえるべきであろう。ただ、その主従関係が三上の社会に大きく反映していたことを見逃してはならない。

主にあたる妙光寺殿一族はこの天正検地の名請人として誰も登録されていない。妙光寺殿一族には六角氏の被官となつた侍衆もおり、農業経営では手作することなく、加地子名主職を保有する地主として水利・築などの山河利用権には介入しつつも、耕作は妙光寺村内の小百姓や下人に任せてきたとかがえられる。

齋藤弘美が作成した妙光寺における一五九一年（天正十九）の検地帳名請人明細表と、一六一七年（元和三）の名寄帳登録人明細表をみると、相撲神事の頭人は屋敷地登録者を中心としている。一五九一年の検地帳に妙光寺居住者として名請けされた者は二十七人おり、屋敷所有は一四人であつたが、頭人をつとめた五人全員が屋敷地を登録していた。そのなかに、一五七八年（天正六）に東の頭人をつとめた「妙光寺権介殿」下人の太郎二郎、一六〇〇年（慶長五）に東の頭人をつとめた「妙光寺下人 孫一」も含まれていた。一六一七年の名寄帳に登録された妙光寺居住者は一四人で、屋敷登録は八人いたが、頭人をつとめた七人のうち、五人までが屋敷登録者であつた。一六一三年（慶長十八）に西の頭人をつとめた「伝右衛門」は「生ハ野ス子在之」の入りびとであつたが、屋敷持ちである。以上の例から、屋敷持ちが頭人選定の一つの基準になつていたことを知ることができた。屋敷地登録者でありさえすれば、下人であろうと、入りびとであろうと、頭人になりえたのである。公事は家持ちの人々へ平等に賦課していくものであつたが、神事の頭人をつとめるといふことは、まさしく、屋敷ごとに懸けられた公事を果

たすことにほかならなかった。手間と出費のかかる頭人役は公事の一つとみなされていたことがわかる。人身御供の褒美にたいして、中村家先祖が田三反を取得するよりも神事辞退を選んだという話には、頭人役の負担の重さが語られている。神事の手間と出費は頭人にかかってきたが、領主側はその公事を下人や入りびと・浪人といった転入者を含めて、三上に住む屋敷持ちに対して平等に賦課したのである。頭人をつとめることは、公事を果たすことを意味したのであり、それは三上庄に住む村人としての責任でもあった。村人として公認されることは、支配者・領主側から年貢・公事を納める対象者として見なされることにもつながった。三上庄の管理責任者である公文や御上神社社家の政所らは神事の頭人役を差定したが、それは支配者・領主側の立場にたつて頭人役という公事を賦課したことを意味している。芝原式の構成が公文中心であることからしても、相撲神事には支配者側の意向を受けた論理が流れている。屋敷持ちが頭人の対象となっていたことは、後年の他の事例からも跡づけられる。

「三上若宮殿相撲御神事記録書」の一六九〇～一六九二年(元禄三～五)の項の紙背に「一、長ノや諸頭極ハ家とく并名人ニ懸り勤させ申答候、長ノやノ屋敷へ外座ノもの来候ても長ノや相勤させ申極也」と記され、長之家「諸頭」(成員)の家督と家名を継いだ者が長之家の頭人をつとめていくことになるが、その長之家成員の屋敷に住むことになった者は、外座の者であっても長之家の頭人をつとめなければならないとある。つまり、長之家成員の屋敷を取得した者は、長之家成員とみなされることになったのであり、ここからも、屋敷が頭人となる条件になっていたことがわかる。

前掲の人身御供の伝説によれば、社家中村筑後の跡が東林寺に住む中村嘉兵衛家の所にあたるという。中村家については、表7に示すように、一四八七年(長享元)の大機院分算用状案に「三上衆」一〇人のうちに「中

村殿」とあり、一五五六年(弘治二)から一五五八年(永禄元)まで続いた野洲川築相論では東林寺村衆側一九人の築指衆として「中村孫十郎貞胤」、「中村方進右衛門尉盛茂」の名前がみえる。「三上若宮殿相撲御神事記録書」の一五九五年(文禄四)には「中村助兵衛下人 辻ノさんしよ」が長之家上座頭人を、一六四二年(寛永十九)「中村忠右衛門殿下人 市兵衛子」が西の下座頭人をつとめている。中村家下人の記載はこの二例だけであるが、当時において「中村」を名乗る家は下人を抱える殿衆であったことがわかる。

また、一六六六年(寛文六)以降に書かれた「三上天明神之事」には、「社家之事、雖多シト社家之家、或ハ絶跡、或ハ行他国ニ不勤神従ヲ、大谷忠兵衛平野八郎兵衛此兩人ニテ今持社家職ヲ勤ム神役ヲ」とあり、中村家は三上に住み続けてきたにもかかわらず、江戸時代には社家をつとめていない。中世後期以降の跡職は家名・家産・家業にあるが、中村嘉兵衛家は社家中村筑後の旧跡を引き継いだと伝わるものの、その跡職には家業の社家職が含まれていなかった。中村嘉兵衛家は中村筑後の旧跡のうち、社家職を除く、家名、屋敷などの家産を引き継いだのである。中村筑後の屋敷跡に住むことは、家(屋敷)ごとに賦課される公事(頭人役)をも引き継ぐことになる。したがって、中村筑後家が獲得した頭人役の免除は代々受け継がれていくことになり、現在でも中村嘉兵衛家は頭人をつとめていないのである。

ところで、東座神事頭人帳の「三上庄若宮殿相撲之事」には、「吉右衛門」の欄に「宝暦十辰年 喜多殿屋敷売払候二付、九月神事相休致候と申来り候二付、中間中江右之段相断申候処、仲間中被申候ハ、相休被成候と申候事二候、為念書印置申候」という付箋が貼られている。吉右衛門とは度々登場する大中小路に住む東の公文のことである。吉右衛門が喜多殿の家来でその屋敷守りをしていたことは前述したが、一七六〇年(宝暦十)に喜多殿屋敷は売却されることとなり、これまで吉右衛門がつと

めてきた喜多殿の頭人代も休みとなった。⁽¹⁵⁾つまり、三上に屋敷を持つ限り、本人が神事の頭人をつとめられない場合は、その関係者が本人に代わって頭人役をつとめなければならなかったのである。⁽¹⁶⁾このように、相撲神事の頭人は屋敷を基準にして設定されており、これは中世の公事を引き継いでいたとかがえられる。

なお、絶家して屋敷もなくなれば、誰も頭人を引き受ける必要はなくなる。「三上若宮殿相撲御神事記録書」の一七六二年（宝暦十二）頃の裏書きには、「山重助別家弟平兵衛相果名跡無御座候二付、地頭表江跡絶候段届相済故、宝暦十二年より頭本江遣又書付二も抜申候事」とあり、公文の神事頭人帳からもはずされていた。

まとめ

三上のずいき祭り（神事、相撲ともいう）では、長之家・東・西の各組（座）から頭人がでるが、その頭人を選出するのは、各組に一人ずついる公文と呼ばれる人の役目である。公文は中世の荘官名からきており、おそらく、その頃の宮座のありかたを示しているのだろうと、肥後和男が予測したにもかかわらず、これまで具体的な事実は究明されずにきた。本章では、公文と座のありかたについて、訴訟文書や江戸時代の伝承記録などをたどって検証するとともに、芝原式の儀礼のなかに何がこめられているかをあきらかにした。

公文・政所の記載は表2で示すように、その言葉の使われ方が時代とともに三つの段階へと変化していく。第一段階は一五九〇年（天正十八）までで、主として年貢や公事の収納や訴訟に関連してでてくること、第二段階は一六六五年（寛文五）頃までで、御上神社の立場や社家の地位を権威づける肩書きとして使用される時期であること、第三段階はそれ以降で、一七〇四年（宝永元）の「当社若宮大明神相撲御神事今

年ヨリ改申覚」にみられるように、秋の神事での役割名である。公文という用語が時代を経るうちに、在地を代表する荘官名から、神社の社家として権威づける肩書きに使われるようになり、それが秋の神事での役名へと収斂していく。最後まで残ったのが、秋のずいき祭りでの公文役であったといえる。中世において、公文は在地での社会機構のなかで大きな存在でありえたものが、江戸時代になると機構そのものの消滅にあわせて神事という祭祀のなかに収斂していったのである。

頭人を選出する公文は、家筋で固定している。一七〇四年の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」によれば、一六六五年（寛文五）の妙光寺分村まで妙光寺殿が東の公文であったと伝え、東西の公文を「下司公文」と表現してある。江戸時代中期に伝承されていた公文筋の存在は、中世末の訴訟文書などから特定することができた。

秋の神事が再興された一五六一年（永禄四）以前から公文所を任されていたのは、神事で東の頭人をつとめた妙光寺五郎左衛門尉景綱であった。妙光寺五郎左衛門尉は、野洲川の築場相論や用水分配といった在地の問題で、その訴訟やら協定にかかわって、それらの文書に署名したり裏判をすえたりし、重要文書を一括して保管する公文としての任務を果たしていた。彼は荘官としての顔をもつ一方、東林寺社家ならびに名主衆との野洲川築をめぐる相論では、妙光寺村の名主として妙光寺・大中路・小中路の三村衆と一味同心していた。妙光寺殿の一族は、妙光寺村に土塁を囲んだ上・中・下の三つの屋敷を構え、下人を抱える有力名主（侍衆に相当）であった。六角氏の被官となる者もいて、自ら手作することもなく、耕作は下人や小百姓などに任せてきたのであり、加地子名主職を保有する土豪（地主）であったとかがえられる。

妙光寺が三上村から分村した一六六五年（寛文五）当時、妙光寺一族の次左衛門（「三上若宮殿相撲御神事記録書」には「妙光寺治左衛門殿」）は筑後柳川の城主橋氏に仕えて、柳川に居を移していた。⁽¹⁷⁾御上神社の神官

一族を除いた殿衆のほとんどが、絶家したり三上を離れた状況下にあったから、公文筋の妙光寺殿が妙光寺分村まで三上村に住んで相撲神事の公文役を果たしていたかは疑わしい。ただ、三上村に屋敷を残したまま武家へ奉公した北(喜多)殿や永田殿の場合、「下人」(後には「家来」と表記)がその屋敷を守り、頭人の代役をつとめていたから、そのような下人の補佐があった可能性は高い。というのも、妙光寺分村以降、東の公文は妙光寺殿から北(喜多)方へ移行したが、不在の喜多殿に代わってそれを預かったのは、下人で屋敷守りの吉右衛門であったからである。大中小路の吉右衛門は、一六六六年(寛文六)以降、東の公文をつとめている。

三組のうち、長之家の名称は庁屋からきており、東と西は、東座・西座とも呼ばれるように芝原式において神前に向かって座る方位にもとづいている。

庁屋とは、神社で神職が神事を議し、事務を執る所を意味するが、御上神社の場合、かつてはそこに政所の所轄が付属していた。政所は、三上山が御上神社の神領であった時分から存在し、一五九〇年(天正十八)には大谷社家が「三上政所」として三上山の山手米を収納する事務にたずさわっている。大谷社家の職務は、「三上政所」から三上村の庄屋へと移行していくが、一七〇四年(宝永元)の「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」に記載されるように、相撲神事では「惣公文祝政所」という長之家公文の肩書きとして残されていく。大谷家は相撲神事において長之家公文の役を代々担い、現在に至っている。

一五六一年(永祿四)から一八二八年(文政十一)までの二六八年間の頭人名を記入した「三上若宮殿相撲御神事記録書」によれば、三上に移住した入りびと・浪人の記載は、西の組に限られていた。一七七一年(明和八)から翌年にかけての西座の座配論議で「西座連中ニハ入人之家筋有之」ことが話題となったように、当時、人々の間では入りびと・浪人

筋は西座に所属していると認識されていたのである。江戸時代になると、奉公以外で他村へ移り住むことは希有なこととなるが、近世初頭までは逃散百姓を含めて人の移動が頻繁であったことは、前述した通りである。

一四八七年(長享元)の算用状案から三上庄には散所があったことが確認できた。散所は所領化されても人的機関としての性格は長く保たれて、散所にある公文所が浪人・入りびとたちの就労の窓口機関にもなっていたと推測される。散所での宰領と覚しき人物が西の公文と伝わる永田若狭殿であろう。小中路に住む永田殿は城屋敷を構えて、多くの下人を抱えていた一族である。散所に置かれていた公文所は、前田にあって「だれのものでもない」公界の惣堂となっていたが、散所退転後は、村の「みんなのもの」という「惣村堂」としての機能を強めていき、その跡を相撲神事の西公文ともども浄土真宗照覚寺が引き継いだものとかんがえられる。

このように、長之家の公文は御上神社の社領、東の公文は三上庄、西の公文は三上庄内の散所と深くかわりをもっていたことがわかった。したがって、長之家・東・西の組み分けは、中世後期における三上庄での在地構造に準拠し、その収納機構とも深くかわって編成されたと思われる。三上庄内の年貢・公事の収納などにあたる所轄機関の担当者を公文・政所と呼んでいたのである。公文・政所ともに、訴訟や年貢の収納事務にたずさわり、書くことを職務にしていた。このような書記役が、相撲神事での頭人差定を任されたのである。頭渡しでの記録や芝原式に総公文へ差し出す差定状は字の書ける人間でなくてはつとまらない。東公文の妙光寺殿・西公文と伝わる永田若狭殿ともに、土墨のある屋敷を構えていた有力名主で、在地の小領主に近い存在であったとかんがえられる。大谷社家を含めた三人の相撲神事での公文は下人を抱える殿衆であった。

相撲神事の頭人は、三上庄内に住む村人を対象にして選定された。御

上神社と深くかわりあつてきた小篠原村の鍛冶屋や北桜村の蓬萊衆（土器作り）といった職人衆は、春の祭礼などには参加したが、三上庄外に住んでおり、秋の神事の頭人はつとめていない⁽¹³⁾。三上庄の領有は時により変化していくが、一五五六―一五六〇年（弘治二―永祿三）には名主百姓を中心に村が自立し、村どうしが水利・野洲川築場の利用などをめぐって結集してもいる。相撲神事が再興されたのもその頃であった。

この相撲神事での長之家・東・西という組み分けは、一五四一年（天文十）以前からの組織形態であった。二〇年間の神事中断後、一五六一年（永祿四）の再開にあたって、各組への出入りは若干見込まれるものの、基本的な組み分けは変わらなかつたと判断される。一五六一年からの頭人記録をみるかぎり、同名は組も同じであり、分家すれば本家の組に入るようになっていた。

相撲神事には、神を祀ることで地域の豊饒と安泰を願う領主側の姿勢が強く打ち出されている。芝原式での猿田彦役は、公文に向かつてほこをつき、仮面の鼻先をつまんで擲つが、それは神の息吹、生気を与えるしぐさである。その生気を授かるのは、公文である。神饌を準備した頭人ではない。中世後期における公文は、三上庄の実質的な管理責任者であった。公文が神から生気を授かることで、大地（三上庄）の豊饒と安泰がもたらされると三上庄の人々は信じていた。その生気を与えてくれる地主の若宮を祀るために⁽¹⁴⁾、神饌の準備が膨大な手間と費用をかけておこなわれていたのである。神饌の準備は個人個人に託されて、頭人のつとめとなっていた。

神饌の一つである花びら餅には花びら籠が被されている。竹製の花びら籠は芝原式の席上で公文とその定使いにさげられるが、一九六〇年（昭和三五）頃まで、公文はそれを犁耕のさいに牛の口輪として使用していた。この事実は、頭人が牛の口輪という農業用具を公文らへ提供していたことにつながっていく。中世において犁耕や荷物の運搬用に使う牛

の所有は、公文ら上層の人々に限られていたと推測されるが、神からさげられた花びら籠を公文らの所有する牛の口にはめて犁耕することで、神からの恩恵をうけて農業の生産性も高められると信じた中世の人々のありようが見えてくる。芝原式での花びら籠の存在は、勸農の最も直截な表現である。頭人が牛の口輪となる花びら籠をつくるのであって、それは課役に相当したといえる。

さて、このような神を祀るための神饌の準備が滞ることは、在地の豊饒への保証が奪われることにつながっていたから、毎年頭人を差し定めて確実にこなしてもらわなければならない。そこで、組内の頭人を決定する機関を公文所に置いたのである。公文は公文所で頭渡しをおこなって、翌年の頭人を確実に決めておき、その翌日の芝原式において各公文は、総公文の長之家公文へ翌年の頭人名を書いた差定状を差し出したのである。芝原式の儀式では宮仕が各公文から差定状を受け取り、総公文へ手渡すが、総公文は懐にその状をおさめるだけで、そこで差定を改めるようなことはしない。差定状の提出を芝原に座っている一同（現在は宮司・頭人・公文・公文の定使い）が見届け、確認しあうことが必要であった。一五六一年（永祿四）の相撲神事の再興時から、長之家公文は、総公文として芝原式で受け取った差定状をもとに、長之家・東・西の六人の頭人名を一括して一紙に書き留めていった。それが「三上若宮殿相撲御神事記録書」である。この形態は相撲神事の成立当初から変わらないと推測される。

頭人はずいぶん神輿（菓子にあたる）と花びら餅という供物を準備し、相撲役を提供する。江戸時代前期までは、夜の芝原での儀式のときに菓子も供えられていたのであり、すべては芝原式でおこなわれた。その芝原式は公文中心に進められ、総公文が差配するが、それは当初からの姿であり、相撲神事は在地領主側を代表して三上庄の管理責任者である公文を主役にして執りおこなわれる祭りであったのである。

戦国織豊期の相撲神事では、殿衆（侍衆）、名主、百姓だけでなく、殿衆の下人、入りびと、浪人も頭人をつとめている。それは、極めて平等で開放的な座の構成であるかのようにみえるが、内実は支配者・領主側が家（屋敷）持ちを対象に課した頭人という公事であった。相撲神事の組み分けも再興のいきさつも決して村人の自主的な動きからでてきたわけではなかった。相撲神事を「再興」したのは、六角氏の奉行人（使者）で三上を本拠とする栖雲軒士忠であったという。支配者・領主側にいる人間が、この神事の再開をうながしており、そこにはおのずと支配者・領主側の論理が働いていたとかがえられる。領主側の意向が色濃く込まれた神事であったことは芝原式の構成にはつきりとあらわれる。芝原式の構成は頭人ではなく、公文を主役に据えており、頭人役は屋敷を基準に選定され、三上（庄）という地域社会を維持していくための祭祀のつとめとその費用をになつてきたのである。三上（庄）の財政的役割は三上（庄）の村人（住人）に懸けられたのであり、村人である以上、公文も頭人役を果たさなければならなかった。その点からいえば、三上の在地構造は惣庄といえる平等な一面をもっていたとかがえられるのである。

註

- (1) 肥後和男「近江に於ける宮座の研究」『東京文理科大学文科紀要』一六
一九三八年（肥後和男『近江に於ける宮座の研究』臨川書店 一九七三年に再
録 五ページ）。このときの報告は、肥後和男『御上神社の相撲神事』『歴史と地理』
第二八巻第六号 一九三一年（肥後和男『神話と民俗』岩崎美術社 一九六八
年に収録）と『近江に於ける宮座の研究』四一五～四二二ページにも掲載されて
いる。
- (2) 真野俊和「祭りと宮座」『歴史公論』六九号 一九八一年（真野俊和『日本の
祭りを読み解く』吉川弘文館 二〇〇一年に収録）。
- (3) 御上神社の氏子全員を保存会会員とする。
- (4) 三上の氏子たちは、保存会設立まで、ずいき祭りが宮座であること、撰社若宮

神社の祭りであることなど、祭りの性格について知らなかったという。橋本裕之
（『王の舞の民俗的研究』ひつじ書房 一九九七年）と山路興造（『ずいき祭り
の概観—滋賀県選択無形民俗文化財調査報告書 三上のずいき祭り』ずいき祭
保存会 二〇〇一年）が芝原式での猿田彦の所作を王の舞との関連で指摘してか
ら、保存会役員を中心に王の舞へも関心が向けられている。二〇〇六年には王の
舞で知られる福井県三方上中郡若狭町気山の宇波西神社の祭祀を見学するため
に、会員の希望者がマイクロバスで出かけた。野洲町歴史民俗資料館（現野洲市
歴史民俗博物館）などの協力のもとに『滋賀県選択無形民俗文化財調査報告書
三上のずいき祭り』（ずいき祭保存会 二〇〇一年）が発行され、二〇〇六年、
文化庁からの助成金を得て、ずいき祭りのビデオが完成した。このような状況下、
指定文化財があらたな意識を植え付けていることがわかる。

その一方で、ずいき祭りの維持は生活スタイルの変化にともない困難な面も多
くなり、改革案が度々だされてきた。二〇〇八年からは長之家・東・西からださ
れる頭人五人を五つの集落から一人ずつだすように調整し、集落単位でずいき祭
典を一基ずつ作る体制にもつていくという話である（二〇〇七年十月八日の聞き
取り調査より）。

(5) 筆者のずいき祭り観祭は、一九七五、一九七九、一九八三、二〇〇四、二〇〇七年
の五回であるが、一九八三年には東の下座頭人西村善右衛門家（屋号善四郎）を
中心に全行程を観察する機会に恵まれた。

(6) 真野純子「御上神社の春祭り」と組織—御旅所への渡御行列役についての一考察
—『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年 三ページ。御上神社の祭祀の
概要については、真野（桜井）純子「御上神社の祭祀」『近江村落社会の研究』
第一号 一九七六年）で、春秋の二つの異なる祭祀組織については、真野純子「祭
祀組織調査—滋賀県野洲郡野洲町三上御上神社」（圭室文雄・平野榮次・宮家準・
宮田登編『民間信仰調査整理ハンドブック』《下・実録編》）雄山閣 一九八七年）
で記述した。その後、東條寛は、「御上神社の祭祀組織についての一考察—ずい
き祭り」と春祭りの関係を通して（近藤直也編『座—それぞれの民俗学的視点』
人文書院 一九九一年）、「祭りの組織と宮座」（『三上のずいき祭り』ずいき祭
保存会 二〇〇一年）、「神事と祭祀—御上神社の宮座と祭祀—」（『国立歴史民俗
博物館研究報告』第九八集 二〇〇三年）の三論文で、春祭りについては拙論を
引用しながら春秋の祭祀組織について記述している。

(7) 真野純子「御上神社の春祭り」と組織—御旅所への渡御行列役についての一考
察—『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年、同「神社に從属する土器作
りの展開過程—近江御上神社とホウライ衆—」『中近世土器の基礎研究』Ⅳ
一九九二年、同「祭の歴史とムラの論理—近江国野洲郡三上村の祭祀論を中心
にして—」圭室文雄編『民衆宗教の構造と系譜』雄山閣 一九九五年。

- (8) かつては、二毛作(米、麦・菜種)であったが、米の生産だけとなり、米の減反政策以降は田地の三割ほどに小麦と豆を作っている。二〇〇七年現在、三上生産組合のもとに、五つの集落(字、在所)がそれぞれに集落営農をおこなっている。営農組合の組織は、集落ごとに異なる。前田の集落では、田数をもとに出資して営農組合を運営するが、農作業を営農組合に任せている家もかなりある。ただし、水の管理と畦の草刈りは、各自の家でやらなければならないという。大中小路では、実際に農業に従事する人だけで営農組合を組織しているという。
- (9) かつての大字三上に対する小字にあたる。字の呼び方は四〇年以前にブラク(部落)からシユウラク(集落)へかわったが、若い世代になると集落とは言わずに、具体的に大中小路などの字名を使う方が多い。ムラ(村)はあまり使われないが、「うちのザイシヨ(在所)」という言い方もある。また、集落によってはジゲ(地下)を使うこともあり、三上の範囲でおこなうときにも「ジゲニンブ(地下人夫)だせや」といった表現をするという。
- (10) 一六六五年(寛文五)に妙光寺が分村してから、三上村はこの五集落となった。なお、一八八九年(明治二十二)に町村制の施行から三上、妙光寺、南桜、北桜をあわせて三上村となったあと、一九四二年(昭和十七)には野洲町に合併された。
- (11) 一九七八年(昭和五十三)には、三上の世帯数は二三五戸、氏子数は二〇七戸であった。
- (12) 大貫孝子氏からの資料提供による。三上にある五か寺は、照覚寺(浄土真宗、前田)、西林寺(浄土宗、大中小路)、西養寺(天台宗、小中小路)、宝泉寺(天台宗、山出)、玉林寺(真言宗、東林寺)であるが、玉林寺には檀家がない。
- (13) 一七三一年(享保十六)の三上大明神由来書(御上神社文書一四四号)には「古へハ二十一人乃社役人ありて」と記す。また、一七〇三年(元禄十六)五月付の三上大明神由来覚書(御上神社文書二一〇号)によれば、「社家・社人・禰宜・宮仕等古ハ多雖有ト之、今ニテハ五、六人ノ家筋漸残り申候事」とあり、この状態のまま明治初年を迎える。
- (14) 御上神社は一八七六年(明治九)に郷社に列し、一九一三年(大正二)には県社、一九二四年(大正十三)には官幣中社となつて、一九四五年(昭和二十)の終戦での社格廃止に至る。神職機構の変化については、真野純子「祭の歴史とムラの論理―近江国野洲郡三上村の祭祀争論を中心にして―」圭室文雄編『民衆宗教の構造と系譜』雄山閣 一九九五年 四一五ページを参照のこと。
- (15) 神主「従三位源榮義」は一七二〇年(宝永七)七月中元の日付で「三上神社録」(御上神社文書一三六号)の序に「偏ニ傷靈跡之廢センヲ、且ツ悲ムニ執行之絶ナンヲ、於レ此ニ記者スト其大略ヲ」と述べており、社務執行もこの時点で大幅にくずれてきていることが察せられる。
- (16) 一九七五年の祭典内容については、真野(桜井)純子「御上神社の祭祀」『近江村落社会の研究』第一号 一九七六年を参照のこと。当時の荒垣泰由官司からの聞き取りによれば、一七回の祭典とあるが、これには春祭りや秋の神事での祭儀は一括し、月首祭・月次祭を除いて教えてある。
- (17) 氏子総代の任期は二年である。御上神社の責任役員は官司(代表役員)、三上自治会長と、氏子総代から互選した一人(氏子総代長)がなり、一年ごとに登録していく。
- (18) 二〇〇六年の聞き取り調査と、真野純子「三上における神事当番とその運営」『近江村落社会の研究』第四号 一九七九年 二四ページ。しかし、二〇〇七年十月の聞き取り調査によれば、これまで頭人宅で親類オモシシルイ、トナリシシルイの手伝いを得ておこなってきたずいき神輿の作成を、来年(二〇〇八年)からは集落の会館で集落の人々の手によっておこなうことに決まったという。頭人が会館に向くという形をとり、ずいきの栽培も集落でおこなうという。ずいき祭りは、頭人個人から集落単位に重きをおくような大幅な改革が実行に移されつつある。
- (19) 真野(桜井)純子「御上神社の祭祀」『近江村落社会の研究』第一号 一九七六年 四四・四五ページ、同「祭祀組織調査―滋賀県野洲郡野洲町三上御上神社」『民間信仰調査整理ハンドブック』《下・実際編》雄山閣 一九八七年 一九六ページ。
- (20) 筆者の初期調査時分には、頭人は黒の紋付き羽織に袴を着用して、このほか米を含めた神饌品を供の者に持たせて社参していた。一九二二年(大正十一)十月五日付の「社務所・惣公文政所」の連名で書かれた「秋季古例祭奉仕頭人心得要領」が東公文の山崎吉右衛門家に残っているが、そこには「十月九日 甘酒行事」とある。神饌としては、頭人の持参した甘酒などのほかに、宮側で用意したアメノウオ(江鮭)も供えることから、御上神社では献江鮭祭とも称する。アメノウオは、サケ科の淡水魚で、ビワマスの別称である。一九五四年(昭和二十九)に石部頭首江ができるまでは野洲川でアメノウオカキを使ってアメノウオを捕っていたという。
- (21) 神事でのオモシシルイの具体的な行動と分析については、上野和男「御上神社秋祭の構造と親族組織」『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年、同「御上神社秋祭における頭屋の役割―昭和五十四年東座頭屋の『神事記録帳』から―」『近江村落社会の研究』第六号 一九八一年を参照のこと。
- (22) 今でも果物をさして水菓子と呼ぶように、常食以外の嗜好品は菓子と呼ばれ、昔はその大半が果実であった。「邦訳日葡辞書」にもクワシを「果実。特に食後の果物を言う」とする。
- (23) 造花のモミジは山のもの、菊は陸のもの、カキツバタ(アヤメ)は川のものであらわしていると説明した人もいたが、かつては造花ではなく、野に咲く生花で

飾ったものであるともいう。一九七九年（昭和五十四）の長之家の頭人は公文にあたる大谷家であったが、神輿の三方に生花をいけていたような例もある。

(24) ずいきとして使われる芋は、田芋といって元は田に植えられた。水のなかに植えて育てたが、それを改良して乾燥した土でも育つようになった。四月に植えて、十二月に収穫するという晩生の芋で、育てるのに時間がかかる。この品種は茎が青々としているが、十分な水やりが必要で、大きく育てるには花の芽を摘むなど、手間がかかる。今では神輿用にしか栽培されていないので、頭人から頭人へ芋の種を渡していく。

(25) 春祭りで女性たちは、御旅所への神輿渡御行列を辻々で見るものの、御旅所には行かないという（一九八二年の聞き取り）。神さんごとは、男性がおこなうものとされてきたから、頭人宅からずいき神輿を奉納するとき、先頭を歩く警護（露払い）の役も男子二名（袴着用）がつとめてきた。しかし、少子化もあって、二〇〇四年のずいき祭りでは警護に女子も加わり、意識も変化してきている。

(26) 主に江戸時代の史料で「宮仕」という語が使われている。筆者調査時の昭和年代では、宮仕を、宮さんの小使いかかデイリ（出入り）と呼んだ。前田に住む某家が一九三〇年（享保十五）から一九五三年（昭和二十八）まで宮仕をつとめた。その後は氏子のなかから一人を選んで数人ほど交代しながらきたが、現在は宮の小使いとしての職務じたいがなくなり、芝原式での猿田彦役はずいき祭保存会会員の有志がつとめている。

(27) 長之家公文の大谷家は杜家筋で、現在は妙光寺の三上神社と南桜の野蔵神社の祭祀をつかさどる。

(28) かつては、ずいき神輿を奉納し終えると、それをすぐに持って帰り、取り壊した。ずいきは皮をむき乾燥させ、柿はしぼ柿なので皮をむいてツルンボンシ（つるし柿）にし、栗はそのまま食べたし、ずいきをしぼったトウシヅルは牛の手綱にしたというように、ずいき神輿の材料を再利用していたが、現在では、翌日まで御上神社境内の楼門内に飾ったあと、取り壊して捨てている。

(29) 金子哲「神と人との間にて―宮座における二つの原理―」（石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館 一九九二年）二二九ページでは、「十月十四日の神事の全体としての進行役は、長之屋下座頭人（長之屋上座頭人はいない）、二二四ページでは、「長之屋上座を出さず済むことが長之屋の地位の高さを如実に示している。（中略）神事全体の進行を司るのは長之屋下座頭人」と記すが、長之家では一九五一年から頭人を一人にしぼったのであり、頭人は上座↓下座へとまわり、長之家において上座と下座との差異はみられない。恐らく金子が観察したときに、長之家下座が頭人であったことから、このような誤った解釈を生んでしまったものとおもわれる。

(30) 真野純子 註（18）掲載論文。これまでは頭人名を屋号で表記してきたが、西

座では、父か息子のどちらが頭人になるかによって上座か下座かがちがってくることに、混乱を生じたこともあり、最近では公文はその確認をとると同時に、名前書きか屋号書きかの希望もあわせてとるようになった。これは長之家公文が西座公文を預かったときからはじめるようになったが、長之家も名前書きか屋号書きかの希望にあわせている。東は屋号書きのままである。

(31) 総公文の大谷家に保管された東座の頭人差状綴をみると、一八二五年（文政八）の例では翌年と翌々年の頭人を記入していた。それが、同じ体裁を保ちながらも現在では本年と翌年の頭人名を書くように変化している。

若宮殿相撲之事

右拾番

一合

左拾番

以上

指定明年式人

大 磯右衛門

さ 平左衛門

助頭

大 孫左衛門

ま 作左衛門

文政八年

西九月十四日

東公文

吉右衛門

(32) 一九七九年の筆者調査時には、「若宮殿相撲御神事 差状綴人 長之家」というように「長之家」「東座」「西座」に分け、長之家頭人名を記した神事帳など一括して「御上神社相撲御神事 御上祝総公文政所 大谷浦安彦」と蓋に墨書した木箱におさめてあった。屋号は浦安彦であるが、一般には大谷と呼ばれる。

(33) 御上神社文書（史料とすべきであるが、古文書所蔵者をあらかず通例の表記にしたがった）は、現在、野洲市歴史民俗博物館に保管されている。一四世紀から一九世紀にかけての二六五点からなり、二〇〇一年三月八日付で滋賀県指定有形文化財の指定を受けた。野洲市歴史民俗博物館はこれらの御上神社文書目録を新たに作成しているが、それによると、御上神社文書目録がすでに存在し、その表紙に「大正十二年十一月一日調」とあるという。御上神社には謄写版印刷の御上神社文書翻刻集が保管されているが、それは、官社昇格願いにあわせて、御上神社文書が整理された時に、目録とともに作成されたものとかんがえられる。そのほか、旧社会伝承研究会が三上調査のうちに、御上神社に残されていた反古大半の史料を整理して目録を作成している（『近江村落社会の研究』第六号 一九八一年）。

- (34) 端裏書きには「三上若宮殿相撲御神事記(禄書)」と記す。
- (35) 一八二九年(文政十二)以降は、長之家の頭人名だけを神事帳に記している。表紙に「文政十二年 三上若宮相撲御神事帳 長之家公文」とある豎帳には、一八二九年から一九七四年(昭和四十九)までの長之家頭人名が記され、一九七五年からは別帳になる。これらは、長之家公文の大谷家に保管される。
- (36) 新垣泰田(宮司)のときには御上神社側で花びら餅を用意したが、最近では頭人たちが花びら餅を菓子屋に調製してもらっている。二〇〇四年に北陸での芸能大会ではじめて芝原式を披露したが、そのおりに花びら籠を緑色に塗った。花びら籠の作り手も減ってきたため、現在ではそれをもっぱら再使用するようになってくる。
- (37) 御上神社文書六二号。後半部分は春の祭祀について記載してある。
- (38) 御上神社文書一三二号。
- (39) 大谷家文書。この翻刻は「三上のずいき祭り」(ずいき祭保存会 二〇〇一年)に載る。
- (40) 前東公文の山崎樹太郎氏からの聞き取りによった。
- (41) 農業科学博物館・第二回企画展「家畜を利用した農作業」(二〇〇四年)のホームページ。http://www.prelivac.jp/~hp2088/park/kikaku/kaichu_nousagayou.html (二〇〇八年二月二十四日)。犁耕については、飯沼二郎・堀尾尚志「もの」と人間の文化史 一九・農具」法政大学出版局 一九七六年、黒田日出男「日本中世開発史の研究」校倉書房 一九八四年を参照のこと。
- (42) 御上神社文書一二二号。当時の家数は一四二軒(本百姓一二二軒、水吞三二軒)に、寺五軒、社僧寺一軒とある。
- (43) 山路興造「ずいき祭りの概観」『三上のずいき祭り』二〇〇一年 一一ページ。
- (44) 官幣中社時代の御上神社書類によれば、所役(宮仕のこと)は、神前まで猿田彦の仮面と木ほことを取りに行き、芝原の式場まで来たら、仮面を被り、木ほことを左脇にかかえて、円形に右に三度まわり、まわりおえたら公文へ右手で仮面の鼻面を摘み、擲つ所作をする。筆者の観察したところでは、ほこの持ち手と回り方は猿田彦役によって異なっていた。
- (45) 橋本裕之 註(4) 掲載書は、「十四日夜におこなわれる芝原の神事で、王の舞が変化したと考えられる事例を確認している。」とし、「鉾で惣公文の胸をつくような所作や、右手で鼻先をつまみ鼻糞を惣公文につける所作(剣印の痕跡であるとも考えられる)をみせる。東公文・西公文に対しても同様であった。」(六〇ページ)と記す。橋本裕之「演技の精神史―中世芸能の言説と身体―」(岩波書店 二〇〇三年 四八―五一ページ)でも、この見解を述べるとともに、芝原式をとりあげた肥後和男・山口昌男・金子哲が王の舞の変化したものであることに気づいていないと指摘した。橋本は「黒い鼻高面(両眼と口の周囲だけが赤い)を被り木製の鉾を持って」と表現したうえで、肥後論述にたいして左記のように批判的にとらえている。
- この事例はあくまでも芝原式の一部として組みこまれており、必ずしも特定の名称を持っていない。ところが、神話と民俗(とりわけ宮座)の調査研究によって知られる肥後和男はその著書において、使丁が勤める役割に猿田彦という名称を付与しているのみならず、御上神社の祭神が「小き白き猿」に変じて出現したことを記録する『日本霊異記』下巻第二十四縁に言及しながら、使丁の役割に秘められた象徴的な意味について論述している。
- (46) 芝原式で宮仕が被る面は猿田彦の面と称し、春祭りでの渡御行列では宮仕がこの面を棒にくくりつけて御旅所三大神まで持っていた。一七六一年(宝暦十一)の「御祭礼一件」にも、「祭礼行列之次第」として、警固に続き「猿田彦社仕」とでており、江戸時代の祭礼絵巻にも鼻高面をほこにくくりつけて歩く社仕が描かれている。
- 江戸時代の書付や絵巻から、「猿田彦」の面と認識されてきたことはあきらかであって、肥後の猿田彦とする言説が循環・拡張していると述べる橋本の見解には納得し難い。肥後が三上へ調査に入ったのは一九三一年であり、それ以前に御上神社の神職は、社格昇格のための調査や書類の作成をおこなってきたが、その書類のなかで「猿田彦木鉾ノ儀ヲ行フ」などと記載している。一九二四年(大正十三)年度の神祇院資料調査報告である『官国幣社特殊神事調』(国書刊行会 一九七二年)にも「所役猿田彦の面を冠り」と記す。
- なお、橋本裕之が小林康正の言を借りて「演技の精神史―中世芸能の言説と身体―」(岩波書店 二〇〇三年 五一―五三ページ)で指摘する、研究者を介しての言説の流布と循環・拡張については、筆者も各地の聞き取り調査で何度か実感してきた。現に、橋本の王の舞説がずいき祭保存会役員に影響を与えていることを知った。その点については、註(4)を参照のこと。
- (47) 橋本裕之 註(4) 掲載書(三三三ページ)は、関連する史料や現行の事例によって得られる王の舞の特徴を、六つ列挙している。
- ① 祭礼の中では、行列を先導する機能を担っていると考えられる。
- ② 祭礼芸能の一環として、田楽・獅子舞などに先立って演じられる。
- ③ しばしば補襦袢を着用し、鳥甲に赤い鼻高面をつける。
- ④ 前段は鉾を持ち後段は素手で、四方を鎮めるかのように舞う。反問の芸能化と理解することもできる。
- ⑤ 人指し指と中指を揃えて伸ばし、薬指と小指を親指で押さえる剣印が舞の要素をなしている。
- ⑥ 楽器としては、太鼓・笛が用いられている場合が多い。
- (48) 『日本霊異記』下巻「依坊修行人得猴身縁第廿四」。

(49) 若宮のオモノ講所蔵史料には「若宮御物講附則帳」「若宮御物廻り証」、東林寺オモノ講所蔵史料には「御物組方控帳」というように、オモノに「御物」という字をあてている。御上神社文書にも「御物」の字が散見する。東條寛が論文に記す「雄物」の字は使われていない。

(50) 真野純子「御上神社の春祭り組織―御旅所への渡御行列役についての一考察―」『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年 一五―一六ページ。

(51) 一七〇三年(元禄十六)の三上大明神由来寛書(御上神社文書二一〇号)には、境外末社の三大神社が柿葺きの五尺四面であったことを記す。当時、三大神社の場所は大谷社家の屋敷地内となっており(御上神社文書一二三三号)、現在に至る。江戸時代に御上神社の神職が書いたとおもわれる古伝抜書(御上神社文書一九八号)は、猿田彦と三上山、「当社之御旅宮二祭所之三大神」との関係を検討したものである。

(52) 前東公文の山崎樹太郎氏から一九七五年の聞き取りによる。

(53) 肥後和男は「御上神社の相撲神事」(『歴史と地理』第二八巻第六号 一九三一年)で、「公文とその使いに花びら餅が供えられる点」を、「彼らはかつて神自身の現われとして考えられたことはないであろうか。花平餅はその神への供献を最初において意味していたのではあるまいか。」(肥後和男「神話と民俗」に収録 一九六八年 二九五ページ)、「いまの相撲祭に出てくる猿田彦命は、してみればじつに神そのものであると考えられるべきである。したがって各公文が彼によって貫かれることは要するに神の恩頼を身にうける―なおいい得るならば神のもつマナを授けられる意味とすべきであろう。鉢はすなわち神の威力を象徴したものであり、これによって突かれることは自ら神威を身に帯することとなるのである。」(同書二九六ページ)と記述する。肥後は、公文について前半部分では神自身と解釈し、後半部分では「神の恩頼を身にうける」と述べた。

山口昌男は「相撲における儀礼と宇宙観」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五集 一九八七年)で、「この奇妙な使丁の所作について、肥後氏は猿田彦神が公文に神威を与える行為であるとす。我々の立場から見ると、ここには神と同一視された惣公文に対して儀礼的には下位の役である使丁が猿田彦に仮託して「さかしまの祭」をしかけること、つまり負の要素によってネゲントロピー(活性力)を導入するというカーニバルの原理が働いていると見ることが出来る。」(二一五―二一六ページ)と肥後説を引用しながら別の解釈を導いている。

また、金子哲は註(29)掲載論文で、「神と同一視された惣公文」との見方には批判しながらも、使丁が「さかしまの祭」をしかける」とする山口昌男の解釈には賛同を示す。

筆者は、公文を「神自身の現われ」とする肥後説の前半部分には賛同できない。肥後がその根拠とした花びら餅であるが、「公文とその使いに花びら餅が供え

られる」のではなく、元来、神に供えてから公文らにさげられたものである。また、中世における公文は、三上庄という俗世間で管理責任者の立場にあり、神にはなり得ないのである(第三節「公文の存在」で詳述)。また、肥後は、若宮の神「猿田彦」公文という構図を導くが、芝原式での猿田彦は、ほこを持って公文に対峙しており、公文に乗り移る場面もないことから同一視することじたい不可能である。

(54) 東條寛は、『日本民俗大辞典』(吉川弘文館 一九九九年)の「ずいき祭」の項目のなかで、「芝原式は三座のクモン、当年の頭人、翌年の頭人宮司が出席し、猿田彦が各クモン、頭人を鉢で順につき、長之家のクモン(総公文)に翌年の頭人を報告するという儀礼で、最後に東座と西座による子供の儀礼的相撲がある。」と記述する。しかし、芝原式には翌年の頭人は出席しないし、猿田彦は、頭人にたいして鉢でつく所作をしない。東條寛「神事と祭礼」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第九八集 二〇〇三年 一七七ページ)にも芝原式の記載について同じような誤りがある。

(55) 一六七〇年(寛文十)四月の「三上大明神御由来 附三上山之事」(御上神社文書九七号)に、

一、若宮之御本地は釈迦業師観音にて、釈迦業師相撲之手合、観音行事之体御座候、此若宮は所の地主之由、九月十四日神事色々備物有之、後に十番之相撲御座候、是者若宮之神事と申伝候也

と記される。江戸時代まで若宮の本地仏は釈迦・業師・観音とする神仏習合にあった。この部分は、御上神社に保管される御上神社文書翻刻集(謄写版印刷)から引用した。

(56) 御上神社文書一九四号(御上神社文書翻刻集)。記載年号から一六六六年(寛文六)以降の記録と判断される。

(57) ずいき神輿の製作は、頭人の親類たちがおこなうが、正面のスモウサルの人形をしつらえる作業は、三上の人でなくてはならないという(一九八三年の聞き取り)。

(58) 御上神社の官幣中社時代の書類「御上神社由緒記」によれば、「桃ヲ手ニ生セルモノ一個、日丸扇ヲ手ニ座セルモノ一個」とある。

(59) 一八〇一年(享和元)西九月吉日「若宮殿相撲御神事当番心得書帳」(大谷家文書 横帳 大谷治部右衛門義知の筆)。一八〇一年当時の御菓子、つまり、ずいき神輿は、現在とほぼ変わらないことがわかる。

(60) 御上神社文書二一〇号。

(61) 儉約とか生活改善の申し合わせは、江戸時代以来、度々おこなわれてきたが、一九八一年四月一日にも、大字三上区から「生活改善の申し合わせ要項(第一次)」が出され、一九八三年の筆者調査時には、それにもとづいて頭人どうしが食事内

容の基準を決めていた。

- (62) 一九二一年(大正十)と、一九七五〜一九八三年(昭和五十年〜五十八年)の筆者調査時での頭人心得には、芝原式での総公文の立場は明記されていない。確かに総公文は威厳をもって対処していたが、ずいぶん祭保存会の成立によって会員つまり氏が祭儀の意味づけに拘泥しだしたことが、この一文を加えることにつながったと察せられる。また、「各公文」から、「各座の公文」もしくは「各座公文」という表現へ変えられている。

- (63) 最近、西座公文の体調不良にもなつて、長之家公文は総公文として西座公文のおこなつてきた書付も用意する。そこで、差定の書き方が「来平成十八年 介頭人 早川甚兵衛」というように長之家の体裁を踏むように変わつてきている。今では、長之家公文は、これら書付をパソコンからプリントアウトする(二〇〇六年調査時)。

- (64) これは、一九八三年(昭和五十八)十月十三日朝、東公文が東下座頭人西村善右衛門(屋号・善四郎)宅に持つてきた書付である。

- (65) 官幣中社時代の御上神社書類「年中祭儀」には、「神社ニ直接関係ナキ行事」として「十月十三日晚 頭渡式 午後七時太鼓合図ニテ、各公文ノ家ニ当年(註文ハ翌年介頭翌々年其介頭ノ頭人ヲ集メテ、頭渡シノ式ヲ行フ、公文ハ午前中二頭人呼出状ヲ認メ、定使ヲシテ配達セシム」とある。

- (66) 詳細については、真野純子 註(18) 掲載論文を参照のこと。なお、産の忌みはやかましくいわない。

- (67) 長之家・東・西の頭人選出方法については、真野純子 註(18) 掲載論文を参照のこと。

- (68) 「三上若宮相撲御神事帳」(照覚寺文書 堅帳)。西座の頭人名を記載するほぼ同内容の文書が、御上神社文書二二四号としてある。照覚寺文書は、一八六八年(慶応四)までの頭人を記載した後に、公文解任の動きを記すのたいして、御上神社文書二二四号には、いきさつの箇所はなく、一八七五年(明治八)までの頭人名が記入してある。

- (69) 御上神社文書一三二号。

- (70) 御上神社文書八六号。

- (71) 御上神社文書一三三号。

- (72) 「御祭礼一件」横帳 御上神社文書一六〇号。

- (73) 御上神社文書二〇九号。

- (74) 真野純子 註(50) 掲載論文 三三、三五ページ。

- (75) 大谷家(長之家公文) 文書については、現地で拝見した文書と、滋賀県立図書館所蔵写真からの使用とがある。

- (76) 三上山をめぐる北桜との山境論、蓬萊衆については、真野純子「神社に從属す

る土器作りの展開過程―近江御上神社とホウライ衆―」(『中近世土器の基礎研究』Ⅷ 一九九二年)を参照のこと。

- (77) この時期に文書が整理された形跡があり(一号文書には「寛文六年迄三百五十六年か」との付箋がある)、その整理をもとに作成されたとかんがえられるのが、表2の御上神社文書一号と六六号である。一号文書については、網野善彦(『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 一九八四年 三三七ページ)が、六六号文書については筆者がそれぞれ偽文書と断定している。詳しくは、真野純子 註(76) 掲載論文 一三三、二二六〜二二六ページ、二四五ページの註(45)を参照のこと。

- (78) 御上神社文書六五号。

- (79) 御上神社文書五号 堅帳。表紙には「長享元年十一月吉日大機院分」、表紙の裏には「京都 御本所様へ御納分」、三丁目には「大機院分 京都へ散用状あんも」とある。

- (80) 大谷家文書(滋賀県立図書館所蔵写真)。

- (81) 参考までに、三上の村高・反別を記しておく。一六一六年(元和二)に三上村一三二〇石のうち一〇〇〇石を播磨守が知行し、一六二〇年(元和六)には残りの三二〇石を妙光寺村分として市橋下総守が知行することになった(三上北核領主等年紀 御上神社文書二〇九号)。妙光寺分村以後、一六九六年(元禄九)の三上村の反別は九二町九反二畝二歩、田畑屋敷高は一八四石二斗二升三合であった(『江州野洲郡三上村指出帳』御上神社文書二二五号)。

- (82) 御上神社文書一、一四号 いずれも、堅帳。一号の表紙には「享祿二年己丑十二月日 納日記」、一四号の表紙には「天文五年丙申拾月吉日 納日記」とある。

- (83) 御上神社文書二六号。

- (84) 「靈社起請文連判人教之事」御上神社文書二八号。

- (85) 大谷家文書(滋賀県立図書館所蔵写真)。

- (86) 御上神社文書三七号(滋賀県立図書館所蔵写真)。

- (87) 『野洲町史』第二卷 一九八七年 三六四ページ。

- (88) 天文年間(一五三二〜一五五五年)の『本福寺跡書』や、一六七七年(延宝五)の訴状控え(御上神社文書一〇八一三三)による。詳しくは、真野純子 註(76) 掲載論文 二二二ページを参照のこと。

- (89) 真野純子 註(14) 掲載論文 四二二ページ。大谷家文書、三上区有文書、御上神社文書、山崎吉右衛門家文書を参考とした。

- (90) 藤木久志「戦国の作法―村の紛争解決―」(平凡社 一九八七年 一七二〜二二二ページ)によると、畿内周辺では「荘園の政所」から「近世の庄屋」へとこのコースがみられ、荘園の政所のなかには領主の代官というよりはむしろ村の

成員の一人で、「百姓政所」の性格が強かったことを指摘している。

(91) 高牧實「湖東の門徒と元亀の起請文」徳川林政史研究所『研究紀要』

一九七七年、深谷幸治『戦国織豊期の在地支配と村落』校倉書房 二〇〇三年

二九六～三六〇ページ。元亀起請文には、椿井権之輔（平群政隆）が起請文

二五通を一巻にまとめた水木家本がある。藤田恒春は「信長侵攻期近江南部の

村と「元亀の起請文」(国立歴史民俗博物館研究報告)第七〇集 一九九七年

のなかで、この水木家文書一巻を写真入りで全文紹介している。そのなかで、

「三上庄 公文(花押)、同 政所(花押)」が佐久間信盛らの奉行へ差し出した

一五七二年(元亀三)四月七日付請状がある。また、大谷家文書(滋賀県立図書

館所蔵写真)にも、「元亀三年三月 六角承禎残党と一向宗一揆に同心せざる起

請文の写」と題する綴りがある。それは「滋賀県野洲郡役所」用の罫線紙に筆写

したものが、一丁目、

元亀元年六月五日江州野洲川原大合戦之後、為南郡押自信長公為御代官、守

山城には稲葉一哲齊、勝部城には同右京大夫貞通、浮気城には佐久間右衛門

尉信盛、被籠居候処、同三年金ヶ森并三宅両城には、六角承禎父子之下知ト

テ、此辺ノ地侍ト一向宗之輩馳加リ、籠城申候て、一揆を發シ候に付、在所

邑々一味内通不申様に、起請文を右三奉行職へ差上候て、則勝部大明神へ社

納申候由、今少々計残り申候を写控者也、成務伝来 巻物三冊 請書奥書に一々熊野牛王

の裏に神文を書、載名前書判血判有之

と書かれてある。請状一通を記載したあとに差出人名のみを月日ごとに記してあ

る。その後尾には日付のない「三上庄 公文(花押)、同 政所(花押)」を載せる。

さらに、幸津川の人々が差し出した霊社起請文前書を記載したあと、「三上郷ノ

三ヶ郷 起請幸津川同文」として「三上惣代 但馬守兼綱(花押)、与三郎(花押)、

外記(花押)」、「三上 九郎左衛門、三上 大谷、同 平野、同 平子、同 土

川」とあるが、こちらにも日付は付していない。なお、公文と政所の花押は、水

木家本と大谷家筆写本ともに同一である。

(92) 妙光寺三上家文書(社会伝承研究会撮影写真)。

(93) 真野純子 註(18) 掲載論文。

(94) 村を付すのは、一七五五年(宝暦五)までである。小中路・大中路が小中小路・

大中小路と表記したのは一七七八年(安永七)からである。

(95) 東公文山崎吉右衛門家文書の「寛文六年九月十四日 三上庄若宮殿相撲之事」

の一丁目には「人数書之覚」として五九人の名前を記載する。ただし、「三上の

ずいき祭り」(ずいき祭保存会 二〇〇一年)に掲載された翻刻史料(大谷安彦

担当)によれば、九人の名前を後筆としているのでその九人を除き、東公文の吉

右衛門(大中小路)を加えて計算した。五〇人の内訳は、山出(山ノ)二人、

東林寺(さノ)八人、前田(まノ)一三人、小中小路(小ノ)九人、大中

小路(大ノ)一〇人、無表記八人(うち抹消二人)で、「殿」を付すのは「孫

太夫殿」と「大ノ喜多七左衛門殿」の二人である。後筆の九人は、前田四人、小

中小路一人、大中小路二人、無表記二人となる。

(96) 照覚寺文書「三上若宮相撲御神事帳」に記載された「西座相撲人数之覚」による。

六七人の内訳は、山出一七人、東林寺二〇人、前田四人、小中小路一七人、大中

小路五人、無表記四人で、これに西公文の照覚寺(前田)を加えて計算した。た

(97) 照覚寺文書「三上若宮相撲御神事帳」に記載された「新世之覚」による。た

だし、この家は再興してから八年後の一七七七年(安永六)に帳入りをすませたも

の、まもなく中絶してしまつたとある。

(98) 御上神社文書二四号。照覚寺文書には、「一、公文所相勤候節ハ、年二かまわす、

公文之方ニ上座致候者也」が加わる。

(99) 一例をあげれば、「一、東林寺村 彦兵衛別家 吉郎兵衛 宝暦十一巳年九月

十三日ニ長入 明和四年亥年ニ勤ル」(照覚寺文書「三上若宮相撲御神事帳」)の

ように書かれてある。

(100) 「当社若宮大明神相撲御神事今年ヨリ改申覚」。長之家の上座と下座との間で、

その後、成員の入れ替わりがみられる。

(101) 一六九六年(元禄九)五月「江州野洲郡三上村指出帳」(御上神社文書一二二号)。

(102) 一七九一年(寛政三)三月「家数人別帳」(大谷家文書 滋賀県立図書館所蔵

写真)。家数一七五軒の「内、文治明キ家老軒有」とある。

(103) 神祇院編「官国幣社特殊神事調」国書刊行会 一九七二年 三一―二七一

二七二ページ掲載史料。一九二四年(大正十三)年度報告による。

(104) 真野純子「御上神社の春祭り」と組織―御旅所への渡御行列役についての一考察

―「近江村落社会の研究」第五号 一九八〇年 二八―三二ページ、同「祭祀

組織調査―滋賀県野洲郡野洲町三上御上神社」『民間信仰調査整理ハンドブック

「下・実録編」雄山閣 一九八七年 二〇〇―二〇一ページ。

(105) 滋賀県立図書館所蔵写真。二枚綴りで仮とじされている。

(106) 三上由来雑記は、西養寺の撞鐘建立年代を一七二八年(享保十三)三月十六日

と記すから、それ以降の記録である。

(107) 大貫孝子「三上の墓制」『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年 八三―

七三ページ。

(108) 龍谷大学仏教文化研究所編『近江の村と真宗』永田文昌堂 一九八七年

二月二十二日付二通、一六八七年(貞享四)六月二十八日付一通の計三通あるが、

一六八七年(貞享四)に吉右衛門が喜多市祐・同竹之助にあてて出した分をここ

ことがわかる。そのかわりに喜多殿が金子を必要とするときには、いつでも送ることを約束している。

預り申喜多殿（御殿）屋（敷）事
預り申喜多殿御城屋敷之事
御屋敷宅ケ所者

江州野洲郡三上村之内大中路村与申所二御座候、
東西南北之間敷者、先年吉兵衛宗右衛門絵図手形以判形仕指上ケ申
通、相違無御座者也、

右之御屋敷預り申所実正也、然上者、此屋敷之内竹木下柴之義、一枝二而
茂為私用伐荒申間敷候、若無沙汰候段、被及聞召候ハ、如何様ニも可被
仰付候、御意毛頭違背仕間敷候、御屋敷御用之刻者、何時ニも指上ケ
可申候、其上御一門之内誰様ニ而も此証文御所持之御方江、絵図相改無相
違急度返上可仕候、御屋敷預り居申候内者、諸事（カ）々々入置出之義をも奉下
知窺命候、少候而も我儘猿ケ間敷義御座候者、如何様ニ茂可被仰付候、其
節一言之御断申上間敷候、為後日仍而御屋敷預り手形如件

預り主三上村ノ内大中路村

吉右衛門

貞享四年卯六月廿八日

喜多市祐様

同 竹之助様

預り申田畑御屋敷高書之事

□□（以下の継紙欠損）

⑩ 妙光寺氏は三上氏をも名乗っている。妙光寺三上家に残る三上家系図（社会伝承研究会撮影写真）によれば、「政吉」は「次左衛門」と号し、筑後柳川で「立花（橋）家」に仕え、一六七〇年（寛文十）に柳川で死去している。後年に「次左衛門」と号した「政義」は、仁正寺市橋家に仕えた後、妙光寺に帰り、一七二九年（享保十四）に死去したとある。先祖の駿河守政久は佐々木義実・義秀に仕え、旗頭として度々の軍功があったこと、「三上家自庵宗泉寺」を開基した人物とされ、一五四一年（天文十）に死去したことになっている。三上家系図での妙光寺殿と公文所を任された妙光寺五郎左衛門尉とがどう結びつくかは不明である。

⑪ 「三上若宮相撲御神事帳」御上神社文書二二四号と照覚寺文書の双方に同文が記載される。

⑫ 御上神社文書一六〇号。

⑬ 真野純子 註(104) 掲載論文。なお、「祭祀組織調査」滋賀県野洲郡野洲町三上御上神社」二〇七ページ六行目では「仲衆」と「御物」の順序に誤植があったが、「春祭りの組織から近世の三上を待分、仲衆、御物、それ以外の祭祀に特別な位置を占めない家といった四つの階層に区分することが可能となったのであ

る。」が正しい。「御供人数待分仲衆」のうち「竹田家断絶、永田家断絶、山田家断絶、但此三家ハ言伝ニ而記置之」との記載がある。当時、「侍分」の「喜多家」も、屋敷田畑を家来の吉右衛門に預けて三上から転出していた。表7参照のこと。

⑭ 長之家公文が書いた「三上若宮殿相撲御神事記録書」と、西座の「三上若宮相撲御神事帳」とをつきあわせた結果にもとづく。

⑮ 「下人」にかわって「家来」の用語が使われ出すのは、一六七〇年（寛文十）からで、一六九四年（元禄七）以降、「家来」の表現が一般化する「真野純子

註(76) 掲載論文 二四五ページ註(40) より。

⑯ 「江州野洲郡三上村留」御上神社文書一三三三号。

⑰ 森末義彰「中世の社寺と芸術」畝傍書房 一九四一年 二四五～二四六ページ。なお、「後法興院記」（陽明叢書記録文書篇 第八輯 後法興院記）二 思文

閣 一九九〇年）の長享元年八月廿二日の箇所には、以下のように記してある。

廿二日己丑 陰時々小雨下 自信楽榎五本到来、隨身武春息武経来、江州廻々奉書被申請之由承及候、御家恩三上庄内左散所事、被注加御領御目録中者可畏入之由申間、昨日已被遣奉行所、雖然可注進可被入目録之由仰念了

⑱

⑲ 林屋辰三郎「古代国家の解体」東京大学出版会 一九五五年 三三四ページ。

⑲ 一六〇二年（慶長七）九月「三上村御検地帳写」（大谷家文書）。三上村は田畑屋敷あわせて一七八七筆、九四町九反一歩、一三三〇石であった。

⑳ 藤木久志「村と領主の戦国世界」東京大学出版会 一九九七年 三〇七ページ。

㉑ 東光寺にかんしては「日陽山東光寺之紀」写し（御上神社文書二二一号）のほかに、「興福寺官務牒疏」（『大日本仏教全書』第一一九冊 名著普及会）にも記載がある。

一四四一年（嘉吉元）成立とする『興福寺官務牒疏』は、興福寺末派寺社のうち、「官務並最勝院家配下領知分」である大和、山城、河内、伊賀、摂津、近江の国々の寺社を書き上げたものである。それによれば、三上郷に三上神と三上大寺内の東光教寺（僧房九宇。交衆八口）・妙光寺（僧房九宇）があり、東光教寺は、持統天皇勅願により元興寺道智によって開基され、「三上神法楽之精舎」とされている。また、三上神は、七二七年（養老元）三月十五日に降臨したとされ、「金勝寺四箇所鎮守神」に定められ「社僧二人、神主二人」がおかれていたと記す。

「日陽山東光寺之紀」には、一五二四年（大永四）二月二十八日に兵火によって東光寺は灰燼に帰したため、峯の堂の薬師如来を本尊として飯堂二字を建立したものの、「伽藍再興の基を起さん」ことを願って勧進するために、「災中よりまぬかれ出たる所乃古紀を基とし、再模写し」て「東光寺勧進沙門頼乘誌之」、それを「時明治十六年一月日之写」と記載する。ここには「古紀」として「興福寺

官務帳紀」だけ具体名を掲げ、東光寺が金勝山の別院であることを語っている。

「興福寺官務牒疏」は広く引用参照される一方で、以前からその真偽に疑いがもたれてきた。藤本孝一「近衛基通公墓と観音寺藏絵図との関連について―興福寺官務牒疏の検討―」（一九八八年初出、藤本孝一「中世史料学叢論」思文閣出版 二〇〇九年に収録）では、「興福寺官務牒疏」はすでに「仏説解説大辞典」（一九三三年）のなかで疑問視されていたこと、一四四一年（嘉吉元）の成立説はなりたたないこと、史料的价值についても多くの疑問がもたれること、椿井文書と深く関係していることを指摘する。また、馬部隆弘「椿井政隆による偽文書創作活動の展開」（忘れられた霊場をさぐる 3）栗東市文化体育振興事業団 二〇〇八年）では、「興福寺官務牒疏」記載寺社の分布範囲と椿井政隆（一七七〇～一八三七年）の偽文書創作活動の範囲がほぼ一致する点に着目している。

近代以前（とくに中世）の偽書・偽作にたいする当時の人々の認識のありかたは、今日と同一とは限らない。異なっていたであろう面を考慮にいれながら、今後は創作されていく縁起の来歴のほか、人々が「興福寺官務牒疏」に託した思いなどもあわせて検討されなければならないだろう。なお、その点にかんしては、真野純子・真野俊和「寺院史料の特性と史料誌の提唱―西垣晴次先生退官記念宗教学・地方史論纂―」刀水書房 一九九四年 を参照されたい。

(122) 註(109) 掲載文書。

(123) 御上神社文書二二二号。

(124) 一六二〇年（元和六）には前田村「宮夫御留」（三上若宮相撲御神事帳）御上神社文書二二四号）が、一七三〇年（享保十五）から一九五三年（昭和

二十八）までは前田の某家が宮仕をつとめていたことが確認できる。

(125) 書き出しの文言と年次は、巻紙奥の左側から順に書かれているが、頭人名の書き方は本文に示した通りである。長之家から順に頭人名をほぼ右から左へ書いていることから、原則は右側に上座の頭人名を、左側に下座の頭人名を記したとみられる。巻紙の袖にあたる部分は、一八〇一年（寛政十三）の頭人名を書き上げ、「一、享和二年より者、別書二有之事」で終わるが、その端裏書きがこの表題にあたる。つまり、巻物になった状態で目に入る文字が端裏の表題「三上若宮殿相撲御神事記（祿書）」である。

(126) 仲村研編『今堀日吉神社文書集成』（雄山閣 一九八一年）の一七七 三上土忠書状案、一七九 布施公雄等連署書状（一五六〇年（永禄三））、一九一 保内商人請文案（一五五八年）、一九三 田能村仲実書状案、一九四 布施公雄等連署書状案にみえる。一九四では徳珍保の保内と枝村との紙商売での相論に宮木右衛門尉賢祐・布施淡路守公雄と連署して裁定を下している。これを「八日市市史」（第二巻 一九八三年 四六〇ページ）では「三上栖雲軒土忠」としているが、原文書には「栖雲軒」あるいは「栖雲軒土忠」とあるだけで、「三上」とい

う名字の記載はない。「三上栖雲軒（三上土忠）」や「三上土忠」とするのは、「野洲町史」（第一巻 一九八七年 六四五、六八〇ページ）でも同様である。

(127) 御上神社文書五三三号。同内容の一五号（後筆か）には「栖雲庵」とある。その後の系譜をたどると、小中路の「栖雲庵」は二六〇二年（慶長七）の三上村検地帳にも名請人としてでてくるが、「西ノかはら」を含めて三上村に田畑屋敷あわせて三筆、一町七畝七歩、一四石六斗四升六合を保有していた。一六二一年（元和七）には、「栖雲庵祐正」が西の頭人をつとめた。

(128) 宮島敬一「戦国期における六角氏権力の性格―発給文書の性格を中心にして―」『史潮』新第五号 一九七九年。

(129) 大谷家文書（滋賀県立図書館所蔵写真）。

(130) 「土忠在判」とある脇に「栖雲軒状也」と記す。同じく「高好在判」の脇に「平井加賀守御状也」とある。

(131) 勝俣鎮夫校註「六角氏式目」（日本思想大系二一 中世政治社会思想 上）岩波書店 一九七二年）によれば、「公文所」を「莊園の管理事務所」と頭註しである。

(132) 大谷家文書（滋賀県立図書館所蔵写真）。

(133) 金子哲 註(29) 掲載論文では、三村を小中路村・大中路村・妙光寺村とし、前田は小中路の出村、因幡田は大中路の出村と解釈している。しかし、前田にかんしては、「小中路因幡田前田三村」とあることから、金子説は成り立たない。一九八三年の聞き取りによれば、大中小路の集落は、大中小路（東ともいう）と西林寺のある因幡田に分かれて、サギチヨウ（左義長）をおこなうという。

(134) 総数計算であり、重複していても人数に数えた。

(135) 高牧實「中世末における湖東の宮座」『聖心女子大学論叢』第五〇集 一九七七年（高牧實「宮座と村落の史的研究」吉川弘文館 一九八六年に収録 二四三ページ）。

(136) 下人のいる名前のみ的人物表記は一七例みられる。それらを列記すると以下の通りである。名字の判明するのが一六例で、あとの一例も「宮喜」といった百姓名とは異なる名前であることから、下人を抱える人物には、百姓はいないと判断される。

- ① 一五六一年（永禄四） 東頭人 頭人書きの右欄（上座に該当）に 梅本坊下人 二郎三郎衛門
- * 一五七七年（天正五） 長之家頭人 右欄 大谷殿二男梅本坊・主人。
- ② 一五六三年（永禄六） 西頭人 右欄 道悦下人 三郎二郎 東林寺村
- * 一五六三年（永禄六） の裏書きに「東林寺村中村道悦下人 弥五郎嫡子 天正九年巳年頭也」とあり。「中村道悦」が主人。
- ③ 一五六八年（永禄十二） 西頭人 左欄（下座に該当） 栖雲軒下人 彦三郎

- *一五七三年(天正元) 東頭人 右欄 栖雲軒 但田並付而牢人候条、金乗坊 請取被動候
*神事を再興した栖雲軒が主人。
④ 一五七七年(天正五) 西頭人 左欄 栖雲下人 彦三郎 小中路村
*③を参照のこと。
⑤ 一五七八年(天正六) 東頭人 右欄 梅本下人藤五郎 東林寺村
*「梅本」とは、「梅本坊」のこと。①を参照のこと。
⑥ 一五七八年(天正六) 東頭人 左欄 権介下人 太郎二郎 妙光寺村
*一五九四年(永禄十二) 東頭人 左欄 妙光寺権介殿・主人。
⑦ 一五九四年(文禄三) 西頭人 左欄 長二郎下人 さる千世 東林寺村
*一五九八年(慶長三) 長之家頭人 左欄 平野長二郎嫡子・主人。
⑧ 一五九九年(慶長四) 西頭人 右欄 金内下人 与七 東林寺村 元はね田ノ者也
*一五八〇年(天正八) 長之家頭人 右欄 上堂金内方
*一五九二年(天正二十) 長之家頭人 左欄 上堂金内嫡子・主人。
⑨ 一六〇〇年(慶長五) 東頭人 左欄 宮喜下人 又七
一六〇〇年(慶長五) 西頭人 左欄 小六下人 介四郎
⑩ 一五九五年(文禄四) 長之家頭人 左欄 平野小六二男津久
*一六〇二年(慶長七)の裏書きに「小六殿三男 平野忠藏」とあり。平野小六が主人。
⑪ 一六〇三年(慶長八) 長之家頭人 右欄 長次郎下人 与介
*「平野長二郎」が主人。⑦を参照のこと。
⑫ 一六三〇年(寛永七) 東頭人 右欄 八兵衛下人 清八
*一六三〇年(寛永七) 長之家頭人 右欄 大谷八兵衛・主人。
⑬ 一六三〇年(寛永七) 西頭人 右欄 梅龍下人 新右衛門
*一六三一年(寛永八) 長之家頭人 右欄 竹田梅龍・主人。
⑭ 一六三〇年(寛永七) 西頭人 左欄 八兵衛下人 九郎右衛門
*大谷八兵衛が主人。⑫のように同年の東頭人にも「八兵衛下人」とだけ記されている。
⑮ 一六四〇年(寛永十七) 東頭人 左欄 治左衛門下人 長治郎
*一六二八年(寛永五) 東頭人 右欄 妙光寺治左衛門殿・主人。
⑯ 一六六三年(寛文三) 東頭人 右欄 次左衛門下人 三之丞 妙光寺村
*「妙光寺治左衛門殿」が主人。⑮を参照のこと。
⑰ 一六七三年(寛文十三) 西頭人 右欄 権之助下人十郎兵衛 里村
*一六七七年(明和四) 西頭人 右欄 三上権之助家来 さ 吉郎兵衛
⑬ 御上神社文書二八号。

- (139) 金子哲 註(29) 掲載論文 二二七ページ。金子は「天正十五年(一五八七)の長之屋座下座頭人「東林寺殿下人甚三郎嫡子通阿ミ」との表記を最後に「殿」の呼称は消える。」と述べているが、「殿」記載は影を潜めていくものの、一六〇五年(慶長十)の西上座頭人「神館殿下人前田村与三郎」、一六〇八年(慶長十三)の長之家下座頭人「神館殿御孫嫡子」、一六二二年(元和八)の長之家下座頭人「神館殿」、一六三三年(元和九)には、長之家下座「平野長左衛門殿」、東下座頭人「永田主馬殿」、西上座頭人「平長左衛門殿下人作介」、西下座頭人「忠兵衛殿下人市兵衛」というように記載がないわけではない。その後もときたま、「殿」と表記することがある。「方」記載は、頭人名としてではないが、一五九六年(文禄五)に長之家の新入りとして「上堂金内方二男」という注記がある以降の記載はみあたらない。
(140) 殿衆と百姓は、文禄年間には侍衆と百姓という階層差として表現される。理由は不明であるが百姓と侍衆が出入りをおこし、百姓側は公儀に訴えたものの、曲事とみなされ、詫言を入れることで落着いている。敗訴になったとはいえず、侍衆と対立して訴訟をおこすほどに百姓たちは力をつけてきたのである。
(141) 山路興造は「ずいき祭りの概観」(「三上のずいき祭り」ずいき祭保存会 二〇〇一年)一〇ページで「この宮座の場合、本来の長之屋を使用して宮座をおこなう長之屋(座)には、社家などの支配者層が属し、以下東座、西座がそれに続いた可能性が高い。その点で歴史的には、はっきりと階層が認められるのであり、長之屋(座)への下人層の加入が考えにくいのである。」と記述するが、相撲神事の再興当初から長之家に下人が存在していた。山路は、さらに続けて「御上神社には、長之屋以下の宮座組織以外に、諸頭と呼ぶ階層があったことが認められる。他所の例から考えて、この諸頭も一種の宮座による中世的祭祀組織であったと思われるが、若宮社の祭祀には直接関与していない。(中略)御上神社には、別に四月の大祭があり、これには別の原理を持つ祭祀組織が存在したはずである。諸頭はその宮座と関係があったと思われるが、今は触れない。」と述べる。しかし、本論からでもわかるように、「諸頭」とは、長之家・東・西の成員を指していた。また、真野純子 註(104) 掲載論文でもあきらかに、春の祭祀組織を宮座ととらえることはできない。
(142) 「下人」は一六七〇年以降に「家来」と呼ばれるようになっていき、その後、近年までデイリ(出入り)と称されていた。現在、大谷家には三上に分家や親類がないが、デイリであった山出に住む八軒の家々(東と西に所属)とは親類に準じたつきあいをし、一七九九年の頭人のときには、ずいき神輿の作成に隣親類とともに、これらの家の協力を仰いでいた。
(143) 大谷家文書(滋賀県立図書館所蔵写真)。

- (144) 人身御供については、「三上山大明神由来之事」(御上神社文書一九五号)に詳しいが、ここでは一七三二年(享保十六)の三上山大明神由来書(御上神社文書一四四号)から引用した。一四四号は切り貼り部分もあり、「叩」の箇所では、切り取った下に「叩」の字を書いた紙を差し込んであった。
- (145) 中村嘉兵衛家、中村すみ氏(一九〇八年生まれ)からの一九七八年聞き取りによる。人身御供については異説も二、三あるが、中村嘉兵衛家に伝えられた話は、御上神社に伝来する註(144)掲載の内容であった。
- (146) 『野洲町史』第二巻、二二二ページ。
- (147) 一七〇四年の改正によって、大花平一二枚、小花平九〇枚を市方で調えることとなり、大花平の六枚が芝原に出されるようになった。
- (148) 御上神社に保管される「昭和廿一年以降神事米綴」によると、神事米の長之家頭人分は一九五三年(昭和二十八)から東と西の頭人と同じ八升となったが、それまでは六升五合であった。
- (149) これまでに神事の負担を減らす方策として、神事儉約令がだされたり、生活改善運動がおこなわれたりしているが、一九七五～一九八三年の筆者調査時では、頭人になれば、家を建て替えたり、少なくとも畳・壁・襖・カマドを新しくした。頭人順が定まっていらない東では、それを機に「神事・嫁入りはめどたい」といって、婚礼と同年にすることを希望する家もあったが、一九六五年(昭和四十)頃までは負担の重さから頭人の延期を願ひ出る者もあり、東公文も頭人の選出には苦慮したという。
- (150) 一七六〇年(宝暦十)頃から、主従関係でおりなされる儀礼行為がくずれかけており、この頃から家来は自宅で御菓子を盛りたい旨の願ひを主に申し出はじめるが、最初のうちは拒否されている。詳しくは、真野純子 註(14) 掲載論文 四一～四二ページを参照のこと。
- (151) 御上神社文書九号。御上神社文書翻刻集(謄写版印刷)から引用した。
- (152) 齋藤弘美「近世村落の形成と分村―妙光寺村の場合―」『近江村落社会の研究』第四号 一九七九年。一五九一年(天正十九)一月二十八日付の「江州野洲郡三上内妙光寺村御検地帳」写しは、妙光寺分のみ記載である。同年の三上全体の検地帳は散見しない。
- (153) 齋藤弘美 註(152) 掲載論文。ただし、名寄登録人の三郎左衛門(無屋敷)は、一六〇三年(慶長八)に東の頭人をつとめており、本稿ではそれを計算に加えて処理した。
- (154) 御上神社文書一九四号(御上神社文書翻刻集)。
- (155) 聞き取り調査によると、三上では途絶えた屋敷を購入したり譲り受けた場合、その屋敷先祖を自家の先祖と同じように祀る例がしばしば確認される。吉右衛門家は喜多殿屋敷を取得し、現在でも屋敷先祖として喜多殿を祀っている。
- (156) 屋敷の所有が住人と見なされる基準となっていることは、現在でも変わらない。筆者は、二〇〇七年現在、夫の赴任地である茨城県つくば市に住んでいるが、前住地の新潟県上越市に家を持っているため、そこを留守にしているも自治会費(町内会費)は茨城県つくば市と新潟県上越市の双方に納めている。屋敷地があれば、そこにたいしての発言権も幾分もちあわせることになるだろうが、同時に義務や負担を負うことになる。
- (157) 註(110) 参照。
- (158) 真野純子 註(76) 掲載論文 二三八ページ。
- (159) 三上庄内には散所や大機院(東福寺末院)の所領があったりと、三上庄が御上神社と必ずしも一体化していたわけではない。三上庄の地主神が若宮であって、村人が神前に祈願し起請したのは、地主若宮の方であった。
- 江戸時代初期の例ではあるが、三上山での盗木禁止などの村中諸色法度を決め時、一六七八年(延宝六)十一月二十二日付で神前で「庄屋、肝煎中」にたいして起請文をしたため、三上村の一七〇人が「則男子ハ十五歳を限り、右法度之趣相守可申候との、お神前致血判」した。それに続いて十二月二十五日付の状には、「物村中打寄相談之上、如此法度相究候、山廻り式人付お 神前若宮殿鐘をつき、雖為親子兄弟少も見隠不申、(略)村中ハ右之法度相背申問敷との、於神前神酒給申候」とある。また、一六八二年(天和二)三月十七日付で、小中小路村の住人が盗人でない身の潔白を証すため、「若宮於 神前テかねつき申者也」とあり(以上は御上神社文書一一〇号。御上神社文書翻刻集より引用)、地主若宮において起請したのである。
- 御上神社の本殿へ起請文を献げたのは、御上神社側(社家)が関与したり、訴訟にからむような公の場合であったようである。永禄年間の東林寺社家衆と三村衆との間におこった築場相論での起請文を献げることや、御籤での決着は御上神社の本殿でおこなわれた模様である。

【付記】二〇〇七年三月提出。後に一部加筆修正。

(学識経験者、国立歴史民俗博物館共同研究員)
二〇〇九年一月二日受付、二〇一〇年五月二五日審査終了

The History and Tradition of *Miyaza* in Mikami in Shiga Prefecture : Through the Existence of *Kumon* and the Origin of Groups

SHINNO Junko

The festival named “*Zuiki-Matsuri*” in Mikami in Shiga Prefecture has interested a lot of scholars who study about *Miyaza*, a kind of Shrine ritual and festival. In this festival, 5 men called “*Tounin*” who were selected from 3 groups (*Chounoya*, *Higashi*, *Nishi*) each prepare a rice cake named *Hanabira-mochi* and a portable shrine made from stalks of taros. *Tounins* belonging to *Higashi* and *Nishi* give young boys as Sumo wrestlers at *Shibahara-shiki*, a shrine ritual that has continued since the 16th century. In each group there is a man named “*Kumon*” who selects *Tounin* from the group.

The name of *Kumon* began from a manor official in medieval Japan. But nobody studied facts in Mikami in detail. In this paper, I investigated by using archives and records of tradition about the existence of *Kumon* and the origin of each group in Mikami. Furthermore, I explained make-up of *Shibahara-shiki*.

Even now, the main characters are not 5 *Tounins*, but 3 *Kumons* at *Shibahara-shiki*. The group name of *Chounoya* means a shrine building; the group name of *Higashi* means sitting on the ground at the east side; the group name of *Nishi* means sitting on the ground at the west side. The system of this shrine ritual was organized on the basis of the receipt system of the manor. To tell the origin, *Chounoya* was on the basis of the territory of Mikami-shrine, *Higashi* was on the basis of the manor in Mikami, *Nishi* was on the basis of *Sanjo* in Mikami, where various people gathered from here and there. In each territory, there was a *Kumon*.

The *Kumon* selects the next year’s *Tounin* and at *Shibahara-shiki*, each *Kumon* presents a paper written with the *Tounin*’s names of next year, to their leader. And at *Hanabira-mochi* and *Hanabira-kago*, which were made by 5 *Tounins*, they are handed to the *Kumons*. *Hanabira-mochi* symbolized an ox’s tongue. *Hanabira-kago* was used as an ox’s muzzle after the ritual. Then a masked man of *Sarutahiko*, who is said to be the messenger of the god of *Mikami*-shrine, enters the central court and thrusts a spear and throws his nasal mucus toward *Kumon*. This action means the god gives energy.

The people of the middle ages believed the energy of the god produced fertility and security. This shrine ritual, which was made for *Kumon*, controlled society in the middle ages in Mikami. Especially *Hanabira-kago* which covered the ox’s mouth, was used as a plow, meaning *Kumon* forced agriculture on the people who lived in Mikami.

In this report, I indicated the 3 steps in the changing of *Kumon* in relation to the point in history and showed actual people who were *Kumon*.

Key word: *Kumon*, *Za*, *Shibahara-shiki*, *Sinji*, selection of *Tounin*
